

654  
56



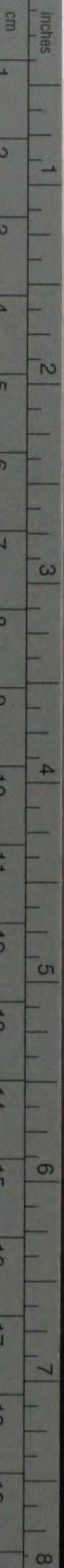
654-56  
1200501571077

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

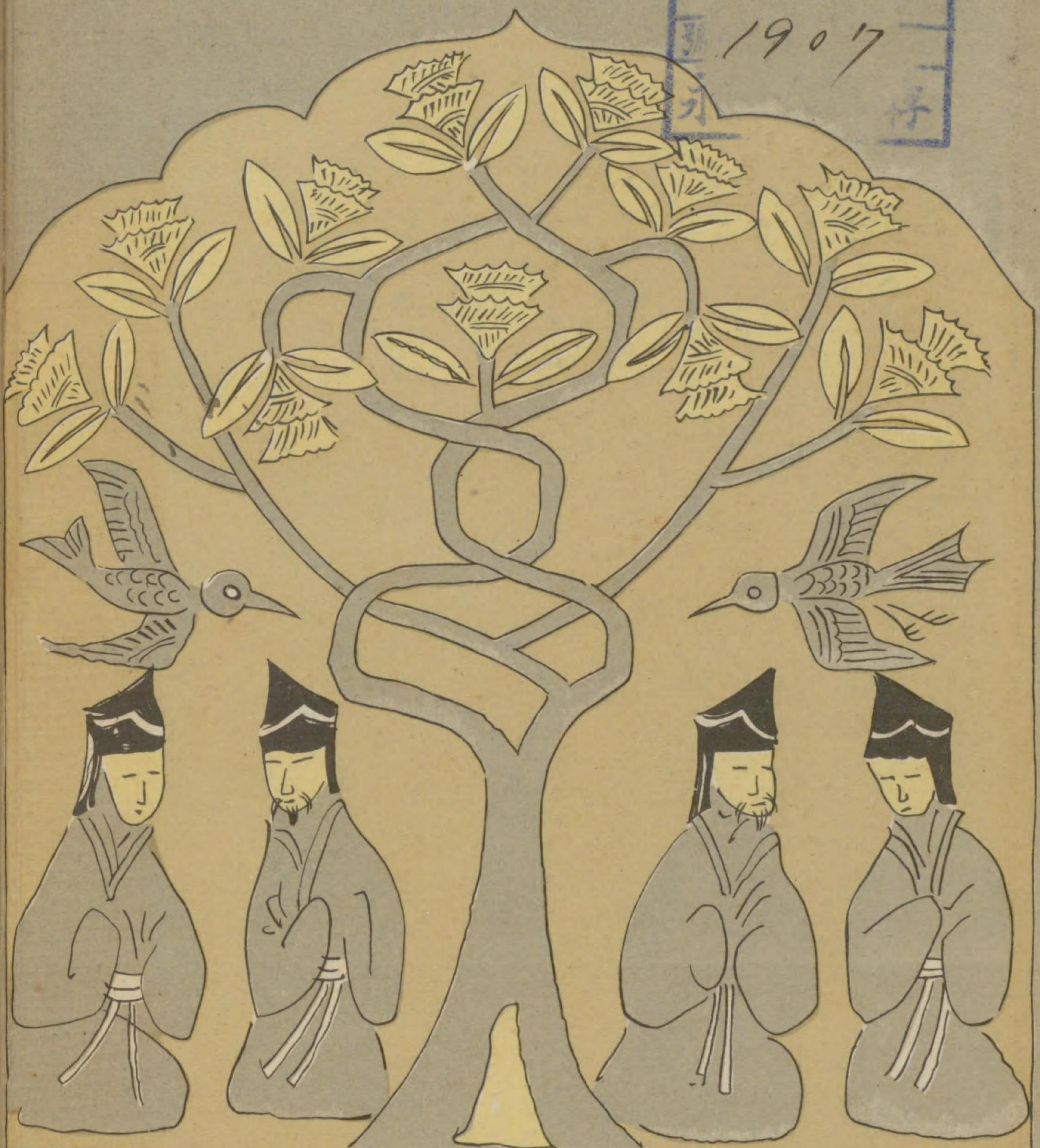
© Kodak, 2007 TM: Kodak



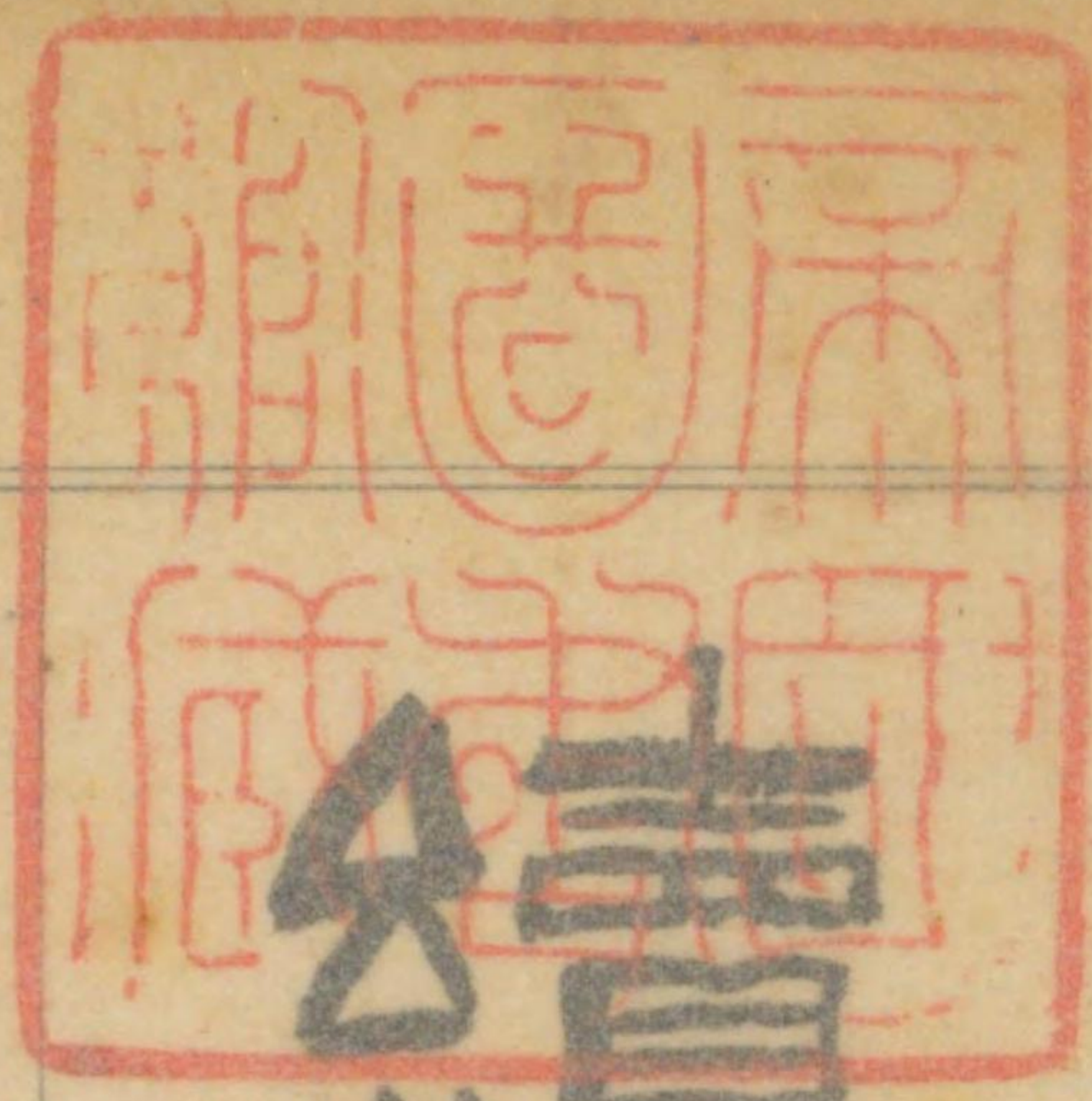


文學  
1907

357







續國譯漢文大成



經子史部  
第一卷  
資治通鑑  
第一卷







續國譯漢文大成



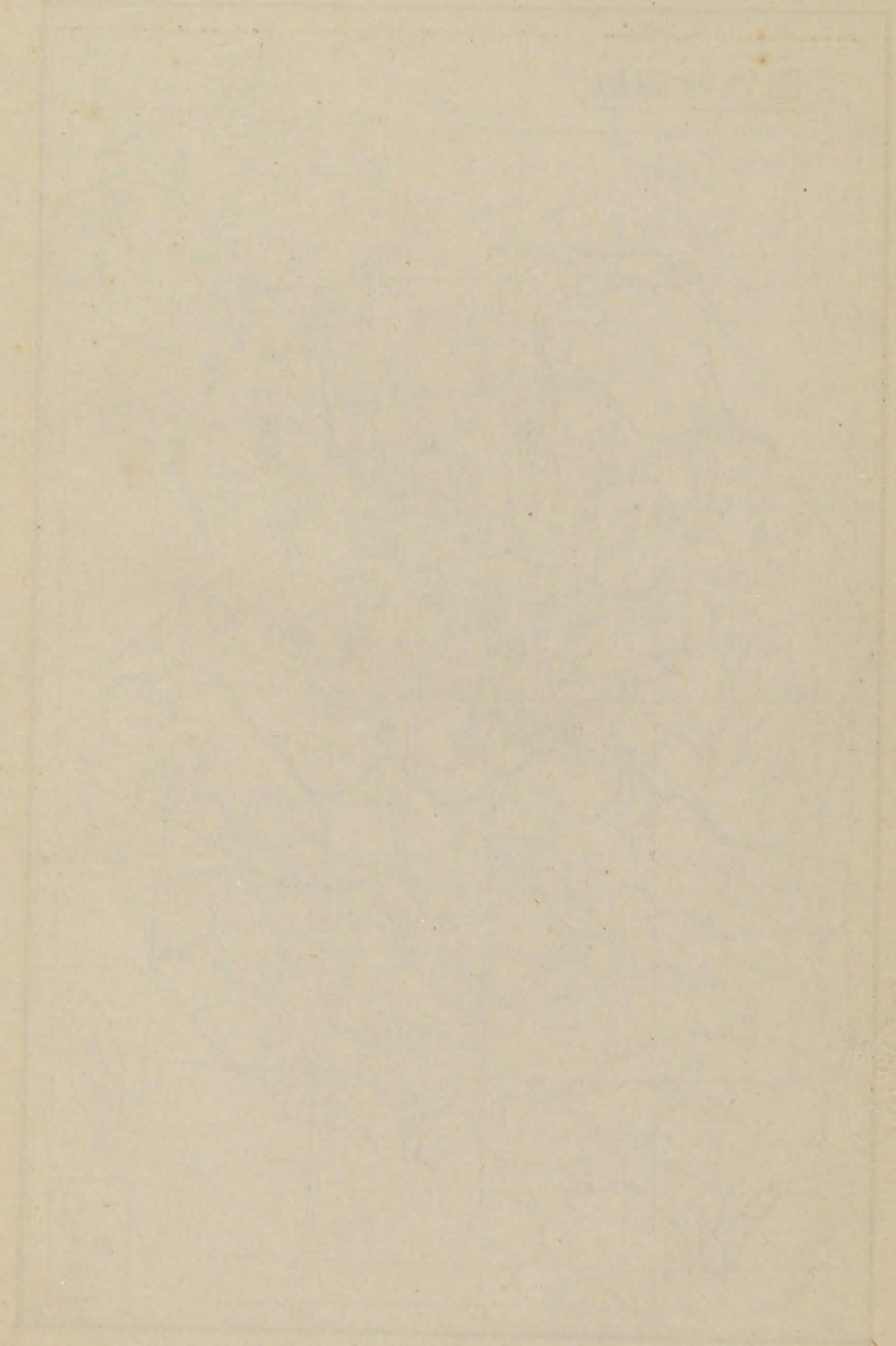
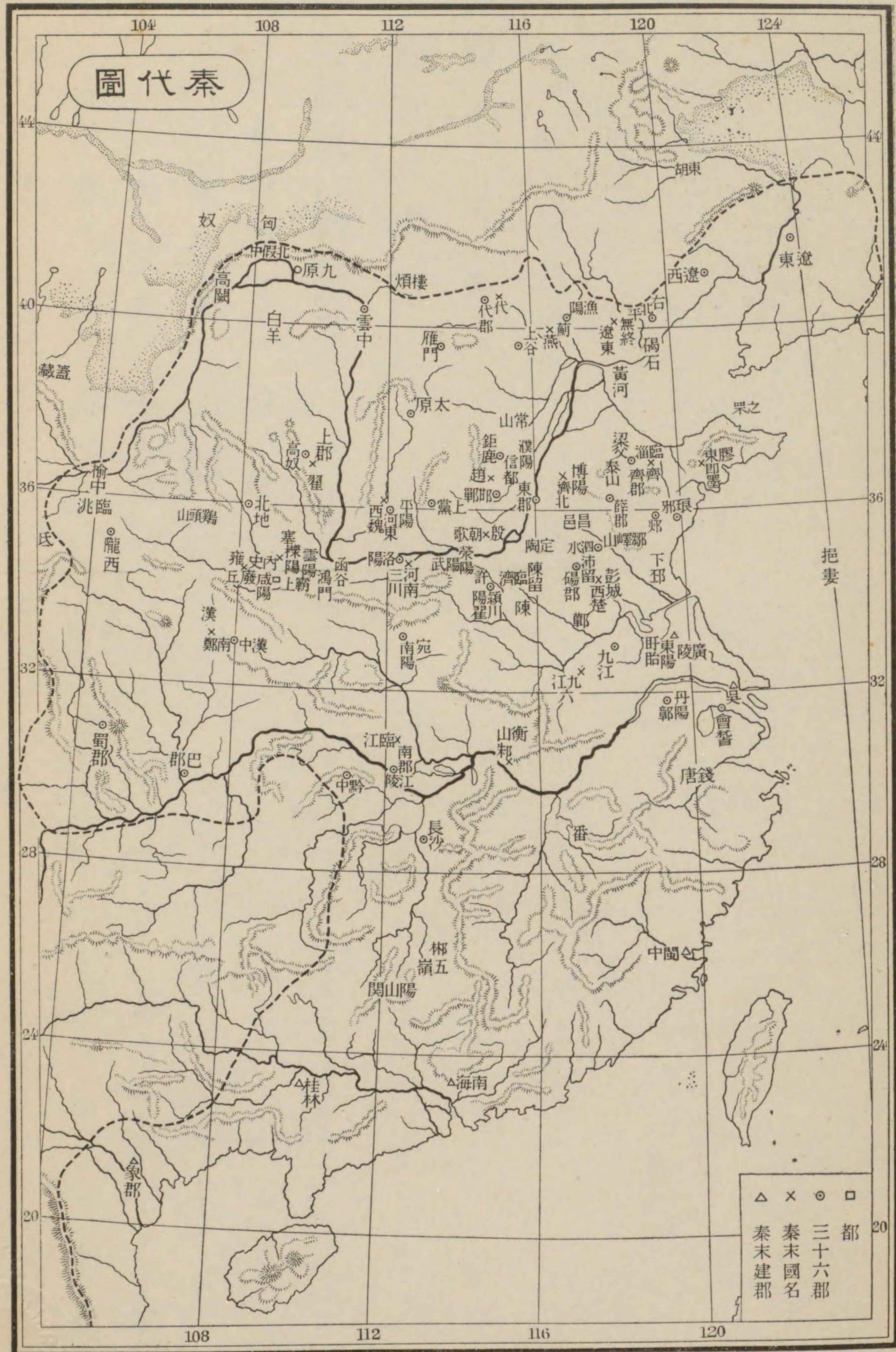
經子史部  
第一卷  
資治通鑑  
第一卷





戰國時代圖







目次

解題……………一—二

資治通鑑を進むる表……………一—五

獎諭詔書……………六—七

治平資治通鑑事略……………一—二

資治通鑑序……………一—三

資治通鑑總目……………一—二

國譯資治通鑑第一……………一—六五

卷の第一 周紀一

威烈王 二十三年より二十四年に至る……………一

安王 元二十六年に至る……………一九

烈王 元七年に至る……………二六

目次……………一



卷の第二 周紀二

顯王 元四年より四十八年に至る ..... 三二

卷の第三 周紀三

慎靚王 元六年に至る ..... 六四

卷の第四 周紀四

赧王 元十七年に至る ..... 六九

卷の第五 周紀五

赧王 元四十八年に至る ..... 九四

卷の第六 秦紀一

昭襄王 元五十二年より五十六年に至る ..... 二九

孝文王 元年 ..... 一六三

莊襄王 元年 ..... 一七六

始皇帝 元年 ..... 一七七

始皇帝 元十九年に至る ..... 一八一

卷の第七 秦紀二

始皇帝 元二十年より三十七年に至る ..... 二〇一

二世皇帝 元年 ..... 二三四

卷の第八 秦紀三

二世皇帝 元三年に至る ..... 二三九

卷の第九 漢紀一

高帝 元二年に至る ..... 二七三

卷の第十 漢紀二

高帝 元四年に至る ..... 三〇三

卷の第十一 漢紀三

高帝 元五年に至る ..... 三三一

卷の第十二 漢紀四

高帝 元八年より十二年に至る ..... 三六三

卷の第十三 漢紀五

惠帝 元七年に至る ..... 三九一

高后 元八年に至る ..... 四〇一



文 帝	二年より	.....	四二〇
卷の第十四	漢紀 六	.....	
文 帝	三年より	.....	四三五
卷の第十五	漢紀 七	.....	
文 帝	前十一年より	.....	四六七
	十六年に至る	.....	
景 帝	元年より	.....	四九五
	二年に至る	.....	
卷の第十六	漢紀 八	.....	
景 帝	前三年より	.....	五〇〇
	七年に至る	.....	
卷の第十七	漢紀 九	.....	
武 帝	建元元年より	.....	五三八
	六年に至る	.....	
卷の第十八	漢紀 十	.....	
武 帝	元光二年より	.....	五七一
	六年に至る	.....	
	元朔元年より	.....	
	四年に至る	.....	

進資治通鑑表(原文).....一四

獎諭詔書(原文).....五一六

治平資治通鑑事略(原文).....一

資治通鑑序(原文).....一一二

資治通鑑自卷第一至卷第十八(原文).....一一三三

附圖二葉(戰國時代 秦代圖).....卷首



解題

資治通鑑二百九十四卷。宋の司馬光の編集する所なり。光字は君實。陝州夏縣涑水郷の人。幼にして氣象凜然として成人の風あり。羣兒と庭に嬉戯し、一兒甕に登り、足跌して水中に没するや、光が石を把つて甕を撃ち破り、兒を救ひたるは、現に人口に膾炙する話柄たり。仁宗實元の初、進士甲科に中り、奉禮郎に除せられ、蘇州判官事を簽す。嗣いで館閣校勘、并州通判、開封府推官等を経て、天章閣待制兼侍講知諫院に進む。英宗の時、龍圖閣直學士と爲り、神宗位に即くに及び、翰林學士に擢んでらる。而して侍講諫院を兼ねること故の如し。光人と爲り、忠信正直、屢上疏して時事を論じ、朝政を補裨すること多し。熙寧の初、王安石、相と爲り、新法を行ふ。光、其の不可を極論す。偶、樞密副使に拜するの詔あり。光辭して曰く、「臣徒に祿位を以て自ら榮し、而して生民の患を救ふ能はずんば、是れ名器を盜竊して其の身に私するなり。陛下誠に能く制置條例司を罷め、青苗助役等の法を行はずんば、臣を用ひすと雖、臣、賜を受くること多し」と。竟に受けず。三年、端明殿學士を以て知永興軍たり。翌年請うて判西京御史臺の閑職に就き、洛陽に赴く。居ること十五年、口を緘して時事を語らず。而して聲望日に高く、天下以て眞宰相と爲し、田夫野人も亦呼んで司馬相公と云ふ。神宗崩じ、闕に詣るや、到る處、民、道を遮りて曰く、「公、洛に歸る勿れ、留まりて天子を



相けて百姓を活かせ」と。哲宗幼冲、太皇太后政を聽く。光を召して門下侍郎と爲し、國政を宰せしむ。寄託最も重し。光悉く安石の法を廢し、銳意、治を圖る。疾を獲、相たること八個月にして薨す。時に元祐元年九月にして、齡正に六十八なりき。太后慟哭し、帝と共に其の喪に臨み、太師溫國公を贈り、諡を文正と賜ふ。天下舉つて之を悼み、京師の人は爲に市を罷め、嶺南の父老も亦相率ゐて具祭せりといふ。而して其の通鑑の編纂に従事せるは、英宗の治平中より神宗元豐間に互る十九年なりき。

通鑑編纂の由來は、溫公が自らものせる其の序文に詳なり。其の中に曰く、

伏念臣性識愚魯、學術荒疎、凡百事爲、皆出人下、獨於前史、粗嘗盡心、自幼至老、嗜之不厭、每患遷固以來、文字繁多、自布衣之士、讀之不徧、況於人主、日有萬機、何暇周覽、臣常不自揆、欲刪削冗長、舉撮機要、專取關國家盛衰、繫生民休戚、善可爲法、惡可爲戒者、爲編年一書、使先後有倫、精粗不雜、私家力薄、無由可成、伏遇英宗皇帝、資睿知之性、敷文明之治、思歷覽古事、用恢張大猷、爰詔下臣、俾之編集、臣夙昔所願、一朝獲伸、踴躍奉承、惟懼不稱、云云。

而して宋史、司馬光傳には、光常患歷代史繁、人主不能遍覽、遂爲通志八卷、以獻英宗、悅之、命置局、祕閣續其書、云云。と云ひ、書錄解題卷四には、初光嘗約戰國至秦二世、如左氏體

爲志八卷、以進英宗、悅之、遂命論次歷代君臣事迹、云云。と云へり。蓋し溫公、夙に前史の機要を舉撮して、編年の通史を作り、人主の閱覽に便せんとするの志ありしを以て、先づ戰國より秦に至る史實を述べ、通志八卷と爲して具進し、而して英宗之を悦びて、公に命ずるに其の書を大成することを以てせしなり。其の命を奉じて編纂に従事したるは、治平三年四月なりき。通鑑の序文に、又曰く、

先帝(英宗)仍命自選辟官屬、於崇文院置局、許借龍圖天章閣三館祕閣書籍、賜以御府筆墨、繪帛、及御前錢、以供果餌、以內臣爲承受、眷遇之榮、近臣莫及、不幸書未進御、先帝違棄羣臣。

英宗が溫公の修史の業に甚深の興味を感じ、之を遇すること極めて厚かりしを知るべし。溫公既に局を崇文院に開き、自ら官屬を選任するを許さる。乃ち、臨江の人、劉攽字は貢父、筠州の人、劉恕字は道原、及び成陽の人、范祖禹字は夢得を招き、請うて同修の官と爲し、劉攽をして前後兩漢の史筆を掌らしめ、劉恕をして二國・六朝及び隋を、范祖禹をして唐及び五代を擔任せしめたり。三人は皆當代の英才にして、史學に深き者なり。文正公文集に載せたる十國紀年序に曰く、

皇祐初、光爲貢院屬官、時有詔、士能講解經義者、聽別奏名、應詔者數十人、趙周翰爲侍講、知貢舉、問以春秋禮記大義、其中一人所對最精詳、先具注疏、次引先儒異說、末以己



意論而斷之。凡二十問。所對皆然。主司驚異。擢爲第一。及發糊名。乃進士劉恕。年十八矣。光以是慕重之。始與相識。道原乃其字也。道原是歲賦論策。亦入高等。殿試不中格。更下國子監試。講經復第一。釋褐。鉅鹿主簿。和川令。陸介夫爲廣西帥。奏掌機宜。前世史。自太史公所記。下至周顯德之末。簡策極博。而於科學。非所急。故近歲學者。多不讀。鮮有能道之者。獨道原篤好之。爲人強記。紀傳之外。閭里所錄。私記雜說。無所不覽。坐聽其談。衰衰無窮。上下數千載間。細大之事。如指掌。皆有稽據。可考驗。令人不覺心服。英宗皇帝雅好稽古。欲徧觀前世行事得失。以爲龜鑑。中略尋詔。光編次歷代君臣事。仍謂光曰。卿自擇館閣英才。共修之。光對曰。館閣文學之士。誠多。至於專精史學。臣未得而知者。唯和川令劉恕一人而已。上曰善。退即奏召之。與共修書。凡數年。史事之紛錯難治者。則以諉之。光蒙成而已。

此れに依つて劉恕の才學、一時の驚異たりしこと、溫公命を承くるの初、先づ劉恕に著眼し、和川令より召して修史に與らしめたることを知るべし。劉恕、劉敞、范祖禹の三人は相前後して書局に入り、各の分擔する所の業に就きたるならんが、而も三人終始相共に局中に在りしにはあらず。溫公は熙寧三年、判西京御史臺たると共に、書局を以て自ら隨ふことを聽されたり。然れども局僚の中、劉敞は熙寧以來、或は京朝官と爲り、或は知州轉運使と爲り、溫公に洛陽に従ひたる跡無し。顧ふに、敞の

擔任せる所は兩漢以前にして、編纂比較的容易なるが故に、其の業夙に成り、隨つて先づ局を退きたるならん。劉恕は、溫公の外官に補せられたる時、是れより先、其の執政王安石の旨に忤ひたるを以て自ら安んぜず、請うて監南康軍酒の職に就けり。而も彼は尙ほ修史の業を分擔し、溫公が判西京留臺と爲りて後數年、朝廷に請ふに、身親しく公の許に到りて其の事を議せんことを以てし、水陸數千里、洛陽に赴き、留まること數月にして復南康に還れり。歸途、風疾を獲て、右手足偏廢せしも、業を廢せず。疾篤きに及びて始めて書を束ねて局中に歸せり。元豐元年、四十七歳を以て終る。此の事亦十國紀年序に詳なり。范祖禹に至つては、洛陽の書局に在ること十五年、溫公を助けて書成るに及べり。而して三人の外、公の子康字は公休が、檢閱文字の官を帯び、終始、公の傍に在りて修史の業を輔佐せることも亦忘るべからず。

英宗が通鑑の編纂を重んじたることは既に述べたるが、其の後を承けたる神宗も亦此の書の爲に意を用ふることに淺からず。即位の初、資治通鑑の名を賜ひ、自ら序を製して以て授け、爾來屢獎諭の旨を降せり。元豐七年十一月に至りて書成る。本書二百九十四卷、目錄三十卷、攷異三十卷、合はせて三百五十四卷、之を朝に進む。詔して嘉歎し、溫公に資政殿學士を加ふ。治平三年局を開きてより茲に至るまで、實に前後十九年に互れり。

通鑑は筆を周の威烈王二十三年に起し、五代周の世宗顯德六年に至つて已む。凡一千三百六十二年



に互る。而して王朝一代を以て一紀と爲す。周紀五卷、秦紀三卷、漢紀六十卷、魏紀十卷、晉紀四十卷、宋紀十六卷、齊紀十卷、梁紀二十二卷、陳紀十卷、隋紀八卷、唐紀八十一卷、後梁紀六卷、後唐紀八卷、後晉紀六卷、後唐紀四卷、後周紀五卷、合はせて二百九十四卷あり。其の春秋以前を除きたるは、其の事尙書・春秋等の書に見え、尙書・春秋等は儒家の經典に屬し、必讀まざる可からざる書なるを以て、之を編年の通史に加ふるを須ひずと思惟したるが爲なるべし。而して春秋を承けて筆を哀公十七年即ち周の敬王四十二年に起すことなかりしは、經を續ぐの名を避けんとするに出で、威烈王二十三年を擇びたるは、此の年韓・魏・趙に命じて諸侯と爲すの事あり、之を藉りて大義名分を明にし、開卷劈頭、全篇の宗旨を發揮せんと欲したるに因らん。顯徳六年は周の世宗崩じたる年にして、其の明年は宋の太祖の建隆元年に當る。通鑑が此の年を以て終りたるは、此れより後は當代の事に係るを以て、姑く之を除外したる結果なるべし。其の記述の方法は所謂編年體にして、年を逐ひ、月日を逐うて、軍國の大事と君臣の言行とを敘し、間、臣光曰の三字を標して論贊を挿み、以て治亂興廢の迹と其の由て來る所を明にせんとせり。而して奇異にして人の耳目を悦ばすに過ぎざるの事は概之を載せず。其の資料は、史記以下歷代の正史を主とすと雖、傍、稗史野乘より百家の譜録文集墓誌碑碣の類に至るまで取つて以て考據に充てたり。高似孫の史略に依れば、其の數二百二十餘に及べりといふ。修史の課程は大體三段に分かれたるが如し。先づ作れるものを叢目と爲す。叢目は年月に依りて事目を標出し、其の出典を附注したるものなり。次に作れるを長編と爲す。長編は叢目に依り、羣書を取捨して詳に史實を述べ、疑義あれば併せて之を考覈せるものなり。而して最後に長編を刪りて本書を成したるなり。是れ通鑑釋例に附載せる溫公の與范內翰論修書帖に依りて知るべし。唐紀は、今、八十一卷なるが、書錄解題に依れば、其の長編は六百卷の多きに上り、之を刪りて百卷と爲し、更に八十一卷と爲したりといふ。力を用ふるの深きこと、以て見るべし。文獻通考引く所の高氏緯略に曰く、

公與宋似道書曰某自到洛以來專以修通鑑爲事於今八年僅了得晉宋齊梁陳隋六代以來奏御唐文字尤多託范夢得將諸書依年月編次爲草卷每四丈截爲一卷自課三日刪一卷有事故妨廢則追補自前秋始刪到今已二百餘卷至大曆末年耳向後卷數又須倍此共計不減六七百卷更須三年方可粗成編又須細刪所存不過數十卷而已。

是れ溫公自ら唐紀纂修の事を述べたるものにして、年月に依りて編次して草卷を爲すとは、唐紀長編の草稿を作るを指し、三年を須ちて方めて粗編を成す可しとは長編の稿を定むるを謂へるなり。蓋し唐紀長編は范祖禹之を起草し、溫公之に雌黃を施して稿を定め、然る後更に筆刪して本書を成したるなり。四丈毎に一卷と爲し、三日を以て一卷を刪るといふ。精勵の狀、睹るが如し。溫公の進表



に日力不足、繼之以夜、と云へるの誣ひざるを知るべし。而して温公の爲に先づ草卷を編次したる范夢得の勞、亦洵に想見するに勝へたり。蓋し通鑑の中、兩漢及び三國は、温公が洛陽に到る以前に成り、晉より隋に至る六代は、洛に到りて後七年許にして成り、而して最後の七八年は専ら唐及び五代の爲めに費したりと見て大過無かるべく、就中温公等が渾身の精力を傾けて功程を急ぎたるは、其の最後の七八年なりしに似たり。

温公は、通鑑の外、通鑑目錄及び通鑑考異を編纂せり。目錄は年を逐ひて重要事項を列舉し、其の下に卷數を標明し、一讀して、某事は某年に在り、某年は某卷に在るを知らしむるものにして、年表と目錄とを兼ねたり。考異は異聞を考證したるもの、凡一事にして三四の出處あり、彼此詞を異にするものあれば、之を辨析して其の誤を正せり。蓋し目錄は叢目よりして著想せるもの、考異は長編中の考證を整理したるものなるべし。目錄及び考異の外、温公は通鑑舉要曆八十卷を撰せり。是れ亦通鑑の浩大に過ぐるを患へて、晩年に著したるものとす。又、通鑑節文六十卷あり。温公の自抄といふも實は非なりとのこと、羣齋讀書志に見ゆ。此の二書、今俱に傳はらず。通鑑釋例は、温公の曾孫伋が、公が通鑑編纂の際手定せる凡例の散亂せるを掇取分類したるものにして、原と三十六例ありといふも、今存するは僅に十例のみ。温公の撰と稱せらるるも、四庫全書總目提要には之を疑ひて、必しも盡く其の本旨に非ずと云へり。

抑編年體の史は素より通鑑に始まらず。支那の歴史は上古の曆譜牒の發達したるものにして、其の初は自ら編年の法に依り、春秋以下列國の史籍の如き、皆然りしなり。漢代司馬遷、史記を作るに及びて始めて紀傳體あり。後漢に至り、班固、史記に倣ひて漢書を撰し、荀悅、編年を用ひて漢紀を編し、爾來紀傳と編年と交行はれたるが、紀傳體最も流行し、南北朝の際、遂に之を目して正史と爲し、編年漸く微なり。漢以來、史界の雄篇大作皆紀傳體より出で、編年體にして之と衡を争ふに足るもの無し。資治通鑑成るに及びて、編年の爲に萬丈の氣焰を吐けり。是れより後、之に倣ふもの、踵を接して出づ。即ち光の業を助けたる劉恕に、通鑑外紀十卷あり。三皇五帝より周の威烈王二十二年に至るまでの事を記す。初、恕、威烈王二十二年以前の事を述べて通鑑前紀と爲し、宋朝を以て後紀と爲し、書成るを俟つて光に請うて其の允諾を得んと欲したるが、疾を獲たるを以て意を後紀に絶ち、且つ前紀の名を改めて外紀と爲せりといふ。又、宋の李燾に續資治通鑑長編一百六十八卷あり。劉時舉に續宋編年資治通鑑あり。金履祥に通鑑前編十八卷舉要三卷あり。元の陳桎に通鑑續編二十四卷あり。明の薛應旂に宋元資治通鑑一百五十七卷あり。王宗沐にも同名の書六十四卷あり。嚴衍及び談允厚に資治通鑑補二百四十九卷あり。清に至つて、御批通鑑輯覽一百六十卷あり。徐乾學に資治通鑑後編一百八十四卷あり。畢沅に續資治通鑑二百二十卷あり。此等は皆温公の書を續ぎ、若しくは其の缺を補はんとしたるものなり。又、范祖禹に唐鑑十二卷あり。朱繪に歷代帝王年運詮要十卷あり。



龍爪の注も亦主として史焯釋文に依りしもの如し。降りて元の初に至りて、胡三省の音注出づ。三省字は身之、天台の人、宋の寶祐四年の進士なり。賈似道の辟を以て軍に蕪湖に従ふ。言用ひられず、戦も亦敗る。宋亡ぶるに及び、隱居して仕へず。初、通鑑廣注九十七卷を撰す。元人南下の際、兵燹の爲に其の稿を失ふ。亂定まりて後、再び筆を執つて音注を草し、之を通鑑本文の間に挿み、同時に溫公の考異を分割して各條下に散入せり。至元二十二年、書成る。二十六年、台州に揚鎮龍の亂あり。三省、書を密中に藏して免るを得たりといふ。其の通鑑の注の爲に力を盡すこと前後三十年、精覈詳備、匹儔有るなし。三省別に資治通鑑釋文辨誤の著あり。史焯の書の誤謬を指摘考證したるものなり。此の書、音注と同時に撰せられ、此の書に述ぶる所は音注には録せず。故に音注を覽るもの併せて辨誤を讀むを可とす。此外、清の陳景雲に通鑑胡注舉正一卷あり。錢大昕に通鑑注辨正二卷あり。趙紹祖に通鑑注商十八卷あり。吳熙載に通鑑地理今釋十六卷あり。又宋の劉義仲の通鑑問疑一卷は、其父恕と溫公とが史上の疑問を往復討論せる文を集めたるものにして、必讀の書と謂ふべく、王應麟の通鑑地理通釋十卷、通鑑答問五卷、清の王夫之の讀通鑑論十六卷、亦參照に値す。

通鑑の始めて梓に上れるは、元祐元年にして、此の時旨を奉じて杭州に於て刊刻せり。繼いで、紹興二年復紹興府に於て印造せり。民間の刊する所には、海陵本及び龍爪本あり。元の至元の末、興文



署を立てて諸經子史を刻したる時、胡三省音注本を刊行す。其の板傳はりて明に至り、成化の後に至るまで印行せられたりといふ。嘉靖中、杭州に於て復此の書を刻す。天啓五年、陳仁錫、又胡三省音注本を刊し、附するに釋例・目錄・外紀等を以てす。世に之を七編通鑑と謂ふ。清の嘉慶二十一年、鄒陽の胡克家、元本を翻刻す。摹勒頗精なりと稱せらる。同治中、江蘇書局、胡刻本を重刊す。所謂局刻本なり。我國にては、嘉永二年、津藩主藤堂氏、陳仁錫本に校勘を施して翻刻し、陳氏附する所の評點を除き、欄外に勘語を加ふ。今に至るまで盛に行はる。明治年間、鳳文館本、修道館本、東京印刷會社本等相繼いで出づ。

昭和三年三月

加藤 繁 識

端明殿學士兼翰林侍讀學士太中大夫提舉西京嵩山崇福宮上柱國河内郡開國公食邑二千六百戶  
 食實封一千戶 臣司馬光、資治通鑑を進むる表

臣光言す、先に

勅を奉じて歴代の君臣の事迹を編集し、又、

聖旨を奉じ、名を資治通鑑と賜ひ、今已に了畢する者なり。伏して念ふに、臣性識愚魯、學術荒疎にして、凡百の事爲、皆、人の下に出づ。獨り前史に於ては、粗ば嘗て心を盡し、幼より老に至るまで、之を嗜みて厭かず。毎に患ふ、遷固以來、文字繁多にして、布衣の士より、之を讀むこと偏からず。

況んや

人主に於ては、日に萬機有り、何ぞ周覽するに暇あらんと。臣常に自ら揆らず、冗長を刪削し・機要を擧撮し・専ら・國家の盛衰に關し・生民の休戚に繋り・善にして法と爲す可く・惡にして戒と爲す可き者を取り・編年の一書を爲り・先後・倫有り・精粗・雜ならざらしめんことを欲す。私家力薄く、成す可

きに由無し。伏して

英宗皇帝の、睿智の性を資とし、文明の治を

敷き、古事を

歴覽して、用て

資治通鑑を進むる表



大猷を恢張せんことを思ひ、爰に下臣に

詔して、之をして編集せしめたまふに遇ふ。臣が夙昔の願ふ所、一朝にして伸ぶるを獲、踊躍して

奉承し、惟だ稱はざらんことを懼る。

先帝仍ほ命じて自ら官屬を選辟せしめ、崇文院に於て局を置き、龍圖・天章閣・三館・祕閣の書籍を借

るを

許し、賜ふに

御府の筆墨繪帛を以てし、及び

御前の錢、以て果餌に供し、内臣を以て承受を爲さしめたまふ。

眷遇の榮、近臣及ぶもの莫し。不幸にして書未だ

進御せず、

先帝、羣臣を違棄したまふ。

陛下、

大統を紹膺し、欽んで

先志を承け、寵するに冠序を以てし、之に嘉名を

錫ひ、

經筵を開く毎に、常に進讀せしめたまふ。臣、頑愚なりと雖も、

兩朝の知待を荷ふこと、此の如く其れ厚し。身を隕し元を喪ふとも、未だ

報塞するに足らず。苟くも智力の及ぶ所、豈に敢て遺す有らんや。會差して知永興軍とせらる。衰

疾にして劇を治むるに任へざるを以て、冗官に就かんことを乞ふ。

陛下、俯して欲する所に從ひ、曲げて

容養を賜ひ、差して判西京留司御史臺及び提舉西京嵩山崇福宮とせらる。前後六任、仍ほ書局を以て

自ら隨ふを聽し、之に祿秩を給し、職業を

責めたまはず。臣既に它事無く、以て精を研き慮を極むるを得。有る所を窮竭し、日力、足らず、之

に繼ぐに夜を以てし、徧く舊史を閲し、旁ら小説を采り、簡牘盈積し、浩として淵海の如く、幽隱を

抉擿し、毫釐を校計し、上は戰國に起り、下は五代に終り、凡そ一千三百六十二年、二百九十四卷を

修成す。又、略して事目を舉げ、年經國緯、以て

檢尋に備へ、目錄三十卷を爲る。又羣書を參考し、其の同異を評し、一塗に歸せしめ、考異三十卷を

爲る。合はせて三百五十四卷。治平に局を開きしより、今に迄りて始めて成り、歲月淹久にして、其

の間の牴牾、敢て自ら保せず。罪負の重き、固より逃るる所無し。臣光誠惶誠懼、頓首頓首。重ねて



念ふに臣

闕庭を遠離すること、十有五年。身は外に處ると雖も、區區の心、朝夕寤寐、何ぞ嘗て

陛下の左右に在らざらん。願ふに驚蹇なるを以て、施すとして可なる無し。是を以て専ら鉛槧を事とし、用て

大恩に酬いんとし、庶はくは涓塵を竭し、少しく

海嶽に裨あらんことを。臣今骸骨癯瘠し、目視昏近に、齒牙幾くも無く、神識衰耗し、目前の爲す所、

踵を旋らせば遺忘す。臣の精力、此の書に盡きたり。伏して望むらくは、

陛下、其の妄作の誅を寛にし、其の忠を願ふの意を

察し、

清閑の宴を以て、時に

省覽を賜ひ、前世の興衰を

鑒み、當今の得失を

考へ、善を

嘉し惡を矜み、是を

取り非を捨て、以て稽古の盛徳を

懋にし、無前の至治に

躋るに足り、四海羣生をして、咸其の福を蒙らしめたまはんことを。

則ち臣骨を九泉に委すと雖も、

志願永く畢らん。謹みて表を奉じて陳

進して以て

聞す。臣光誠惶誠懼、頓首頓首謹言。

元豐七年十一月 日

進呈

檢閲文字承事郎

臣 司

馬

康

同 修奉議郎

臣 范

祖

禹

同 修祕書丞

臣 劉

恕

同修尙書屯田員外郎充集賢校理

臣 劉

放

編集端明殿學士兼翰林侍讀學士太中大夫

臣 司

馬

光



獎諭詔書

勅す、司馬光、資治通鑑を修して成る事。史學の廢すること久し。紀次、法無く、論議明かならず。豈に以て懲勸を示し久遠に明かにするに足らんや。卿、博學多聞、今古を貫穿し、上、晩周より、下、五代に迄るまで、發揮綴緝し、一家の書を成し、褒貶去取、據依する所有り。省閱して以還、良に深く嘉歎す。今、卿に銀絹對衣、腰帶鞍轡馬具を賜ふこと、別錄の如し。至らば領す可きなり。故に茲に獎諭す。想ふに宜しく知悉すべし。冬寒、卿比平安、好遣せよ。書指、多きに及ばず。

十五日

元豐八年九月十七日、尙書省の劄子に准し、

聖旨を奉じて重ねて校定を行ふ。

元祐元年十月十四日

聖旨を奉じて杭州に下して鏤板す。

校對宣德郎 祕書省正字

臣 張

未

校對宣德郎 祕書省正字

臣 晁

補

之

校對朝奉郎行祕書省正字上騎都尉

臣 宋

匪

躬

校對朝奉郎行祕書省校書郎充集賢校理武騎尉賜緋魚袋

臣 盛

次

仲

校定 承議郎充祕閣校理武騎尉賜緋魚袋

臣 張

舜

民

校定 承議郎祕書省校書郎充集賢校理武騎尉賜緋魚袋

臣 孔

武

仲

校定 修實錄院檢討官朝奉郎行祕書省著作佐郎武騎尉賜緋魚袋

臣 黃

庭

堅

校定 宣德郎守右正言

臣 劉

安

世

校定 奉議郎行祕書省著作佐郎兼侍講賜緋魚袋

臣 司

馬

康

校定 修實錄檢討官承議郎祕書省著作郎兼侍講上騎都尉賜緋魚袋

臣 范

祖

禹

太中大夫守尙書右丞上柱國汝州開國侯食邑一千八百戶食實封二百戶賜紫金魚袋

臣 呂

大

防

通議大夫守尙書左丞上柱國平原郡開國公食邑二千五百戶食實封柒百戶

臣 李

清

臣

金紫光祿大夫守尙書右僕射兼中書侍郎上柱國東平郡開國公食邑七千一百戶食實封二千三百戶

臣 呂

公

著



治平資治通鑑事略

治平三年四月辛丑、龍圖直學士侍讀司馬光に命じて、歴代の君臣の事迹を編集せしむ。初め光患ふらく、歴代の史繁重にして、學者綜ぶること能はず、況んや人主に於てをやと。上は戦國より下は五季に迄るまで、正史の外に、旁ら他書を采り、國家の興衰に關し、生民の休戚に係り、善にして法と爲す可く、惡にして戒と爲す可き者をもて、左氏傳の體に依り、編年の一書を爲り、名づけて通志と曰はんと欲す。遂に、戦國より秦の二世に至るまでを約して八卷と爲し、以て進む。英宗、之を悦び、命じて其の書を續がしめ、局を祕閣に置き、劉恕・趙君錫を以て同じく修せしむ。四年十月己酉、初めて邇英に御す。甲寅、初めて進讀す。名を資治通鑑と賜ふ。神宗親ら序を製し、面のあたり光に賜ふ。序に曰はく、「光の志以爲へらく、威烈王、韓・趙・魏を命じて諸侯と爲す。周、未だ滅びずと雖も、王制盡きたりと。此れ亦、古人の述作の、端を造し意を立つるの繇る所なり。其の載する所、明君・良臣、治道を切摩し、議論の精語、徳刑の善制、天人相與するの際、休咎庶證の原、威福盛衰の本、規模利害の效、良將の方略、循吏の條教、斷するに邪正を以てし、要するに治忽に於てし、辭令淵厚の體、箴諫深切の義、良に備はれりと謂ふ。凡て十六代、博にして而も其の要を得、簡にして而も事に周し。是れ亦、典刑の總會、冊牘の淵林なり」と。元豐七年十二月戊辰、書成る、二百九十四



卷。上は戰國に起り、下は五代に終り、凡て一千三百六十二年。又、略して事目を擧げ、年經國緯、目錄三十卷を爲る。羣書を參攷し、其の同異を評し、一途に歸せしめ、考異三十卷を爲る。合はせて三百五十四卷。治平に局を開きしより、今に迄りて始めて成る。凡て十九年。詔書もて獎諭し、銀帛衣帶靴馬を賜ふ。上、輔臣に諭して曰はく、『前代未だ嘗て此の書有らず。苟悦の漢紀に過ぐる事遠し』と。光を以て資政殿學士と爲す。輔臣、之を觀んことを請ふ。遂に命じて三省に付す。

### 資治通鑑序

御製

朕惟ふに君子多く前言往行を識り、以て其の徳を畜ふ。故に能く剛健篤實にして、輝光日に新なり。書に亦曰はく、『王人、多聞を求め、時に惟れ事を建つ』と。詩書春秋は、皆、得失の迹を明かにし。王道の正を存し、鑑戒を後世に垂るる所以の者なり。漢の司馬遷、石室金匱の書を紬し、左氏國語に據り、世本・戰國策・楚漢春秋を推し、經を采り傳を撫ひ、天下の放失せる舊聞を罔羅し、之を行事に考へ、上下數千載の間に馳騁し、首に軒轅を記し、麟止に至り、紀・表・世家・書・傳を作爲す。後の述者、此體を易ふること能はざるなり。惟れ其の是非、聖人に謬はず、褒貶、至當に出づるは、則ち良史の才なり。若に古を稽ふるに、

英考、神を載籍に留め、萬機の下、未だ嘗て卷を廢せず。嘗て龍圖閣直學士司馬光に命じ、歷代の君臣の事迹を論次せしめ、祕閣に就きて繙閱せしめ、吏史・筆札を給し、周の威烈王に起り、五代に訖らしむ。光の志、以爲へらく、周・積衰し、王室・微に、禮樂征伐、諸侯より出づ。平王・東遷し、齊・楚・秦・晉始め大に、桓文更霸たるも、猶ほ尊王に託して辭を爲し、以て天下を服せり。威烈王、陪



臣より、韓・趙・魏を命じて諸侯と爲す。周、未だ滅びずと雖も、王制盡きたりと。此れ亦、古人の述作の、端を造し意を立つるの繇る所なり。其の載する所、明君・良臣、治道を切摩し、議論の精語、徳刑の善制、天人相與するの際、休咎庶證の原、威福盛衰の本、規模利害の效、良將の方略、循吏の條教、之を斷するに邪正を以てし、之を要するに治忽に於てし、辭令淵厚の體、箴諫深切の義、良に備はれりと謂ふ。凡て十六代、勅して二百九十六卷を成し、戶牖の間に列し、而して古今の統を盡し、博にして而も其の要を得、簡にして而も事に周し。是れ亦、典刑の總會、冊牘の淵林なり。荀卿、言べる有り、『聖人の迹を觀んと欲すれば、則ち其の粲然たる者に於てす。後王是れなり』と。夫の漢の文宣・唐の太宗の若きは、孔子の謂はゆる、『吾、問する無き』者なり、自餘の治世の盛王、慘怛の愛有り、忠利の教有り、或は人を知りて善く任じ、恭儉勤畏するは、亦、各、聖賢の一體を得たり。孟軻の謂はゆる『吾、武成に於ては、二三策を取るのみ』なり。荒隆顛危するに至りては、前車の失を見らる可し。亂賊・姦宄は、厥れ霜を履むの漸有り。詩に云はく、『商鑒遠からず、夏后の世に在り』と。故に其の書名を賜ひ、資治通鑑と曰ひ、以て朕の志を著はすのみ。

治平四年十月、初めて

經筵を開き、

聖旨を奉じて、資治通鑑を讀む。其の月九日、臣光初めて

進讀す。

面のあたり

御製の序を賜はり、書成る日を候ちて寫し入れしめらる。



資治通鑑總目

周	紀	凡て	五	卷
秦	紀	凡て	三	卷
漢	紀	凡て	六十	卷
魏	紀	凡て	十	卷
晉	紀	凡て	四十	卷
宋	紀	凡て	十六	卷
齊	紀	凡て	十	卷
梁	紀	凡て	二十二	卷
陳	紀	凡て	十	卷
隋	紀	凡て	八	卷
唐	紀	凡て	八十一	卷

資治通鑑總目



後梁紀	凡て六卷
後唐紀	凡て八卷
後晉紀	凡て六卷
後漢紀	凡て四卷
後周紀	凡て五卷
十一紀	凡て二百九十四卷

# 國譯資治通鑑 第一

文學博士 加藤 繁 譯并註  
公田 連太郎



## 卷の第一 周紀一 威烈王

二十二年、初めて晉の大夫魏斯・趙籍・韓虔を命じて諸侯と爲す。

臣光曰はく、臣  
聞く、天子の職は、  
禮よりも大なるは  
莫く、禮は分よ

【一】威烈王。周の第三十二代の王、名は午、考王の子。  
 【二】西紀前四〇三年。茲に先に主家晉の領を分奪せる晉の大夫韓・趙・魏三氏は、公然諸

侯たることを周の王より承認せられたるなり。此年は、春秋獲麟を距ること七十八年、左傳の趙襄子が智伯を滅ぼせし事を距ること六十一年なり。

【三】光は司馬光のこと。臣光云云は史實に對する光の批評なり。  
【四】分。身分階級のこと。

周威烈王二十三年



りも大なるは莫く、分は名よりも大なるは莫しと。何をか禮と謂ふ。紀綱是れなり。何をか分と謂ふ。君臣是れなり。何をか名と謂ふ。公・侯・卿・大夫是れなり。夫れ四海の廣き・兆民の衆きを以て、制を一人に受け、絶倫の力・高世の智ありと雖も、奔走して服役せざるもの莫きは、豈に禮を以て之が紀綱と爲せばなるに非ずや。是故に、天子は三公を統べ、三公は諸侯を率ゐ、諸侯は卿・大夫を制し、卿・大夫は士・庶人を治め、貴は以て賤に臨み、賤は以て貴に承け、上の下を使ふこと、猶ほ心腹の手足を運らし、根本の支葉を制するがごとく、下の上に事ふること、猶ほ手足の心腹を衛り、支葉の本根を庇ふがごとし。然る後、能く上下相保ちて、國家治安なり。故に曰はく、天子の職は、禮よりも大なるは莫しと。(周)文王、易を序づるに、乾坤を以て首と爲し、孔子之に(辭)繫けて曰はく、「天尊く地卑しくして、乾坤定まる。卑高以て陳なりて、貴賤位す」と。(ヨ)君臣の位は猶ほ天地の易ふ可からざるがごときを言ふなり。(二)春秋には、諸侯を抑へて、王室を尊び、王人は微なりと雖も、諸侯の上に序す。是を以て、聖人の君臣の際に於ける・未だ嘗て 倦倦たらずん

- 【五】 紀綱。規律のこと。
- 【六】 制。支配權命令權をいふ。
- 【七】 高世。高く世にすぐれたる也。
- 【八】 支葉。枝葉なり。
- 【九】 易。易經のこと。
- 【一〇】 天尊く云云。易の繫辭傳

- 【一】 春秋。孔子の作を傳ふる史書春秋のこと。
- 【二】 王人。王臣を云ふ。
- 【三】 倦倦。勤み勤む貌。聖人が君臣の分限を序する注意の甚深なるをいふ。

ばあらざるを見るなり。(四)紂の暴、湯・武の仁有るに非ざれば、人之に歸し、天之に命じ、君臣の分、當に節を守り死に伏すべきのみ。是故に、微子を以てして紂に代らば則ち成湯は、天に配せしならん、季札を以てして吳に君たらば則ち、太伯は、血食せしならんも、然るに二子は寧ろ國を亡ぼすとも而も爲さざりしは、誠に禮の大節の亂す可からざるを以てなり。故に曰はく、禮は分よりも大なるは莫しと。夫れ禮は、貴賤を辯じ、親疏を序し、羣物を裁し、庶事を制するに、名に非ざれば著はれず、器に非ざれば形はれず。名以て之を命じ、器以て之を別ち、然る後、上下粲然として、倫あり。此れ禮の大經なり。

- 【一四】 紂。夏の桀王・殷の紂王、暴君の典型なり。
- 【一五】 湯・武。殷の湯王・周の武王。紂の暴を伐ちて天下を安んじたる仁君。
- 【一六】 微子。殷の王の帝乙の長子。暴君紂の庶兄。庶出なれば長なれども位に即かざりしなり。紂王の暴虐を諫めたる所謂殷の三仁の一人。
- 【一七】 天に配す。物の本は天、人の本は祖なり。祖を推して天に比しこれを祀るなり。
- 【一八】 季札。吳王壽夢の末子。壽夢に四子あり、三子を経て季札を王とせんとせしが應ぜざりしなり。
- 【一九】 太伯。吳の祖先。
- 【二〇】 血食。宗廟の祭に家畜を殺し牲を供ふ。故に宗廟を祀るを血食すといふ。
- 【二一】 倫。人倫即ち人の人たる道。
- 【二二】 仲叔子奚云云。左傳成公二年に出づ。
- 【二三】 繁纓。繁は馬の鬣上の飾。纓は馬の胸の前の飾。諸侯の馬の飾なり。仲叔子奚は功ありて邑に封ぜられんとせるを辭して諸侯の馬具を飾りて朝せんことを請へるなり。
- 【二四】 名と器云云。ここにては名は名爵、器は服飾のこと。天子の司る所にして妄りに人に貸すべきにあらずといふ意なり。

名器既に亡びんには、則ち禮安んを獨り在ることを得んや。昔、仲叔子奚、衛に功あり、邑を辭して、繁纓を請ふ。孔子以爲へらく、「多く之に邑を與ふるに若かず、惟だ名と器とは、以て人



に假す可からず。君の司る所なり。政亡びなば則ち國家之に従はん』  
 と。衛君、孔子を待つて政を爲すや、孔子、先づ名を正さんと欲し、  
 以爲へらく、『名正しからざれば、則ち民、手足を措く所無し』と。夫れ繁  
 纓は小物なり。而るに孔子之を惜む。名を正しうするは細務なり。而る  
 に孔子之を先にす。誠に名器既に亂るれば、則ち上下以て相保つ無きを  
 以ての故なり。夫れ事は未だ微に生じて、著に成らざるは有らず。聖  
 人の遠きを慮るや、故に能く其の微を謹みて之を治む。衆人の近きを  
 識るや、故に必ず其の著を待ちて而る後に之を救ふ。其の微を治むれば  
 則ち力を用ふるに寡くして而も功多く、其の著を救へば則ち力を竭し  
 て而も及ぶこと能はざるなり。易に曰はく、『霜を履みて堅氷至る』と。  
 書に曰はく、『一日二日萬幾』と。此の類を謂ふなり。故に曰はく、  
 分は名よりも大なるは莫しと。嗚呼、幽・厲、徳を失ひ、周道日に衰  
 へ、綱紀散壞し、下陵ぎ上替れ、諸侯は征を専らにし、大夫は政を  
 擅にし、禮の大體、什に七八を喪ふ。然れども、文・武の祀、猶ほ縣  
 縣として相屬くは、蓋し周の子孫尙は能く其の名分を守るを以ての故なり。  
 何を以てか之を言ふ。

【二五】 衛君云云。論語子路篇に見ゆ。

【二六】 著。著明。

【二七】 易云云。坤卦の語。堅氷の張る様な寒さはまづ降霜があつて後に來るの意。

【二八】 書云云。阜陶謨の語。幾は幾微なり。一日二日の僅なる間にも、萬事の幾微を戒慎恐懼すべきを言ふ。

【二九】 幽・厲。周第十二代の幽王、周第十代の厲王。

【三〇】 文・武の祀。文は周の文王、武はその子武王。周の祖なり。その祀の絶えざること即ち周王室の存續をいふなり。

昔、晉の文公、王室に大功有り、隧を襄王に請ふ。襄王許さず、曰はく、『  
 未だ代る徳有らずして而も二王有るは、亦、叔父の惡む所なり。然らずんば、叔父、地有りて隧  
 するに、又何ぞ請はん』と。文公、是に於て懼れて敢て違はず。是故に、周の地を以てすれば、則ち、曹・滕よりも大ならず、周の  
 民を以てすれば、則ち、邾・莒よりも衆からず、然るに數百年を歴て、天下に宗主たり、  
 晉・楚・齊・秦の疆を以てすと雖も、敢て加へざるは、何ぞや。徒に名分尙は存する故を以てなり。  
 季氏の魯に於ける、田常の齊に於ける、白公の楚に於ける、智伯の晉に於ける  
 に至りては、其の勢、皆、以て君を逐うて自ら(下)爲るに足る。然れども卒に敢てせざりしは、豈に其の力足らずして心忍びざるならんや。  
 乃ち、名を奸し分を犯さば天下共に之を誅せんことを畏れたればなり。今、晉の大夫、其の君を  
 暴蔑し、晉國を剖分するや、天子、既に討する能はず、又之を寵秩して、諸侯に列せしむ。是れ區

【三一】 晉の文公云云。文公は五霸の一人。この事實は左傳僖公二十五年に見ゆ。

【三二】 隧。地を掘りて路を通ずる也。是れ王者の葬禮なり。

【三三】 王章。王者の諸侯と異なるを顯章するの義。

【三四】 叔父。古は天子、同姓の諸侯を伯父・叔父と謂ふ。

【三五】 曹・滕は何れも春秋時代の小國。

【三六】 邾・莒も春秋時代の小國。

【三七】 晉・楚・齊・秦云云。いづれも春秋の強大國にしてその主は覇を稱せしもの、それが弱小の周室に暴力を加へざりしは、名分存するが爲めなりとの意。

【三八】 季氏の魯に於ける云云。以下の例は皆諸侯の家にありて、その大夫(家老)が主家を凌ぐ勢力ありしも、なほ名分を廢するに至らざりしをいへるなり。

【三九】 晉の大夫(家老)韓氏・魏氏・趙氏をいふ。



區の名分をも、復た守ること能はずして、并せて之を棄つるなり。先王の禮、斯に於て盡きぬ。或は以爲へらく、是の時に當りて、周室微弱にして、三晉彊盛なり、許すこと勿からんと欲すと雖も、其れ得可けんやと。是れ大に然らず。夫れ三晉は彊しと雖も、苟くも天下の誅を顧みずして、義を犯し禮を侵さば、則ち天子に請はずして自立せん。天子に請はずして自立せば、則ち悖逆の臣たり。天下に苟くも桓・文の君有らば、必ず禮義を奉じて之を征せん。今、(等)天子に請うて、天子之を許す。是れ天子の命を受け、諸侯と爲るなり。誰か得て之を討せん。故に三晉の諸侯に列するは、三晉の禮を壞るに非ずして、乃ち天子自ら之を壞るなり。嗚呼、君臣の禮、既に壞れぬ。則ち天下、智力を以て相雄長とし、遂に聖賢の後の諸侯たる者をして、社稷泯絶せざる無からしめ、生民の類、糜滅して幾んど盡く。豈に哀しからずや。

- 【四〇】 三晉。晉の三大夫、韓氏、魏氏、趙氏、晉國を分つ、時にこれを三晉と謂ふ。
- 【四一】 桓・文。齊の桓公、晉の文公。共に春秋の覇者。
- 【四二】 社稷。社は土地の神、國土の神。稷は五穀の神。故に國君はこれを祀る。それより轉じて國家といふ意となる。
- 【四三】 糜滅。つひえはるぶ。
- 【四四】 此の一段の記事は前記三氏が諸侯に封ぜらるるに至りし以前の狀態を叙するなり。
- 【四五】 智宣子は晉の大夫。
- 【四六】 瑤は宣子の子——後に出づる智襄子即ち智伯なり。襄子は諡。
- 【四七】 智果。智氏の一族。
- 【四八】 宵。智宣子の庶子。

初め 智宣子、將に瑤を以て後と爲さんとす。智果曰はく、「宵に如かざるなり。瑤が人に賢る者五つ、其の逮ばざる者一つなり。美鬢長大なるは則ち賢る。射御力足るは則ち賢る。伎藝畢く給るは則ち賢る。巧文辯慧なるは則ち賢る。彊毅果敢なるは則ち賢る。是の如くなれども甚だ不仁なり。夫れ其の五賢を以て人を陵ぎ、而して不仁を以て之を行はば、其れ誰か能く之を待たん。若し果して瑤を立てば、智宗必ず滅びん」と。聽かず。智果、族を太史に別ち、輔氏と爲る。(五)趙簡子の子、長を伯魯と曰ひ、幼を無恤と曰ふ。將に後を置かんとして、立つる所を知らず。乃ち訓戒の辭を二簡に書し、以て二子に授けて曰はく、「謹んで之を識せよ」と。三年にして之を問ふ。伯魯は其の辭を擧ぐるに能はず。其の簡を求む。已に之を失へり。無恤に問ふ。其の辭を誦すること甚だ習へり。其の簡を求む。諸を袖中より出して之を奏せり。是に於て、簡子、無恤を以て賢と爲し、立てて以て後と爲す。簡子、尹鐸をして晉陽を爲めしむ。(尹)請うて曰はく、「以て繭絲を爲さんか。抑 保障を爲さんか」と。簡子曰はく、「保障なるかな」と。尹鐸、其の戸數を損す。

- 【四九】 巧文。文辭に巧なる也。
- 【五〇】 智宗。智氏の宗族。
- 【五一】 太史。史官の長。世系氏族等の事を掌る。智果、他日智氏の一族たる故を以て身に禍の及ばんことを慮り、別に一族を立てて輔氏となりたるなり。
- 【五二】 趙簡子。晉の大夫。
- 【五三】 後を置く。後嗣を定むること。
- 【五四】 二簡。簡は竹のふだ。支那にては上古紙なき時は簡または版(木札)に文字を書したるなり。
- 【五五】 晉陽。山西省冀寧道太原縣の地、戰國の初期、趙の首府となる。
- 【五六】 繭絲。民より租税を徵收し、膏澤を浚ふること、繭の絲口を抽くが如く、盡きざれば止まざるを謂ふ。
- 【五七】 保障。民の生を厚くすること、堡を築きて自ら障ふるに、愈々培へば愈々厚きが如きを云ふ。
- 【五八】 其の戸數を損す。租税を減するを云ふ。

周威烈王二十三年



簡子、無恤に謂つて曰はく、「晉國に難有らば、而、尹鐸を以て少と爲すこと無かれ、晉陽を以て遠しと爲すこと無かれ、必ず以て歸と爲せ」と。智宣子卒するに及びて、智襄子、政を爲す。韓康子・魏桓子と藍臺に宴す。智伯、康子に戯れて、【六〇】段規を侮る。智國、之を聞き、諫めて曰はく、「主、難に備へずんば、難必ず至らん」と。智伯曰はく、「難は將に我に由らんとす。我、難を爲さずんば、誰か敢て之を興さん」と。對へて曰はく、「然らず。【六一】夏書に之れ有り、一人三失あらば、怨、豈に明かなるに在らんや。見はれざるを是れ圖れ」と。夫れ君子は能く小物を勤む、故に大なる患無し。今、主、一たび宴して、人の君相を恥づかしめ、又、備へずして、敢て難を興さじ」と曰ふ。乃ち不可なる無からんや。蟻蟻蜂蟻、皆能く人を害す。況んや君相をや」と。聽かず。

【五九】 少と爲す。これを輕んずるを云ふ。  
【六〇】 智襄子。智伯。さきの瑤。襄子は諷なり。  
【六一】 段規。韓康子の相。  
【六二】 夏書云云。五子之歌の語。  
【六三】 韓康子。晉の大夫の一。魏桓子。晉の大夫の一。

而して民心怨み叛くは、豈に其の形跡の明かに彰るる日を待つて始めてこれを知る者ならんや。故に其の未だ見はれざる先に、油斷なく戒慎すべし。  
【六四】 韓康子。晉の大夫の一。魏桓子。晉の大夫の一。

智伯、地を韓康子に請ふ。康子、與へざらんと欲す。段規曰はく、「智伯は利を好みて復れり。與へずんば、將に我を伐たんとす。如かず之に與へんには。彼、地を得るに狂れなば、必ず他人に請はん。他人與へずんば、必ず之に嚮ふに兵を以てせん。然る後、我は、患を免れて事の變を待つを得ん」と。康子曰はく、「善し」と。使者をして萬家の邑を智伯に致さしむ。智伯悦ぶ。又、地を

魏

桓子に求む。桓子與へざらんと欲す。【六五】任章曰はく、「何が故に與へざる。」桓子曰はく、「故無くして地を索む、故に與へず」と。任章曰はく、「故無くして地を索めば、諸大夫必ず懼れん。吾、之に地を與へば、智伯必ず驕らん。彼は驕りて敵を輕んじ、此は懼れて相親しまん。相親しむの兵を以て、敵を輕んずるの人の人待たば、智氏の命、必ず長からじ。【六六】周書に曰はく、「之を敗らんと。將欲すれば、必ず姑く之を輔く。之を取らんと將欲すれば、必ず姑く之に與ふ」と。主、之に與へて以て智伯を驕らすに如かず。然る後、以て交りを選びて智氏を圖る可し。奈何ぞ獨り吾を以て智氏の質と爲さんや。」桓子曰はく、「善し」と。復た之に萬家の邑一を與ふ。智伯、又、蔡皇狼の地を趙襄子に求む。襄子與へず。智伯怒り、韓・魏の甲を帥ゐて、以て趙氏を攻む。襄子、將に出でんとして、曰はく、「吾、何くに走らんか。」從者曰はく、「長子は近く、且つ城厚く完し。」襄子曰はく、「民、力を罷らして以て之を完くす。又、斃死して以て之を守る。其れ誰か我と與にせん。」從者曰はく、「邯鄲の倉庫實てり。」襄子曰はく、「民の膏澤を浚へて以て之を實す。又、因りて之を殺す、其れ誰か我と與にせん。其れ晉陽か、先主の屬せし所なり。尹鐸の寬くせし所なり。民必ず和せん」と。乃ち晉陽に走る。三家、國人を以て圍みて之に灌ぐ。城、浸

【六五】 任章。魏桓子の相。  
【六六】 周書。逸書なり。  
【六七】 將欲。願望する也。  
【六八】 智氏の質と爲す。質は標的。智氏の攻撃の目標となるを謂ふ。  
【六九】 甲。兵士。  
【七〇】 長子。地名。山西省翼寧道長子縣。  
【七一】 邯鄲。地名。直隸省大名道邯鄲縣。後に趙の首府となる。



されざる者 三版、沈竈に毒を産すれども、民に叛意無し。智伯、水を行る、魏桓子・御し、韓康子・驂乗たり。智伯曰はく、「吾、乃ち今、水の以て人の國を亡ぼす可きを知れり」と。桓子、康子を耐し、康子、桓子の跗を履む。汾水は以て安邑に灌ぐ可く、絳水は以て平陽に灌ぐ可きを以てなり。絳疵、智伯に謂つて曰はく、「韓・魏は必ず反せん」と。智伯曰はく、「子何を以てか之を知る。」絳疵曰はく、「人事を以て之を知る。夫れ韓・魏の兵を従へて以て趙を攻む。趙亡びば、難必ず韓・魏に及ばん。今、趙に勝ちて其の地を三分するを約し、城・没せざるもの三版、人馬相食み、城降ること日有り。而るに二子、喜志無く、憂色有り。是れ反するに非ずして何ぞ」と。明日、(智伯)絳疵の言を以て二子に告ぐ。二子曰はく、「此れ夫の讒人、趙氏の爲めに游説して、主をして、二家を疑うて、趙氏を攻むるに懈らしめんと欲するなり。然らずんば、夫の二家、豈に朝夕、趙氏の田を分つを利とせずして、危難にして成す可からざるの事を爲さんと欲せんや」と。二子出づ。絳疵入りて曰は

- 【七三】 三版。六尺。一版は二尺なり。
- 【七四】 沈竈に毒を産す。竈は水中に沈みて、其中に蛙を生ず。
- 【七五】 驂乗。陪乗者のこと。詳しくいへば古代の支那の馬車には普通三人乗る。中央に御者、位高きものは左に、力あるもの右に居る(兵車にては矛を執る)右に居るものを驂乗といふ。
- 【七六】 安邑。魏の首都。山西省河東道安邑縣。
- 【七七】 平陽。韓の首都。山西省河東道臨汾縣。
- 【七八】 主。智伯を指す。
- 【七九】 二家。韓、魏。
- 【八〇】 危難にして云云。謀反のことなをいふ。
- 【七一】 子二人は、「吾乃ち今云云」といへる語につきて互に相警むべき相圖をなしたるなり。

く、「主、何ぞ臣が言を以て二子に告げしか。」智伯曰はく、「子何を以てか之を知る。」對へて曰はく、「臣、其の臣を視ること端しくして趨ること疾きを見る。臣が其の情を得るを知る故なり」と。智伯憐めず。絳疵請うて齊に使す。趙襄子、張孟談をして潛に出でて二子に見えしめて曰はく、「臣聞く、唇亡ぶれば則ち齒寒し」と。今、智伯、韓・魏を帥めて以て趙を攻む。趙亡びば、則ち韓・魏之が次と爲らん」と。二子曰はく、「我が心、其の然るを知るなり。恐らくは事未だ遂げずして謀泄れば、則ち禍立ちどころに至らん。」張孟談曰はく、「謀、二主の口に出でて、臣の耳に入る。何ぞ傷まんや」と。二子、乃ち潛に張孟談と約し、之が期日を爲して之を遣る。襄子、夜、人をして隄を守るの吏を殺して、水を決して智伯の軍に灌がしむ。智伯の軍、水を救はんとして亂る。韓・魏、翼して之を撃ち、襄子、卒を將めて其の前を犯し、大いに智伯の衆を敗り、遂に智伯を殺し、盡く智氏の族を滅ぼす。唯だ 輔果のみ在り。

- 【八一】 臣を視ること端しくとは二氏、じつと我を視つめたりとの意。
- 【八二】 情。實情。
- 【八三】 二子。韓康子、魏桓子。
- 【八四】 翼。左右より攻撃する也。
- 【八五】 輔果。さきに族を別ちて輔氏となりたる智果のこと。
- 【八六】 辯。辨別。
- 【八七】 雲夢。楚の地にある湖水の名。今の湖北省の洞庭湖の古名。

臣光曰はく、智伯の亡ぶるや、才、徳に勝てばなり。夫れ才と徳とは異なるれども、世俗、之を能く辯する莫く、通じて之を賢と謂ふ。此れ其の人を失ふ所以なり。夫れ聰察彊毅なる、之を才と謂ひ、正直中和なる、之を徳と謂ふ。才は徳の資なり。徳は才の帥なり。雲夢の竹は、天下の



勁なり。然れども、矯揉せず、(八) 羽括せざれば、則ち以て堅きに入ること能はず。(九) 棠谿の金は、天下の利なり。然れども、鎔範せず、砥礪せざれば、則ち以て彊きを撃つこと能はず。是故に才徳を全く盡せる、之を聖人と謂ふ。才徳兼ねて亡き、之を愚人と謂ふ。徳、才に勝つ、之を君子と謂ふ。才、徳に勝つ、之を小人と謂ふ。凡そ人を取るの術、苟くも聖人・君子を得て之に與せずんば、其の小人を得るよりは、愚人を得るに若かず。何となれば則ち君子は才を挟みて以て善を爲し、小人は才を挟みて以て惡を爲し、才を挟みて以て善を爲す者は、善、至らざる無く、才を挟みて以て惡を爲す者は、惡、亦、至らざる無く、愚者は不善を爲さんと欲すと雖も、智、周きこと能はず、力、勝ふること能はざればなり。譬へば、(一〇) 乳狗の人を搏するが如く、人、得て之を制す。小人は、智は以て其の奸を遂ぐるに足り、勇は以て其の暴を(一一) 決するに足る。是れ虎にして翼ある者なり。其の害たる、豈に多からずや。夫れ徳は人の(一二) 嚴る所にして、才は人の愛する所なり。愛する者は親しみ易く、嚴る者は疎くなり易し。是を以て、(一三) 察する者は多く才に蔽はれて、徳を遺る。古昔より以來、國の亂臣・家の敗子は、才、餘り有れども徳足らず、以て顛覆に至る者多し。豈に特り智伯のみならんや。故に國を爲め家を爲むる者、苟くも能く才徳の(一四) 分を審かにして、先後する所を知らば、又、何ぞ人を失ふを患ふるに足らんや。

三家、智氏の田を分つ。趙襄子、智伯の頭に漆ぬりて、以て(一五) 飲器と爲す。刑人に爲り、七首を挟み、襄子の宮中に入りて、廁を塗る。襄子、廁に如き、心動き、之を索めて豫讓を獲たり。左右、之を殺さんと欲す。襄子曰はく、「智伯死して後無し。而るに此の人、爲めに仇を報いんと欲す。眞に義士なり。吾、謹んで之を避けんのみ」と。乃ち之を舍す。豫讓、又、身に漆ぬりて癩と爲り、(一六) 炭を呑みて啞と爲り、行いて市に乞ふ。其の妻、識らざるなり。行いて其の友を見る。其の友、之を識り、之が爲めに泣いて曰はく、「子の才を以て、(一七) 趙孟に臣事せば、必ず近幸せらるるを得ん。子、乃ち、爲さんと欲する所を爲さば、願ふに易からずや。何ぞ乃ち自ら苦しむこと此の如くにして、以て仇を報いんことを求むる。亦難からずや。」豫讓曰はく、「既に已に(一八) 質を委して臣と爲り、而して又、之を殺さんことを求むるは、是れ二心なり。凡そ吾が爲す所の者は、極めて難きのみ。然れども、此を爲す所以は、將に以て天下後世の、人臣と爲りて二心を懷く者を愧ぢしめんとするなり」

- 【八】 矯揉。曲りたるを矯め正す也。
- 【九】 羽括。羽は箭につくる羽。括は箭の弦を受くる處。矢はす。
- 【一〇】 棠谿。楚の地名。
- 【一一】 金。刀劍をつくる金屬。古代は銅を以て武器とせしな以て銅と解すべきか。
- 【一二】 利。銳利。
- 【一三】 鎔範。鎔解して、鑄型に入る也。
- 【一四】 乳狗。子を乳育する狗。
- 【一五】 決。決行する也。
- 【一六】 嚴。畏敬する也。
- 【一七】 察。明察。

者多し。豈に特り智伯のみならんや。故に國を爲め家を爲むる者、苟くも能く才徳の(一四) 分を審かにして、先後する所を知らば、又、何ぞ人を失ふを患ふるに足らんや。

三家、智氏の田を分つ。趙襄子、智伯の頭に漆ぬりて、以て(一五) 飲器と爲す。刑人に爲り、七首を挟み、襄子の宮中に入りて、廁を塗る。襄子、廁に如き、心動き、之を索めて豫讓を獲たり。左右、之を殺さんと欲す。襄子曰はく、「智伯死して後無し。而るに此の人、爲めに仇を報いんと欲す。眞に義士なり。吾、謹んで之を避けんのみ」と。乃ち之を舍す。豫讓、又、身に漆ぬりて癩と爲り、(一六) 炭を呑みて啞と爲り、行いて市に乞ふ。其の妻、識らざるなり。行いて其の友を見る。其の友、之を識り、之が爲めに泣いて曰はく、「子の才を以て、(一七) 趙孟に臣事せば、必ず近幸せらるるを得ん。子、乃ち、爲さんと欲する所を爲さば、願ふに易からずや。何ぞ乃ち自ら苦しむこと此の如くにして、以て仇を報いんことを求むる。亦難からずや。」豫讓曰はく、「既に已に(一八) 質を委して臣と爲り、而して又、之を殺さんことを求むるは、是れ二心なり。凡そ吾が爲す所の者は、極めて難きのみ。然れども、此を爲す所以は、將に以て天下後世の、人臣と爲りて二心を懷く者を愧ぢしめんとするなり」

- 【一四】 分。區別。
- 【一五】 飲器。酒器。頭蓋骨を以て盃を作る。一説に溺器。
- 【一六】 炭。刑人。刑を受けたる人。
- 【一七】 炭。炭は一説には炭の誤にして、炭は礦物の名なりといふ。
- 【一八】 質。趙孟。趙襄子を云ふ。
- 【一九】 質を委す。其體を委れて以て君に事ふる也。一説には質は贊に通ず、始めて君に事ふるとき執る所の禮物なりといふ。



と。襄子出づ。豫讓、橋下に伏す。襄子、橋に至り、馬驚く。之を索めて豫讓を得たり。遂に之を殺す。襄子、伯魯の立たざりしが爲めに、子五人有れども、背て後を置かず。伯魯の子を〔二四〕代に封じて、代の成君と曰ふ。早く卒す。其の子浣を立てて、趙氏の後と爲す。襄子卒す。弟桓子、浣を逐うて自立す。一年にして卒す。趙氏の子曰はく、「桓子の立つは、襄子の意に非ず」と。乃ち共に其の子を殺し、復た浣を迎へて之を立つ。是れを獻子と爲す。獻子、籍を生む。是れを烈侯と爲す。魏斯は、魏桓子の孫なり。是れを文侯と爲す。韓康子、武子を生み、武子、虔を生む。是れを景侯と爲す。

〔二五〕魏の文侯、〔二六〕ト子夏、田子方を以て師と爲し、〔二七〕段干木の廬を過ぐる毎に、必ず〔二八〕式す。四方の賢士多く之に歸す。文侯、羣臣と酒を飲みて樂しむ。而して天雨ふる。駕を命じて將に野に適かんとす。左右曰はく、「今日、酒を飲みて樂しみ、天又雨ふる。君、將に安くにか之かんとする。」と。文侯曰はく、「吾、〔二九〕虞人と獵を期せり。樂しむと雖も、豈に一たび期に會する無かる可けんや」と。乃ち往きて身自ら之を罷む。韓、師を魏に借りて以て趙を伐たんとす。文侯曰はく、「寡人と趙とは、兄弟なり。敢て命を聞かず」と。趙、

師を魏に借りて以て韓を伐たんとす。文侯、之に〔三〇〕應ずること亦然り。二國皆怒りて去る。已にして文侯の以て己に〔三一〕講ずるを知るや、皆、魏に朝す。魏、是に於て始めて三晉に大にして、諸侯、能く之を争ふ莫し。樂羊をして〔三二〕中山を伐たしむ。之に克つ。以て其の子擊を封ず。文侯、羣臣に問うて曰はく、「我は何如なる主ぞや。」皆曰はく、「仁君なり。」任座曰はく、「君、中山を得るや、以て君の弟を封せずして、以て君の子を封せり。何ぞ仁君と謂はんや」と。文侯怒る。任座趨り出づ。次に翟璜に問ふ。對へて曰はく、「仁君なり」と。文侯曰はく、「何を以てか之を知る」と。對へて曰はく、「臣聞く、「君仁なれば則ち臣直なり」と。嚮に任座の言は直なり。臣、是を以て之を知る」と。文侯悦び、翟璜をして任座を召して之を反さしめ、親ら堂を下りて之を迎へ、以て上客と爲す。文侯、田子方と飲む。文侯曰はく、「鐘聲、〔三四〕比せざるか。」左高し」と。田子方笑ふ。文侯曰く、「何をか笑ふ。」子方曰く、「臣、之を聞く、〔三五〕君は樂官に明かにして、樂音に明かならず」と。今、君、音に審かなり。臣、其の官に聾ならんことを恐るるなり。」文侯曰はく、「善し」と。〔三六〕子擊出でて、田子方に道に遭ひ、車を下りて伏謁す。子方、禮を爲さず。子擊怒りて、

【二〇】應ず。返答すること。韓に對したると同じ理由にて出兵を拒絶せるなり。  
 【二一】講。和解すること。講と同じ。  
 【二二】中山。今の直隸省保定道正定縣の地。  
 【二三】比。調和する也。  
 【二四】左高し。鐘を吊れる者の左の方の高きこと。そのため鐘聲諧調を失せるなり。  
 【二五】君は樂官に明かにして云。樂官に明かなりとは、臣下の才不才を明かにせることに譬へ、樂音に明かなりとはその臣下の和不相につきて知れることを意味せるなり。



子方に謂つて曰はく、「富貴なる者人に驕るか、貧賤なる者人に驕るか」と。  
 子方曰はく、「亦貧賤なる者人に驕るのみ。富貴なる者は安んぞ敢て人に驕らんや。國君にして人に驕らば、則ち其の國を失はん。大夫にして人に驕らば、則ち其の家を失はん。」  
 其の國を失ふ者は、未だ國を以て之を待つ者有るを聞かざるなり。其の家を失ふ者は、未だ家を以て之を待つ者有るを聞かざるなり。夫れ士の貧賤なる者は、言用ひられず、行合はざれば、則ち履を納れて去らんのみ。安に往くとしてか貧賤を得ざらんや」と。  
 子擊乃ち之を謝す。文侯、李克に謂つて曰はく、「先生嘗て言へる有り、曰はく、「家貧しうして良妻を思ひ、國亂れて良相を思ふ」と。今、置かんとする所は、成に非ざれば則ち穢なり。二子は何如。」對へて曰はく、「卑には尊を謀らず、(二二八) 疏には(二二九) 戚を謀らず。臣は(二三〇) 闕門の外に在り。敢て命に當らず」と。文侯曰はく、「先生、事に臨みて讓る勿れ。」克曰はく、「君、察せざる故なり。(二三一) 居れば其の親しむ所を視、富めば其の(二三二) 與する所を視、(二三三) 達すれば其の擧ぐる所を視、窮すれば其の爲さざる所を視、貧しければ其の取らざる所を視る。五つの者、以て之を定むるに足る。」

【二六】其の國を失ふ者云云。家や國を失ひたる者には、それ  
 に家や國を用意して待てるものはなかるべきも、貧賤の士人は言、用ひられず、行、時と合はざれば、直に履に足を納れて何處に向つても去るを得べく、貧賤なるものの住處は何處にも見出し得べしといへるなり。  
 【二七】卑。身分の卑しきもの。  
 【二八】疏。親みの疎遠なるもの意。  
 【二九】戚。親族。  
 【三〇】闕門の外に在り。闕門は宮門の意。外に在りとはその身分卑しく疎遠なる意。  
 【三一】居れば云云。人を見るの要件をいふ。  
 【三二】與す。その仲間とすること。  
 【三三】達。榮達。

何ぞ克を待たんや」と。文侯曰はく、「先生、舍に就け。吾の相は定まれり」と。李克出でて翟璜を見る。翟璜曰はく、「今者、君が先生を召して相を卜するを聞く。果して誰か之と爲らん」と。克曰はく、「魏成ならん」と。翟璜忿然として色を作して曰はく、「西河の守吳起は、臣が進めし所なり。君、内、鄴を以て憂と爲すや、臣、西門豹を進めき。君、中山を伐たんと欲するや、臣、樂羊を進めき。中山已に拔け、之を守らしむるもの無きや、臣、先生を進めき。君の子、傅無きや、臣、屈侯鮒を進めき。耳目の睹記する所を以てするに、臣、何ぞ魏成に負けんや」と。  
 李克曰はく、「子が克を子の君に言ひしは、豈に將に(二三四) 比周して以て大官を求めんとせしならんや。君、相を克に問ひ、克の對、是の如し。君の必ず魏成を相とせんことを知る所以は、魏成は食祿(二三五) 千鍾、什の九は外に在り、什の一は内に在り。是を以て東のかた卜子夏・田子方・段干木を得たり。此三人の者は、君皆之を師とす。子の進めし所の五人の者は、君皆之を臣とす。子、惡んぞ魏成と比するを得んや」と。翟璜(二三六) 逡巡し、再拜して曰はく、「璜は鄙人なり、對を失せり。願はくは卒に弟子と爲らん」と。吳起は衛人なり、魯に仕ふ。齊人、魯を伐つ。魯人、以て將と爲さんと欲す。起、齊の女を取りて妻と爲す。魯人、之を疑ふ。起、妻を殺して、以て將たらんことを求め、大いに齊の師を破る。或ひと之を魯侯に(二三七) 譖して曰はく、「起は始め(二三八) 曾

【三四】比周。おもれり親しむ。  
 【三五】千鍾。四斗を一鍾とす。  
 【三六】逡巡。却退の貌。  
 【三七】吳起。これ有名なる兵書篇を存するのみ(の著者なり)。  
 【三八】譖。讒言する也。  
 【三九】曾參。孔子の弟子。



參に事ふ。母死して、喪に奔らず。曾參、之を絶てり。今、又、妻を殺して、以て君の將たらんことを求む。起は殘忍薄行の人なり。且つ魯國の區區たるを以てして、敵に勝つの名有らば、則ち諸侯、魯を圖らん」と。起、罪を得んことを恐れ、魏の文侯の賢なるを聞き、乃ち往きて之に歸す。文侯、諸を李克に問ふ。李克曰はく、「起は貪りて色を好む。然れども兵を用ふるは、司馬穰苴も、過ぐることを能はざるなり」と。是に於て、文侯、以て將と爲す。秦を撃ち、五城を拔く。起の將たるや、士卒の最下なる者と衣食を同じうし、臥するに席を設けず、行くに騎乗せず、親ら贏糧を裹み、士卒と勞苦を分つ。卒に疽を病む者有り、起、爲めに之を吮ふ。卒の母、之を聞きて哭す。人曰はく、「子は卒なり。而るに將軍自ら其疽を吮ふ。何を哭するを爲す」と。母曰はく、「然るに非ざるなり。往年、吳公、其の父の疽を吮ふ。其の父、戰つて踵を旋らさず、遂に敵に死せり。吳公、今、又、其の子を吮ふ。妾、其の死所を知らず。是を以て之を哭するなり」と。

燕の滑公薨す。子倍公立つ。

【一〇】區區は小なる貌。  
 【一一】司馬穰苴。司馬は官名、穰苴は本と齊の田姓、齊の景公の賢將。  
 【一二】贏糧。齎らし擔ふ所の兵糧。  
 【一三】疽。悪性の腫物。  
 【一四】哭す。人の死せし時、これを悲みて大聲にて泣き號ぶこと。此の卒の母はその子が吳公の情に感じて奮戦忠死するならんことを悲みて哭せるなり。  
 【一五】踵を旋らさず。敵に後を見せざる意。

二十四年、王崩す。子安王驕立つ。  
 盜、楚の聲王を殺す。國人、其の子悼王を立つ。

安王

元年、秦、魏を伐ち、陽孤に至る。

二年、魏・韓・趙、楚を伐ち、桑丘に至る。

鄭、韓の陽翟を圍む。

韓の景侯薨す。子烈侯取立つ。

趙の烈侯薨す。國人、其の弟武侯を立つ。

秦の簡公薨す。子惠公立つ。

三年、王子定、晉に奔る。

虢山崩れて、河を壅ぐ。

【一】安王。周第三代の王、名は驕、威烈王の子。  
 【二】西紀前四〇一年。  
 【三】桑丘。史記には乘丘に作る。乘丘の故城は、今の山東省滋陽縣の西北にあり。  
 【四】陽翟。韓の都。今の河南省開封道禹縣。  
 【五】虢山。今の河南省河洛道陝縣に在り。  
 【六】河は黄河。



四年、楚、鄭を圍む。鄭人、其の相駟子陽を殺す。

五年、二日、之を食する有り。

三月、盜、韓の相俠累を殺す。俠累、濮陽の嚴仲子と悪しきこと有り。仲子、軹人聶政の勇なるを聞き、黄金百鎰を以て政の母の壽を爲し、因つて以て仇を報いんと欲す。政、受けずして曰はく、「老母在り。政の身、未だ敢て以て人に許さざるなり」と。母卒するに及びて、仲子乃ち政をして俠累を刺さしむ。俠累、方に府上に坐し、兵衛甚だ衆し。聶政、直に入りて階に上り、俠累を刺し殺す。因つて自ら面を皮はぎ眼を決り、自ら屠りて腸を出す。韓人、其の尸を市に暴して、購問すれども、能く識るもの莫し。其の姉娵、聞きて往いて之を哭し、曰はく、「是れ軹の深井里の聶政なり。妾が尙ほ在るの故を以て、重く自ら刑して以て、從を絶てり。妾、奈何ぞ身を殺するの誅を畏れて、終に賢弟の名を滅せんや」と。遂に政の尸の旁に死す。

六年、鄭の駟子陽の黨、繻公を弑して、其の弟乙を立つ。是れを康公と爲す。

宋の悼公薨す。子休公田立つ。

八年、齊、魯を伐ち、最を取る。

鄭の(一)負黍叛き、復た韓に歸す。

九年、魏、鄭を伐つ。

晉の烈公薨す。子孝公傾立つ。

十一年、秦、韓の(二)宜陽を伐ちて六邑を取る。

初め田常、襄子盤を生み、盤、莊子白を生み、白、太公和を生む。是歲、

齊の(三)田和、齊の康公を海上に遷し、一城を食ましめ、以て其の(四)先祀を奉せしむ。

十二年、秦、晉、武城に戦ふ。

齊、魏を伐ち、(一)襄陽を取る。

周安王四年——十二年

- 【一】 日之を食するあり。日蝕なり。
- 【二】 黄金百鎰。一鎰は二十兩、一兩は三匁七分ほどの重量なり。
- 【三】 決。扶と通す。みぐるなり。
- 【四】 購問。賞懸けて、その何人なるやを告ぐる者を募りし也。
- 【五】 從を絶つ。其の從坐即ち連坐することなからしめたること。

- 【一】 負黍。今の河南省河洛道登封縣に負黍聚あり。
- 【二】 宜陽。今の河南省河洛道宜陽縣。
- 【三】 田和。齊の相なりしが、主君康公を遷して自立せるなり。ここに姜氏の齊亡び田氏の齊起れり。これ戰國七雄の一たり。都は臨淄(山東省臨淄縣)その領は山東省より直隸省の一部に及ぶ。
- 【四】 海上。海濱のこと、上げほとりなり。
- 【五】 先祀。祖先の祭。
- 【六】 襄陽。陽は常に陵に作るべし。今の山西省河東道襄陵縣。



魯、齊の師を平陸に敗る。

十三年、秦、晉を侵す。

齊の田和、魏の文侯・楚人・衛人に濁澤に會し、諸侯と爲らんことを求む。魏の文侯、之が爲めに王及び諸侯に請ふ。王、之を許す。

十五年、秦、蜀を伐ち、南鄭を取る。

魏の文侯薨す。太子擊立つ、是れを武侯と爲す。武侯、西河に浮びて下り、中流にして、顧みて吳起に謂つて曰く、「美なるかな山河の固や。此れ魏國の寶なり」と。對へて曰く、「(寶)德に在りて險に在らず。昔、

三苗氏は、洞庭を左にし、彭蠡を右にせしかども、德義修まらず、禹、之を滅ぼせり、夏桀の居は、河・濟を左にし、泰華を右にし、伊

闕其の南に在り、羊腸其の北に在りしかども、政を修むること仁ならず、湯、之を放てり。商紂の國は、孟門を左にし、太行を右にし、常

山其の北に在り、大河其の南を經たれども、政を修むること德ならず、武王、之を殺せり。此に由

りて之を觀れば、(寶)德に在りて、險に在らず。若し君、德を修めずんば、舟中の人も、皆、敵國

ならん」と。武侯曰はく、「善し」と。魏、相を置き、田文を相とす。吳起悦ばず。田文に謂つて曰は

く、「請ふ子と功を論せん、可ならんか。」田文曰はく、「可なり。」起曰く、「三軍に將とし、士卒をし

て死を樂しましめ、敵國敢て謀らざるは、子、起に孰與ぞや。」文曰はく、「子に如かず。」起曰はく、

「百官を治め、萬民を親しみ、府庫を實たすは、子、起に孰與ぞや。」文曰はく、「子に如かず。」起曰

はく、「西河を守り、秦の兵、敢て東に郷はず、韓・趙、賓從するは、子、起

に孰與ぞや。」文曰はく、「子に如かず。」起曰はく、「此の三つの者、子皆吾

が下に出で、而して位は吾が上に居るは、何ぞや。」文曰はく、「主少くして

國疑ひ、大臣未だ附かず、百姓信ぜざらん、是の時に方りて、之を子に屬

せんか、之を我に屬せんか。」起、默然たること良久しうして曰はく、「之を

子に屬せん」と。之を久しうして、魏の相公叔、主に、尙して、吳起を

害とす。公叔の僕曰はく、「起は去り易きなり。起は人と爲り、剛勁にして自ら喜ぶ。子先づ君に言ひ

て曰へ、吳起は賢人なり。而るに君の國は小なり。臣、起が留まる心無からんことを恐るるなり。君

(二) 盍ぞ試に延くに女を以てせざる。起、留まる心無くんば、則ち必ず辭せん」と。子因りて起と與

に歸り、而して (三) 公主をして子を辱めしめよ。起、公主が子を賤しむを見るや、必ず辭せん。則ち子

周安王十三年——十五年

二二

【二】平陸。故城は今の山東省濟寧道汶上縣の北に在り。

【一】西河。黄河なり。これは禹貢の九州の冀州より見ていへるなり。黄河が「オールドス」の北より南に下り渭水を入るるまでの部分と見るべし。

【二】三苗氏。もと漢人に對抗したる南方の蠻族。今、南方支那に據れる苗族の先なり。

【三】洞庭。湖の名。

【四】彭蠡。澤の名。

【五】何・濟。黄河、濟水。

【六】泰華。山の名。

【七】伊闕。伊水に沿へる險阻。

【八】羊腸。阪の名。

【九】孟門。山の名。

【一〇】太行。山の名。

【二】賓從。服從するなり。

【三】主。公主。君の女。

【四】尙。君の女を臣下に配するを云ふ。

【五】盍ぞ云云。公主を吳起に尙せんと云ふ也。

【六】公主。公叔の妻を云ふ。



の計中らんと。公叔、之に従ふ。吳起果して公主を辭す。魏の武侯、之を疑へども未だ信せず。起、誅せられんことを懼れ、遂に楚に奔る。楚の悼王、素より其の賢なるを聞く。(吳)至れば則ち之に任じて相と爲す。起、法を明かにし令を審かにし、不急の官を捐て、公族の疎遠なる者を廢し、以て戰鬪の士を撫養し、要するに兵を彊くするに在り、遊説(士)の(二)從・横を言ふ者を破る。是に於て、南のかた(二七)百越を平げ、北のかた(二八)三晉を却け、西のかた秦を伐つ。諸侯、皆、楚の疆きを患ふ。而して楚の貴戚大臣に、吳起を怨む者多し。

秦の惠公薨す。子出公立つ。  
趙の武侯薨す。國人、復た烈侯の太子章を立つ、是れを敬侯と爲す。  
韓の烈侯薨す。子文侯立つ。

【二六】從横。合從連衡。戰國時代の外交政策にて、合從とは燕・齊・韓・魏・趙・楚の六國が同盟して秦に對抗せんとする政策。その名の起りは此の六國は函谷關より東方に南北に亘りて散布す。(大體よりいひての事なり)即ち縦の關係にあり。從の縦と通ぜるものにて、此の縦に分布せる國國が合同する故に合從といふなり。連衡とはこの東方の國國

をして、秦に服事せしめんとする策なり。東西即ち横の關係にある國家を聯盟せしめんとする故に、連衡の名あるなり。衡は横と同意なり。  
【二七】百越。浙江・福建・廣東省の方面に據れる種族を總稱して云ふ。  
【二八】三晉。韓・魏・趙をいふ。卷頭にいへる如くこの三國はもと晉の地を分つて立ちしものなればなり。

十六年、初めて齊の大夫田和を命じて諸侯と爲す。  
趙の公子朝、亂を作し、魏に奔り、魏と與に邯鄲を襲ふ、克たず。

十七年、秦の(一)庶長改、獻公を(二)河西より迎へて之を立つ。出子及び其の母を殺して、之を淵旁に沈む。  
齊、魯を伐つ。

韓、鄭を伐ち。(三)陽城を取る。宋を伐ち、宋公を執ふ。  
齊の太公薨す。子桓公午立つ。

十九年、魏、趙の(四)師を兔臺に敗る。

二十年、日、之を食する有り。

二十一年、楚の悼王薨す。貴戚大臣、亂を作し、吳起を攻む。起走り、王の尸に之きて之に伏す。起を撃つ徒、起を射刺するに因りて、并せて王の尸に中つ。既に葬り、肅王、位に即く。(二)令尹をして亂を爲せる者を盡く誅せしむ。起(チ射刺)に坐して(三)宗を夷げらるる者、七十餘家。

二十二年、齊、燕を伐ち、(一)桑丘を取る。魏・韓・趙、齊を伐ち、桑丘に至る。

- 【一】庶長改。庶長は爵の名、改げ人名。
- 【二】河西。黄河の西。
- 【三】陽城。故城は今の河南省河洛道登封縣の東南に在り。
- 【四】師。軍勢。
- 【一】令尹。楚の相。
- 【二】宗。一族。
- 【三】桑丘。直隸省保定道易縣。



二十三年、趙、衛を襲ひ、克たす。齊の康公薨す。子無し。田氏遂に齊を并せて之を有す。是歳、齊の桓公も亦薨す。子夷王因齊立つ。

二十四年、狄、魏の師を澮に敗る。

魏・韓・趙、齊を伐ち、靈丘に至る。

晉の孝公薨す。子靖公俱酒立つ。

二十五年、蜀、楚を伐ち、茲方を取る。

子思、苟變を衛侯に言つて曰はく、「其の才は五百乘に將たらしむ可し。」公曰はく、「吾其の將とす可きを知る。然れども變や嘗て吏と爲り、民に賦して人ごとに二鷄子を食せり。故に用ひざるなり。」子思曰はく、「夫れ聖人の人を官にするは、猶ほ匠の木を用ふるがごときなり。其の長する所を取りて、其の短なる所を棄つ。故に杞梓連抱にして、數尺の朽ちたる有るも、良工は棄てず。今、君、戰國の世に處り、爪牙の士を選ぶに、二卵を以て干城の將を棄つるは、此れ鄰國に聞え

- 【一】狄。北狄即ち北方の野人なり。蒙古種かトルコ種の何れかに屬せるものなりしならん。
- 【二】澮。河の名。山西省河東道曲陽縣にあり。
- 【三】子思。孔子の孫、名は伋。その著に中庸あり。
- 【四】言ふ。推薦すること。
- 【五】五百乘。兵車五百乘のこと。
- 【六】兵車一乘には、甲士三人、歩卒七十二人を附す。五百乘は三萬七千五百人なり。
- 【七】民に賦して云云。民をして一人毎に雞卵二個づつを出さしむ。
- 【八】連抱。幾抱へもある大木なり。
- 【九】干城の將。國家の干（タテ）ともなり城ともなりて國難を禦ぐべき大將。

しむ可からざるなり。」公再拜して曰はく、「謹んで教を受けん」と。衛侯の言計、是に非ずして、而も羣臣和する者、一口に出づるが如し。子思曰はく、「吾を以て衛を觀るに、謂はゆる「君・君たらず、臣・臣たらざる」者なり」と。公丘懿子曰はく、「何ぞ乃ち是の若くなる。」子思曰はく、「人主自ら臧しとすれば、則ち衆謀進まず。事是にして之を臧しとするすら、猶ほ衆謀を却く。況んや非に和して以て惡を長するをや。夫れ事の是非を察せずして、人の己を讚するを悦ぶは、闇、焉よりも甚だしきは莫し。理の在る所を度らずして、阿諛して容れらるるを求むるは、諂、焉よりも甚だしきは莫し。君闇く臣諂ひ、以て百姓の上に居れば、民與せざるなり。此の若くにして已まざるは、國、類無からん」と。子思、衛侯に言つて曰はく、「君の國事、將に日に非ならんとす。」公曰はく、「何が故ぞ。」對へて曰はく、「由りて然る有り。君、言を出し、自ら以て是と爲し、而して卿大夫敢て其の非を矯むるもの莫く、卿大夫、言を出し、亦自ら以て是と爲し、而して士庶人敢て其の非を矯むるもの莫く、君臣既に自ら賢とし、而して羣下、聲を同じうして之を賢とす。之を賢とすれば則ち順にして福有り、之を矯むれば則ち逆にして禍有り。此の如くならば則ち善安よりか生せん。」詩に曰はく、「具に予聖なりと曰ふ、誰か烏の雌雄を知らん」と。抑亦君の君臣に似たるか」と。

- 【七】國類無からん。國滅亡すべきを云ふ。
- 【八】詩云云。正月の辭。君臣の賢愚まさに同じく、俱に自ら聖なりと謂ひ、烏の雌雄の相似て區別し難きが如し。



魯の穆公薨す。子共公奮立つ。  
韓の文侯薨す。子哀侯立つ。

二十六年、王崩す。子烈王喜立つ。  
魏・韓・趙、共に晉の靖公を廢して家人と爲し、而して其の地を分つ。

烈王

元年、日、之を食する有り。

韓、鄭を滅ぼし、因つて徙りて之に都す。

趙の敬侯薨す。子成侯種立つ。

三年、燕、齊の師を林狐に敗る。

魯、齊を伐ち、陽關に入る。

魏、齊を伐ち、博陵に至る。

燕の僖公薨す。子桓公立つ。

宋の休公薨す。子辟公立つ。

衛の慎公薨す。子聲公訓立つ。

四年、趙、衛を伐ち、都鄙七十三を取る。

魏、趙の師を北蘭に敗る。

五年、魏、楚を伐ち、魯陽を取る。

韓の嚴遂、哀侯を弑す。國人、其の子懿侯を立つ。初め哀侯、韓魘を以て相と爲し、而して嚴遂を愛す。二人甚だ相害とするや、嚴遂、人をして韓魘を朝に刺さしむ。魘、哀侯に走る。哀侯之を抱く。人、韓魘を刺し、兼ねて哀侯に及ぶ。

魏の武侯薨す。太子を立てず。子罃、公中緩と、立たんことを争ひ、國內亂る。

六年、齊の威王來朝す。是時、周室微弱にして、諸侯、朝するもの莫し。而るに齊獨り之に朝す。天下、此を以て、益威王を賢なりとす。

周安王二十六年——周烈王六年

【一】 晉の靖公を廢す。先に三晉の立つや、主公は僅に曲沃と絳とのみを有してその祀をつづけ居たりしが、ここに至つて遂に全く滅ぼされたるなり。家人は庶人なり。  
【二】 烈王。周第三四代の王。名は喜、安王の子。  
【三】 西紀前三七五年。  
【三】 之に都す。鄭の首府に箕都せるなり。鄭の首府は新鄭。今の河南省開封道新鄭縣。

【一】 都鄙。周の制度によれば、四縣を都といひ、五都を鄙といふ。但、當時の衛は國極めて小にしてこれ程の領土なし。これは卿大夫の采邑のことと解すべし。  
【二】 魯陽。今の河南省河洛道魯山縣。



趙、齊を伐ち、鄆に至る。

魏、趙の師を懷に敗る。

齊の威王、（三）即墨の大夫を召して、之に語りて曰はく、「子が即墨に居りしより、（四）毀言日に至れ

り。然れども吾、人をして即墨を視しむるに、田野辟け、人民給し、官

事無く、東方以て寧し。是れ子が吾が左右に事へて以て助を求めざりし

なり」と。之を萬家（五）に封す。（王威）阿の大夫を召して、之に語りて曰

はく、「子が阿を守りしより、譽言日に至れり。吾、人をして阿を視しむる

に、田野辟けす、人民貧餒す。昔日、趙、鄆を攻むるや、子救はず、衛

薛陵を取るや、子知らざりき。是れ子が幣を厚うして吾が左右に事へて、

以て譽を求めしなり」と。是日、阿の大夫及び左右の嘗て譽めし者を（六）

烹る。是に於て、羣臣聳懼し、敢て詐を飾る莫く、務めて其の情を盡す。齊

國大に治まり、天下に彊し。

楚の肅王薨す。子無し。其の弟良夫を立つ。是れを宣王と爲す。

宋の辟公薨す。子別成立つ。

【一】即墨。今の山東省膠東道即墨縣の附近の地。

【二】毀言。そしることば。

【三】給。足る也。

【四】左右に事へて云云。君によく吹聴せらるる様にと近侍のものに賂をせざりしならんとの意なり。

【五】阿。今の山東省濟南道東阿縣の地。

【六】貧餒。貧困にして食に乏しき也。

【七】烹。煮殺すこと。

七年、日、之を食する有り。

王崩す。弟扁立つ、是れを顯王と爲す。

魏の大夫王錯、出でて韓に奔る。公孫頤、韓の懿侯に謂つて曰はく、「魏亂る。取る可きなり」と。

懿侯、乃ち趙の成侯と兵を合はせて魏を伐ち、濁澤に戦ひ、大に之を破り、遂に魏を圍む。成侯曰は

く、「幣を殺して公中緩を立て、地を割きて退かば、我が二國の利なり。」懿侯曰はく、「不可なり。魏

君を殺すは暴なり。地を割きて退くは貪なり。如かじ之を兩分せんには。

魏分れて兩と爲らば、宋・衛よりも彊からざらん。則ち我、終に魏の患無

からん」と。趙人聽かず。懿侯、悦ばず、其の兵を以て夜去る。趙の成侯

も亦去る。幣遂に公中緩を殺して立つ、是れを惠王と爲す。

太史公曰はく、魏の惠王の、身死せず國分れざりし所以は、二國の謀和せざりければなり。若

し一家の謀に従ひしならば、魏必ず分れしならん。故に曰はく、君終りて適子無きは、其の

國、破る可きなりと。

【八】宋・衛。共に戦國の小國。  
【九】太史公。史記の著者司馬遷をいふ。  
【一〇】適子。嫡子。



卷の第二

周紀二

顯王

元年、齊、魏を伐ち、觀津を取る。趙、齊を侵し、長城を取る。

三年、魏、韓、宅陽に會す。

秦、魏の師、韓の師を洛陽に敗る。

四年、魏、宋を伐つ。

五年、秦の獻公、三晉の師を石門に敗り、首を斬ること六萬。王賜ふに黼黻の服を以てす。

- 【一】 顯王。周第三五代の王、名は扁、烈王の弟。
- 【二】 西紀前三六八年。
- 【三】 石門。今の河南省開封道河陰縣附近。
- 【四】 黼黻。黼は黒と白にて斧の形を刺繡せる也。黻は黒と青にて兩の己の字の相背ける貌に刺繡せる也。古昔の禮衣に施せる刺繡の模様。

七年、魏、韓の師、趙の師を澮に敗る。

秦、魏、少梁に戰ふ。魏の師敗績し、公叔痤を獲らる。

衛の聲公薨す。子成侯速立つ。

燕の桓公薨す。子文公立つ。

秦の獻公薨す。子孝公立つ。孝公生れて二十一年なり。

是時、河・山以東には疆國六つ、淮・泗の間には小國十餘あり。

楚、魏は秦と界を接し、魏は長城を築き、鄭より洛に濱し、以北のかた上郡を有ち、楚は漢中より、南のかた巴・黔中を有ち、皆夷翟を以て秦を遇し、之を擯斥して、中國の會盟に與ることを得ざらしむ。是に於て、孝公憤を發し、徳を布き政を修め、以て秦を彊くせんと欲す。

- 【一】 河・山。河は黄河(西河)をいひ、山は五岳の一なる華山(陝西省内にあり)を指す。
- 【二】 六。韓・魏・趙・齊・楚・燕。
- 【三】 淮・泗。淮は淮水(河南省の桐柏山より發し東流して江蘇省に出て海に注ぐ)、泗は泗水(山東省陪尾山より發し南流して淮水に入る)なり。
- 【四】 洛。洛水のこと。
- 【五】 上郡。河西の地、陝西省の北部。南は秦の領たり。
- 【六】 漢中。今の陝西省漢中道舊漢中府を中心とする地域。
- 【七】 巴。今の四川省東川道舊重慶府方面の地域。
- 【八】 黔中。今の湖北省西部方面。
- 【九】 夷翟。夷狄と同じ。
- 【一〇】 岐雍。岐山(陝西省内)雍縣(同上)。關中道内の地にして秦の發祥地。

八年、孝公、令を國中に下して曰はく、「昔、我が穆公、岐・雍の間より、徳を修め武を行ひ、東の



かた晉の亂を平げ、河を以て界と爲し、西のかた戎翟に霸たり、地を廣むること千里。天子、伯を致し、諸侯畢く賀す。後世の爲めに業を開くこと甚だ光美なり。會、往者厲・躁・簡公・出子の寧からずして、國家内憂ありて、未だ外事に違あらざるや、三晉攻めて我が先君の河西の地を奪へり。醜、焉よりも大なるは莫し。獻公位に即き、邊境を鎮撫し、徙りて櫟陽に治し、且つ、東伐して穆公の故地を復し、穆公の政令を修めんと欲せり。寡人、先君の意を思念し、常に心に痛む。賓客羣臣、能く奇計を出して秦を彊くする者有らば、吾、且に官を尊くし、之に分土を與へんとす」と。是に於て衛の公孫鞅、是の令下るを聞き、乃ち西のかた秦に入る。公孫鞅とは衛の庶孫なり、刑名の學を好み、魏の相公叔痤に事ふ。痤、其の賢なるを知れども、未だ進むるに及ばず。會、病む。魏の惠王、往いて之に問うて曰はく、「公叔の病、如し諱む可からざる有らば、將に社稷を奈何にせんとする。」公叔曰はく、「痤の中庶子衛鞅は、年少しと雖も、奇才あり、願はくは君、國を擧げて之に聽け」と。王、嘿然たり。公叔曰はく、「君即し鞅を用ふるを聽かずんば、必ず之を殺せ。境を出でしむること無かれ」と。王、許諾して去る。公叔、鞅を召し、謝して曰はく、「吾、君を先にして臣を後にす。故に先づ君の爲めに謀り、後に以て子に告ぐ。子必ず速に行れ。」鞅曰はく、「君、子の言を用ひて臣に任ずること能はずんば、又安んぞ能く子の言を

- 【一】伯を致す。方伯の任を穆公に致せし也。方伯は、一方の諸侯のはたがしら。
- 【二】伯を致す。方伯の任を穆公に致せし也。方伯は、一方の諸侯のはたがしら。
- 【三】分土を與ふ。地を裂きて之を封する也。
- 【四】刑名。刑は形なり。名と實と相一致する様に法規を以て律する也。

用ひて臣を殺さんや」と。卒に去らず。王出でて左右に謂つて曰はく、「公叔、病甚だし。悲しいかな、寡人をして國を以て衛鞅に聽かしめんと欲するや。既にして又、寡人に之を殺さんことを勸む。豈に悖らずや」と。衛鞅既に秦に至り、嬖臣景監に因りて、以て孝公に見えんことを求め、説くに富國彊兵の術を以てす。公大に悦び、與に國事を議す。

十年、衛鞅、法を變せんと欲す。秦人悦ばず。衛鞅、孝公に謂つて曰はく、「夫れ民は與に始を慮る可からずして、與に成を樂しむ可し。至徳を論する者は、俗に和せず。大功を成す者は、衆に謀らず。是を以て、聖人は苟くも以て國を彊くす可くんば、其の故に法らず」と。甘龍曰はく、「然らず。民に因りて教ふる者は、勞せずして功を成し、法に縁りて治むる者は、吏習うて民之に安んず。」衛鞅曰はく、「常人は故俗に安んじ、學者は聞く所に溺る。此の兩つの者を以て、官に居り法を守るは、可なり。與に法の外を論する所に非ざるなり。智者は法を作り、愚者は制せられ、賢者は禮を更め、不肖者は爲して相收司、連坐せしむ。姦を告ぐる者は、敵首を斬ると賞を同じうし、姦を告げざる者は、敵

- 【一】其の故云云。舊來の習慣などには拘泥せざるをいふ。
- 【二】習。習熟。
- 【三】拘。拘泥する也。
- 【四】左庶長。爵名。
- 【五】什伍。十家を什とし、五家を伍とす。
- 【六】收司。糾發。罪を糾し發く也。
- 【七】連坐。連累。一家罪あるときは、其組合たる什伍皆其罪に連坐する也。





に降ると罰を同じうす。軍功ある者は、各率を以て上爵を受け、私闘を爲す者は、各輕重を以て刑を被る。大小、力を僇せ、耕織を本業とし、粟帛を致すこと多き者は、其の身を復し、(二〇)末利を事とし、及び怠りて貧しき者は、擧げて以て收拏と爲す。宗室も、軍功の論(キ)有るに非ざれば、(三)屬籍と爲すことを得ず。尊卑爵秩の等級を明かにするに、各差次を以てし、田宅臣妾衣服を(四)名にし、功有る者は顯榮にし、功無き者は富むと雖も芬華する所無からしむ。令既に具はりて、未だ布かず、民の信せざらんことを恐る。乃ち三丈の木を國都の市の南門に立て、民を募る、「能く徙して北門に置く者有らば、十金を予へん」と。民之を怪しみ、敢て徙すもの莫し。復た曰はく、「能く徙す者には五十金を予へん」と。一人有り之を徙す。輒ち五十金を予ふ。乃ち令を下す。令行はるること(二六)昔年、秦の民の國都に之きて、新令の便ならざるを言ふ者、千を以て數ふ。是に於て、太子、法を犯す。衛鞅曰はく、「法の行はれざるは、上より之を犯せばなり。太子は君の嗣なり。刑を施す可からず」と。其の傅公子虔を刑し、其の師公孫賈を(二七)黥す。明日、秦人、皆、令に趨く。之を行ふこと十年、秦國、道に遺ちたるを拾はず、山に盜賊無く、民は公戰に勇に、私闘に怯なり。郷邑大に治まる。秦の民、初めに令の便ならざるを

- 【八】率。比率。差等割合のこと。
- 【九】復。賦稅夫役を除く也。
- 【一〇】末利。工商を云ふ。
- 【一一】收拏。奴隸。
- 【一二】屬籍。宗屬の籍。
- 【一三】差次。差別次第。
- 【一四】名。明かにする也。
- 【一五】芬華。華美を飾る也。
- 【一六】昔年。滿一年。
- 【一七】黥。いれずみ。刑罰の一。
- 【一八】令に趨く。令に従ふこと。

言ひし者、來りて令の便なるを言ふ有り。衛鞅曰はく、「此れ皆法を亂るもの民なり」と。盡く之を邊に遷す。其の後、民、敢て令を議するもの莫し。

臣光曰はく、夫れ信は、人君の大寶なり。國は民に保たれ、民は信に保たる。信に非ざれば以て民を使ふ無く、民に非ざれば以て國を守る無し。是故に、古の王者は、四海を欺かず、霸者は四鄰を欺かず、善く國を爲むる者は、其の民を欺かず、善く家を爲むる者は、其の親を欺かず。善からざる者は之に反し、其の鄰國を欺き、其の百姓を欺き、甚だしき者は、其の兄弟を欺き、其の父子を欺き、上は下を信せず、下は上を信せず、上下、心を離し、以て敗るるに至り、利する所は其の傷くる所を藥すること能はず、獲る所は其の亡ふ所を補ふこと能はず。豈に哀しからずや。昔、齊の桓公は曹沫の盟に背かず、晉の文公は原を伐つての利を貪らず、魏の文侯は虞人の期を棄てず、秦の孝公は木を徙すの賞を廢せず。此の四君は、道、粹白に非ず、而して商君は尤も刻薄と稱せられ、又、戦攻の世に處り、天下、詐力に趨くすら、猶ほ且つ敢て信

- 【一九】邊。邊境。
- 【二〇】齊の桓公云云。史記に、桓公、魯を伐つ。魯の莊公、和を請ふ。桓公之を許す。與に柯に盟ふ。將に盟ばんとするや、曹沫、匕首を以て桓公を境上に劫し、魯の侵地を反すを請ふ。桓公、之を許す。曹沫、匕首を去りて臣位に就く。桓公後悔い、曹沫を殺さんと欲す。管仲可かず。遂に侵す所の地を魯に反す。諸侯、之を聞き、皆、齊を信す。
- 【二一】晉の文公云云。左傳に、晉の文公、原を圍むや、三日の糧を命す。原降らず。命じて之を去らしむ。謀者曰く、原將に降らんとすと。軍吏曰く、請ふ之を待たんと。公曰く、原を得とも信を民に失はば、失ふ所甚だ多しと。一舍を退く。而して原降る。
- 【二二】粹白。純粹潔白。



を忘れずして、以て其の民を畜ふ。況んや四海治平の政を爲す者をや。韓の懿侯薨す。子昭侯立つ。

十一年、秦、韓の師を西山に敗る。

十二年、魏・韓、鄆に會す。

十三年、燕・趙、阿に會す。

趙・齊・宋、平陸に會す。

十四年、齊の威王、魏の惠王、田に郊に會す。惠王曰はく、「齊にも亦寶有りや。」威王曰はく、「有る無し。」惠王曰はく、「寡人は國小なりと雖も、尙ほ徑寸の珠・車の前後各十二乗を照す者十枚有り。豈に齊の大國を以てして寶無からんや。」威王曰はく、「寡人の以て寶と爲す所の者は王と異なり。吾が臣に檀子といふ者有り。南城を守らしむ。則ち楚人、敢て寇を爲さず。泗上の十二諸侯皆來朝す。吾が臣に盼子といふ者有り。高唐を守らしむ。則ち趙人、敢て東のかた河に漁せず。吾が吏に黔

- 【一】 田。田獵すること。
- 【二】 郊。城外のこと。
- 【三】 徑寸。直徑一寸。
- 【四】 南城。城は齊の南境に在り、故に曰ふ。
- 【五】 泗。泗水。

夫といふ者有り、徐州を守らしむ、則ち燕人、北門を祭り、趙人、西門を祭り、徒りて從ふ者、七千餘家。吾が臣に種首といふ者有り、盜賊に備へしむ、則ち道に遺ちたるを拾はず。此の四臣は將に千里を照さんとす。豈に特に十二乗のみならんや」と。惠王、慙づる色有り。

秦の孝公、魏の惠王、杜平に會す。魯の共公薨す。子康公毛立つ。

十五年、秦、魏の師を元里に敗り、首を斬ること七千級、少梁を取る。

魏の惠王、趙を伐ち、邯鄲を圍む。楚王、景舍をして趙を救はしむ。

十六年、齊の威王、田忌をして趙を救はしむ。初め孫臏、龐涓と俱に兵法を學ぶ。龐涓は魏に仕へて將軍と爲る。自ら以へらく、能、孫臏に及ばずと。乃ち之を召す。

孫臏、至れば則ち法を以て其兩足を斷ちて之を黥し、終身廢棄せしめんと欲す。齊の使者、魏に至るや、孫臏、刑徒を以て、陰に見えて齊の使者に説く。齊の使者、竊に載せて、與に齊に之く。田忌、善くして客として之を待ち、威王に進む。威王、兵法を問ひ、遂に以て師と爲す。是に於て、威王、趙を救はんと謀り、孫臏を以て將と爲さんとす。辭するに刑餘の人なる

- 【六】 燕人云云。燕は齊の北に在り、趙は齊の西に在り。燕、趙、齊を畏る、故に祭りて以て福を求むる也。
- 【一】 能。材能。
- 【二】 刑徒を以て。刑を受けたる者でありながら。



を以てし、可かず。乃ち田忌を以て將と爲し、而して孫子を帥と爲し、輜車の中に居り、坐して計謀を爲さしむ。田忌、兵を引きて趙に之かんと欲す。孫子曰はく、「夫れ雜亂紛糾を解く者は、控拳せず、鬪を救ふ者は、搏載せず、亢を批ち虚を擣ち、形格き勢禁すれば、則ち自ら爲めに解けんのみ。今、梁趙相攻む。輕兵銳卒、必ず外に竭き、老弱、内に疲れん。子、若かじ、兵を引きて疾く魏都に走り、其の街路に據りて、其の方に虚なるを衝かんには。彼必ず趙を釋てて以て自ら救はん。是れ我れ一舉して、趙の圍を解き、而して弊を魏に收むるなり」と。田忌、之に従ふ。十月、邯鄲、魏に降る。魏の師還り、齊と桂陵に戰ふ。魏の師大に敗る。

韓、東周を伐ち、陵觀・廩丘を取る。

楚の昭奚恤、相と爲る。江乙、楚王に言つて曰はく、「人、其の狗を愛する者有り。狗嘗て井に溺す。其の鄰人見て、入りて之を言はんと欲す。狗、門に當りて之を噬む。今、昭奚恤、常に臣が(王)見ゆるを惡むこと、亦猶ほ是のごときなり。且つ人、人の善を揚ぐるを好む者有らば、王は「此れ君子なり」と曰ひて、之を近づけん。人の惡を揚ぐるを好む者は、王は「此れ小人なり」と曰ひて、之を遠ざけん。然らば則ち且に子其の父を弑し、臣其の主を弑する者あらんとすとも、而も王終己知らざらん。何となれば、王が人の美を聞くを好みて、人の惡を聞くを惡むを以てなり」と。王曰はく、「善し。寡人、願はくは兩ながら之を聞かん」と。

十七年、秦の大良造、魏を伐つ。諸侯、魏の襄陵を圍む。

十八年、秦の衛鞅、魏の固陽を圍み、之を降す。

魏人、趙の邯鄲を歸し、趙と漳水の上に盟ふ。

韓の昭侯、申不害を以て相と爲す。申不害は鄭の賤臣なり。黄老・刑名を學び、以て昭侯に干む。

昭侯、用ひて相と爲す。内は政教を修め、外は諸侯に應ず。十五年、申子の身を終るまで、國治まり兵彊し。申子、嘗て其の從兄を仕へしめんと請ふ。昭侯、許さず。申子、怨色有り。昭侯曰はく、「子に學ぶ所爲は、以て國を治めんと欲すればなり。今、將た子の謁を聽きて子の術を廢せんか、已

せしむる也。

【三】 輜車。蔽ある車。

曹縣。

【三】 東周。春秋の末、周の桓公(威烈王の叔父)が公孫惠公を鞏(河南省鞏縣)に封じたるものの子孫を指すなり。その地、洛邑(周の王都)よりは東なり。故にこの名あり。而して洛邑に都せるものを之に對して西周ともいふ。

【三】 師。軍師。

【四】 輜車。蔽ある車。

【五】 雜亂紛糾。絲の纏れたるをいふ。

【六】 控拳。拳を以て撃つこと。

【七】 搏載。手を以て撃ち、戟を以て刺す也。

【八】 亢。旣なり。要處。

【九】 形格き勢禁す。形勢不利なる也。

【一〇】 魏都。安邑(前出)。

【一一】 弊を魏に收む。魏を疲弊

【一四】 終己。終身なり。

【一】 大良造。爵名。衛鞅を云ふ。

【二】 黄老。黄帝、老子の書。老子の説は黄帝に基くと稱せらる。

【二】 術。道術。

【三】 已其。戰國策の韓策には亡其に作る。従ふべし。



其子の術を行うて子の請を廢せんか。子、嘗て寡人に教へき、「功勞を修めて、次第を視よ」と。今、  
 (子)私に求むる所あり、我將た奚に聽かんか」と。申子乃ち舍を辟けて罪を請うて曰はく、「君は眞に  
 其の人なり」と。昭侯、弊袴あり、命じて之を藏せしむ。侍者曰はく、「君  
 も亦不仁者なり、左右に賜はらずして之を藏す」と。昭侯曰はく、「吾聞  
 く、「明主は一嘖一咲を愛む、嘖するは爲めに嘖するあり、咲ふは爲めに  
 咲ふあり」と。今、袴は豈に特に嘖咲のみならんや。吾は必ず有功の者を  
 待たん」と。

十九年、秦の商鞅、冀闕宮庭を咸陽に築き、徙りて之に都す。令  
 して民の父子兄弟室を同じうして内息する者を禁と爲す。諸の小郷  
 聚を并せて、集めて一縣と爲し、縣に令丞を置く。凡そ三十一縣。井田を  
 廢し、阡陌を開く。斗、桶權衡丈尺を平かにす。  
 秦、魏、形に遇ふ。  
 趙の成侯薨す。公子緜、太子と、立つを争ふ。緜敗れて韓に奔る。

- 【四】修。戰國策の韓策には循に作る。
- 【一】冀闕。宮門の一種。
- 【二】宮庭。宮廷。
- 【三】咸陽。今の陝西省關中道咸陽縣。
- 【四】内息。住居する也。
- 【五】小郷聚。大なるを郷と曰ひ、小なるを聚と曰ふ。聚は聚居の義。
- 【六】阡陌。田の間の縱横の道。南北なるを阡と曰ひ、東西なるを陌と曰ふ。
- 【七】桶。甬なり、斛なり。即ち升目。この斗桶權衡丈尺を平かにすとは、度量衡の制を統一せる意なり。

二十一年、秦の商鞅、更めて賦税の法を爲り、之を行ふ。

二十二年、趙の公子范、邯鄲を襲ふ。勝たずして死す。

二十三年、齊、其の大夫牟を殺す。

魯の康公薨す。子景公偃立つ。衛更に號を貶して侯と曰ひ、三晉に服屬す。

二十五年、諸侯、京師に會す。

二十六年、王、伯を秦に致す。諸侯、皆、秦を賀す。秦の孝公、公子少官をして師を帥ゐて、諸侯に逢澤に會し、以て王に朝せしむ。

- 【一】衛云云。周の成王、康叔を封じて衛侯と爲す。其の後爵を進められて公と爲る。今、弱小なるを以て、號を貶して侯と曰ふ也。
- 【二】王。即ち周の顯王。
- 【三】西紀前三四一年。
- 【四】成侯。鄒忌、齊の相たり、成侯に封ぜらる。

二十八年、魏の龐涓、韓を伐つ。韓、救を齊に請ふ。齊の威王、大臣を召して謀りて曰はく、「蚤く救ふは、晩く救ふに孰與ぞや。」成侯曰はく、「救ふ勿きに如かず。」田忌曰はく、「救はずんば、則



ち韓且に折れて魏に入らんとす。蚤く之を救ふに如かず。孫臏曰はく、「夫れ韓・魏の兵未だ弊れざるに之を救はば、是れ吾、韓に代りて魏の兵を受け、顧反つて命を韓に聽かん。且つ魏は國を破るの志有り。韓、亡びんとするを見れば、必ず東面して齊に懇へん。吾因つて深く韓の親を結びて、晩く魏の弊を受けば、則ち重利を受けて尊名を得可し。」王曰はく、「善し」と。乃ち陰に韓の使に許して之を遣る。韓因つて齊を恃み、五戰して勝たず。而して東のかた國を齊に委ぬ。齊因つて兵を起し、田忌・田嬰・田盼をして之に將たらしめ、孫子を師と爲し、以て韓を救はしむ。直に魏都に走る。龐涓、之を聞き、韓を去りて歸る。魏人、大に兵を發し、太子申を以て將と爲し、以て齊の師を禦ぐ。孫子、田忌に謂つて曰はく、「彼の三晉の兵は、素より悍勇にして齊を輕んじ、齊をば號して怯と爲す。善く戰ふ者は、其の勢に因りて之を利導す。兵法に、「百里にして利に趣く者は、上將を廢し、五十里にして利に趣く者は、軍半ば至る」といふ」と。乃ち齊の軍をして魏の地に入りて十萬の竈を爲り、明日は五萬の竈を爲り、又明日は二萬の竈を爲らしむ。龐涓、行くこと三日、大に喜びて曰はく、「我固より齊の軍の怯なるを知れり。吾が地に入ること三日、士卒亡ぐる者半に過ぎたり」と。乃ち其の歩軍を棄て、其の輕銳と、日を倍し行を并せて之を逐ふ。孫子、其の行を度るに、暮に當に馬陵に至るべし。馬陵は道隘くして、旁に阻隘多く、兵を伏

- 【三】 魏の弊を承く。魏の疲弊したる後に之を撃つ也。
- 【四】 日を倍し行を并す。一日に兩日の道程を行く也。
- 【五】 馬陵。魏の領地、今の直隸省大名道舊大名府城の東南。

す可し。乃ち大樹を斫り、白くして之に書して曰はく、「龐涓、此の樹の下に死せん」と。是に於て、齊の師の善く射る者をして、萬弩、道を夾みて伏せしむ。期す、日暮、火の擧がるを見て俱に發せよと。龐涓、果して、夜、斫木の下に到り、白書を見て、火を以て之を燭らす。讀むこと未だ畢らざるに、萬弩俱に發す。魏の師、大に亂れて相失す。龐涓、自ら、智窮まり兵敗るるを知り、乃ち自ら到ねて曰はく、「遂に、豎子の名を成せり」と。齊、因りて勝に乗じて、大に魏の師を破り、太子申を虜にす。成侯鄒忌、田忌を惡み、人をして十金を操りて市に卜せしめて曰はく、「我は田忌の人なり。我、將と爲りて、三たび戰つて三たび勝つ。大事を行はんと欲す。可ならんか」と。卜者出づ。(忌) 因つて人をして之を執へしむ。田忌、自ら明かにすること能はず、其の徒を率ゐて臨淄を攻め、成侯を求む。克たず、出でて楚に奔る。

- 【六】 豎子。俗語に小僧といふが如し。孫臏をさす。
- 【七】 この我は田忌を指す。
- 【一】 嶺阨。山嶺險隘の地。
- 【二】 山東。華山の東の意。

二十九年、衛鞅、秦の孝公に言つて曰はく、「秦の魏に於けるは、譬へば人の腹心の疾あるが若し。魏、秦を并すに非ずんば、秦即ち魏を并せん。何となれば、魏は、嶺阨の西に居り、安邑に都し、秦と河を界とし、而して獨り、山東の利を擅にす。利なれば則ち西のかた秦を侵し、病めば則ち東のかた地を收む。今、君の賢聖なるを以て、國頼りて以て盛なり。而して魏は往年大に齊に破られ、諸



侯、之に畔く。此の時に因りて魏を伐つ可し。魏、秦を支へず、必ず東に徙らん。然る後、秦、河山の固に據り、東に郷つて以て諸侯を制せば、此れ帝王の業なり」と。公、之に従ひ、衛鞅をして兵に將として魏を伐たしむ。魏は公子卬をして、將として之を禦がしむ。軍既に相距ぐや、衛鞅、公子卬に書を遺りて曰はく、「吾、始め公子と驩せり。今、俱に兩軍の將と爲る、相攻むるに忍びず。公子と面のあたり相見て盟ひ、樂飲して兵を罷め、以て秦・魏の民を安んず可し」と。公子卬、以て然りと爲し、乃ち相與に會盟し已りて飲む。而して衛鞅、甲士を伏し、襲うて公子卬を虜にし、因つて魏の師を攻め、大に之を破る。魏の惠王恐れ、使をして河西の地を秦に獻せしめて以て和す。因つて安邑を去り、徙りて大梁に都す。乃ち嘆じて曰はく、「吾恨むらくは公叔の言を用ひざりしを」と。秦、衛鞅を商於十五邑に封じ、號して商君と曰ふ。

齊・趙、魏を伐つ。

楚の宣王薨す。子威王商立つ。

三十一年、秦の孝公薨す。子惠文王立つ。公子虔の徒、商君反せんと欲すと告ぐ。吏を發して之を捕へしむ。商君亡げて魏に之く。魏人、受けず、復た之を秦に内る。商君、乃ち其の徒と、商於に

- 【三】驩。交歡なり。
- 【四】河西の地は、即ち上郡なり。
- 【五】大梁。今の河南省開封道開封縣。

之き、兵を發して北のかた鄭を撃つ。秦人、商君を攻め、之を殺し、車裂して以て狗へ、盡く其の家を滅ぼす。初め商君、秦に相として、法を用ふることを嚴酷なり。嘗て渭に臨みて囚を論ずるや、渭水盡く赤し。相たること十年、人多く之を怨む。趙良、商君に見ゆ。商君問うて曰はく、「子、我が秦を治むるを觀るに、五殺大夫の賢なるに孰與ぞ。」趙良曰はく、「千人の諾諾は、一士の諤諤に如かず。の諤諤に如かず。僕請ふ、終日正言して誅せらるる無からん。可ならんか。」商君曰はく、「諾。」趙良曰はく、「五殺大夫は、荆の鄙人なり。

- 【一】狗。狗と通ず。ふれ示す也。
- 【二】囚を論ず。囚人の罪を論決する也。法嚴にして、囚人を斬に處すること多かりしを以て、その血にて渭水盡く赤かりし也。
- 【三】五殺大夫。百里奚。秦の穆公の賢相。殺は牝羊なり。
- 【四】諾諾。盲従するを云ふ。
- 【五】諤諤。直言するを云ふ。
- 【六】牛口の下云。百里奚、秦に行き、褐を被りて牛を畜ふ。穆公、之を擧げ用ふ。
- 【七】三たび晉の君を置く。惠公、懷公、文公を立てしを謂ふ。
- 【八】荆。楚なり。
- 【九】坐乘。安車に乗る也。
- 【一〇】蓋。馬車の上を覆ふもの。初めは屋根なく、蓋を以て之に當てしなり。
- 【一一】杵を相せず。春くに歌ひなどせぬ也。

穆公、之を牛口の下より擧げて、之を百姓の上に加ふ。秦國、敢て望むもの莫し。秦に相たること六七年、而して東のかた鄭を伐ち、三たび晉の君を置き、一たび荆の禍を救ふ。其の相たるや、勞すれども坐乗せず、暑けれど蓋を張らず、國中に行くに、車乘を從へず、干戈を操らず。五殺大夫死するや、秦國の男女涕を流し、童子は歌謠せず、春く者は杵を相せざりき。今、君の



見ゆるや、嬖人景監に因りて以て主と爲し、其の政に従ふや、公族を凌轢し、百姓を殘傷す。公子虔、門を杜ちて出でざることを、已に八年、君、又、祝、懼を殺して、公孫賈を黜す。詩に曰はく、「人を得る者は興り、人を失ふ者は崩る」と。此の數者は人を得る所以に非ざるなり。君の出づるや、後車には甲を載せ、多力にして、駢脅なる者、驂乗と爲り、矛を持ち而、關戟を操る者、車に旁うて趨る。此の一物だも具はらざれば、君固より出でず。書に曰はく、「徳を恃む者は昌え、力を恃む者は亡ぶ」と。此の數者は徳を恃む所以に非ざるなり。君の危きこと朝露の若し。而るに尙ほ商於の富を貪り、秦國の政を寵し、百姓の怨を畜ふ。秦王、一旦、賓客を捐てて、朝に立たずんば、秦國の君を收むる所以の者、豈に其れ微ならんや」と。商君從はず。居ること五月にして難作る。

- 【一】 凌轢。しのぎ、をかす。
- 【二】 殘傷。そこなふ。
- 【三】 詩云云。逸詩なり。
- 【四】 駢脅。俗に謂はゆる一枚あばら。
- 【五】 關戟。矛の類。
- 【六】 書云云。逸書なり。
- 【七】 秦國の政を専らにするをいふ。
- 【八】 賓客を捐てて云云。薨去するを謂ふ。
- 【九】 收。罪に陥るる也。

三十二年、韓の申不害卒す。

三十三年、宋の太丘の社亡ぶ。

鄒人孟軻、魏の恵王に見ゆ。王曰はく、「叟、千里を遠しとせずして來る、亦、以て吾が國を利する有るか。」孟子曰はく、「君、何ぞ必ずしも利と曰はん。仁義のみ。君は、「何を以てか吾が國を利せん」と曰ひ、大夫は、「何を以てか吾が家を利せん」と曰ひ、士庶人は、「何を以てか吾が身を利せん」と曰ひ、上下交り、利を征りて國危し。未だ仁にして其の親を遺るる者は有らざるなり。未だ義にして其の君を後にする者は有らざるなり。」王曰はく、「善し」と。初め孟子、子思を師とし、嘗て問ふ、「牧民の道、何をか先とする。」子思曰はく、「先づ之を利す。」孟子曰はく、「君子の、民を教ふる所以の者は、亦仁義のみ。何ぞ必ずしも利せん。」子思曰はく、「仁義は固より之を利する所以なり。上仁ならざれば、則ち下、其の所を得ず。上義ならざれば、則ち下、詐を爲すを樂しむなり。此れ不利たるや大なり。故に、易に曰はく、「利は義の和なり」と。又曰はく、「用を利し身を安んずるは、以て徳を崇ぶなり」と。此れ皆利の大なる者なり」と。

- 【一】 鄒人孟軻。孟子なり。著に孟子七篇あり。鄒は今、山東省鄒縣の地なり。此一節、孟子梁惠王上篇を參照せよ。
- 【二】 叟。長老の稱。
- 【三】 牧民。民を治むる也。
- 【四】 易云云。乾卦文言傳の語。
- 【五】 用を利し云云。易の繫辭傳の語。

臣光曰はく、子思・孟子の言は、一なり。夫れ唯だ仁者のみ仁義の利たるを知ると爲す。不仁者は知らざるなり。故に孟子、梁王に對ふるに、直に仁義を以てして、利に及ばざるは、與に言ふ所の人、異なるが故なり。



三十四年、秦、韓を伐ち、宜陽を抜く。

三十五年、齊王・魏王、徐州に會し、以て王を相く。

韓の昭侯、高門を作る。屈宜白曰はく、「君必ず此の門を出でざらん。何ぞや。時ならざればなり。吾が謂はゆる時とは、時日に非ざるなり。夫れ人には固より利・不利の時有り。往者君嘗て利なれども、高門を作らず。前年、秦、宜陽を抜き、今年、早す。君、此の時を以て民の急を恤へずして、顧つて益奢る。此れ謂はゆる「時訓まりて舉羸る」者なり。故に曰はく、時ならずと。」

越王無彊、齊を伐つ。齊王、人をして之に説かしむるに、齊を伐つは楚を伐つ利なるに如かざるを以てす。越王、遂に楚を伐つ。楚人、大に之を敗り、勝に乗じて盡く。吳の故地を取り、東のかた浙江に至る。越、此を以て散じ、諸公族、立つを争ひ、或は王と爲り、或は君と爲り、海上に濱し、楚に朝服す。

三十六年、楚王、齊を伐ち、徐州を圍む。

韓の高門成る。昭侯薨す、子宜惠王立つ。

初め洛陽の人蘇秦、秦王に説くに、天下を兼ねるの術を以てす。秦王、其の言を用ひず。蘇秦、乃ち去り、燕の文公に説いて曰はく、「燕の寇を犯し甲兵を被らざる所以は、趙の其の南に蔽たるを以てなり。且つ秦の燕を攻むるや、千里の外に戦ひ、趙の燕を攻むるや、百里の内に戦ふ。夫れ百里の患を憂へずして、千里の外を重んずるは、計、此よりも過てる者無し。願はくは大王、趙と從親せよ。天下、一と爲らば、則ち燕國必ず患無からん」と。文公、之に従ひ、蘇秦に車馬を資し、以て趙の肅侯に説かして曰はく、「今の時に當りて、山東の建國、趙よりも彊きは莫し。秦の害とする所も、亦、趙に如くは莫し。然れども秦、敢て兵を擧げて趙を伐たざるは、韓・魏の其の後を議するを畏るればなり。秦の韓・魏を攻むるや、名山大川の限有る無し。稍く之を蠶食して、國都に傳りて止まん。韓・魏、秦を支ふること能はずんば、必ず入りて秦に臣たらん。秦、韓・魏の規無くんば、則ち禍、趙に中らん。臣、天下の地圖を以て之を案するに、諸侯の地は秦に五倍し、諸侯の卒を料度するに、秦に十倍す。六國、一と爲り、力を并せて西に郷

周顯王三十四年—三十六年

- 【一】 屈宜白。楚の大夫、時に韓に在りしなり。
- 【二】 時訓まりて舉羸る。蓋し古語なり。時勢衰へしときなれば、民を恤むを急務と爲すべきに、而も工事を擧げて餘りあるが如く奢侈をなすをいふ。その事を爲す時を誤れるをいへるなり。
- 【三】 越。當時、今の江蘇、浙江にかけて國し、會稽に都せり。句踐の子孫なり。
- 【四】 吳の故地。春秋時代の吳の地の意、當時は越の領。今の江蘇省方面。
- 【五】 散。分散。
- 【六】 海上。海のほとり。
- 【七】 朝服。入朝服從。

- 【一】 西紀前三三三年。
- 【二】 蘇秦の合従を策する經過を敘す。
- 【三】 蔽。掩蔽。
- 【四】 從親。合従を約して親しむこと。
- 【五】 資。資給すること。
- 【六】 山東。さきに云へる河・山の東と意は同じ、山は華山を指す。
- 【七】 規。謀る也。上文の「其の後を議する」をいふ。趙策には、隔に作る。



つて秦を攻めば、秦必ず破れん。夫れ 衡人は、皆、諸侯の地を割きて以て秦に與へんと欲す。秦成らば則ち 其の身富榮にして、(彼等) 國、秦の患を被るとも、(彼等) 其の憂に與らず。是を以て、衡人は、日夜、務めて秦の權を以て、諸侯を恐喝し、以て地を割かんことを求む。故に願はくは大王、之を熟計せよ。竊に大王の計を爲すに、韓・魏・齊・楚・燕・趙を一にして從親を爲し、以て秦に畔くに如くは莫し。天下の將相をして (一) 洹水の上に會せしめ、(二) 質を通じ盟を結び、約して曰へ、「秦、一國を攻めば、五國各、銳師を出して、或は秦を撓まし、或は之を救はん。約の如くせざる者有らば、五國、共に之を伐たん」と。諸侯從親して以て秦を擯げば、秦の甲、必ず、敢て 函谷を出でて以て山東を害せじ」と。肅侯 大に説び、厚く蘇秦を待ち、尊寵して之に 賜賚し、以て諸侯に約せしむ。會、秦、(三) 犀首をして魏を伐たしめ、大に其の師四萬餘人を敗り、將龍賈を禽にし、(四) 雕陰を取り、且つ兵を東せんと欲す。蘇秦、秦の兵の趙に至りて從約を敗らんことを恐れ、念ふに秦に用ひしむ可きもの莫し。乃ち張儀を激怒せしめて、之を秦に入る。張儀は魏の人なり、蘇秦と俱に鬼谷先生に事へ、縦横の術を學ぶ。蘇秦自ら以爲へらく、及ばずと。儀、諸侯に遊び、遇ふ所無く、楚に困しむ。蘇秦、

- 【八】 衡人。衡は連衡。衡人は連衡を遊説する者。
- 【九】 秦成らば。秦成功せばの意。
- 【一〇】 其。衡人をさす。
- 【一一】 洹水。直隸省大名道魏縣の地。
- 【一二】 質を通ず。人質を取り替す。
- 【一三】 函谷。函谷關なり。河南省洛道靈寶縣の南にあり。秦の東關たり。
- 【一四】 賜賚。物を賜ふ也。
- 【一五】 犀首。官名。公孫衍を謂ふ。
- 【一六】 雕陰。魏の上郡(河西)にありし地。

故らに召して之を辱む。儀 恐れて、念ふに諸侯、獨り秦のみ能く趙を苦しめんと。遂に秦に入る。蘇秦、陰に其の舍人を遣はし、(一) 金幣を齎して儀に資す。儀、秦王に見ゆるを得。秦王、之を説び、以て客卿と爲す。舍人辭し去らんとして曰はく、「蘇君、秦の趙を伐ちて從約を敗らんことを恐れ、以爲へらく、君に非ずんば、能く秦の柄を得るもの莫けん」と。故に君を激怒せしめて、臣をして陰に君の資を奉給せしむ。盡く蘇君の計謀なり。」張儀曰はく、「嗟乎、此れ吾、術中に在りて而も悟らず。吾、蘇君に及ばざること明かなり。吾が爲めに蘇君に謝せよ。」蘇君の時、儀何ぞ敢て言はん」と。是に於て、蘇秦、韓の宣惠王に説きて曰はく、「韓の地は、方九百餘里、帶甲數十萬、天下の彊弓・勁弩・利劍は、皆、韓より出づ。韓の卒、足を超けて射れば、(二) 百發、止むるに暇あらず。韓の卒の勇を以て、堅甲を被り、勁弩を蹠み、利劍を帯ぶれば、一人、百に當るは、言ふに足らざるなり。大王、秦に事へば、秦必ず宜陽・成臯を求めん。今茲之を効さば、明年復た地を割くを求めん。與へば則ち地の以て之に (三) 給する無からん。與へずんば則ち前功を棄てて後禍を受けん。且つ大王の地は盡くる有りと、秦の求は已む無からん。盡くる有るの地を以て、已む無きの求を逆ふるは、此れ謂はゆる怨を市ひ禍を結ぶ者なり。戰はずして地已に削られん。鄙諺に曰はく、「寧ろ雞

- 【一七】 恐。史記、通鑑記事本末等、皆、怒に作る。
- 【一八】 金幣を齎して儀に資す。これ秦王に見ゆるに便宜を得んための賄賂に資せしめんとす。
- 【一九】 蘇君の時云云。蘇君の存命中は、其邪魔をせずとの意。
- 【二〇】 百發云云。發すること疾く、續きて絶えず。
- 【二一】 給。供給する也。



口と爲るとも。牛後と爲る無かれ」と。夫れ大王の賢を以て、強韓の兵を挟み、而して牛後の名有るは、臣、竊に大王の爲めに之を羞づ」と。韓王、其の言に従ふ。蘇秦、魏王に説きて曰はく、「大王の地は、方千里、地の名は小なりと雖も、然れども田舎、廬廡の數なる、曾て、芻牧する所無く、人民の衆き、車馬の多き、日夜、行くこと絶えず、鞣鞣殷殷として、三軍の衆有るが若し。臣竊に大王の國を量るに、楚に下らず。今、竊に聞く、大王の卒、武士二十萬、蒼頭二十萬、奮擊二十萬、廝徒十萬、車六百乘、騎五千匹あり。(然ル)乃ち羣臣の説を聽きて、秦に臣事せんと欲すと。故に弊邑の趙王、臣をして愚計を効して明約を奉せしむ。大王の詔して之を詔ぐるに在り」と。魏王、之を聽す。蘇秦、齊王に説きて曰はく、「齊は四塞の國なり。地、方二千餘里、帶甲數十萬、粟は丘山の如く、三軍の良、五家の兵、進むこと、鋒矢の如く、戰ふこと雷霆の如く、解くること風雨の如く、即し軍役有りとも、未だ嘗て泰山に倍き、清河を絶り、渤海を涉らざる者なり。臨淄の中七萬戸あり。臣竊に之を度るに、戸ごとに三男子に下らじ。遠縣より發するを待たずして、臨淄の卒、固に已に二十一萬あり。臨淄は甚だ

- 【三】 牛後。牛の尻。
- 【三】 廬廡。田間の屋室。
- 【四】 數。密なるを云ふ。
- 【五】 芻牧。草を苜り、牧畜する也。
- 【六】 鞣鞣殷殷。遠近の車馬の聲。
- 【七】 蒼頭。青巾を以て頭を裹みたる兵。
- 【八】 奮擊。精銳の卒。
- 【九】 廝徒。雜役に服する者。
- 【一〇】 四塞。四方に要害ありて閉塞せる意。
- 【一一】 鋒矢。小矢。
- 【一二】 泰山。山東省濟南道泰安縣の北にあり。五岳の第一。
- 【一三】 倍。背にする也。
- 【一四】 臨淄。齊の首府(前出)。

富みて實てり。其の民、雞を鬪はし狗を走らせ六博、闢鞣せざる無し。臨淄の塗は、車轂轆、人肩摩し、袵を連ねて帷を成し、汗を揮うて雨を成す。夫れ韓・魏の秦を重んじ畏るる所以は、秦と境壤を接するが爲めなり。兵出でて相當らば、十日ならずして戰勝、存亡の機決せん。韓・魏戰つて秦に勝たば、則ち兵半折け、四境守られじ。戰つて勝たずんば、則ち國已に危く、亡、其の後に隨はん。是故に韓・魏の秦と戰ふを重んじて之が臣と爲るを輕んずる所以なり。今、秦の齊を攻むるは則ち然らず。韓・魏の地に倍き、衛の陽晉の道を過ぎ、亢父の險を経、車は軌を方ふるを得ず、騎は行を比ぶるを得ず。百人、險を守れば、千人、敢て過ぎざるなり。秦、深く入らんと欲すと雖も則ち狼顧し、韓・魏が其の後を議せんことを恐るるなり。是故に、恫疑虚喝し、驕矜して而も敢て進まず。則ち秦の齊を害する能はざることも明らけし。夫れ、秦の齊を奈何ともする無きを深く料らずして、西面して之に事へんと欲するは、是れ羣臣の計過てるなり。今、(齊)秦に臣事するの名無くして、疆國の實有り。臣、是故に願はくは大王少しく意を留めて之を計れ」と。齊王、之を許す。乃ち西南のかた楚の威王に説きて曰はく、「楚は天下の疆國なり。地、方六千餘里、帶甲

- 【一五】 其の民云云。生活に餘裕あるをいふ。
- 【一六】 六博。遊戲の名。
- 【一七】 闢鞣。蹴鞠。
- 【一八】 臨淄の塗云云。その股脈なるを形容せるなり。
- 【一九】 車轂。車のこしき。
- 【二〇】 車は軌を云云。軌は車の轍のこと、行は列のこと。道の狹隘にして險なるをいふ。
- 【二一】 狼顧。狼の如く絶えず後を振り向く也。
- 【二二】 恫疑。恐れ疑ふ也。
- 【二三】 虚喝。虚辭を以ておびやかす也。



百萬、車千乘、騎萬匹、粟、十年を支ふ。此れ霸王の資なり。秦の害とする所は、楚に如くは莫し。楚疆ければ則ち秦弱く、秦疆ければ則ち楚弱し。其の勢、兩立せず。故に大王の計を爲すに、從親して以て秦を【四】孤にするに如くは莫し。臣請ふ、山東の國をして、【五】四時の獻を奉じ、以て大王の明詔を承け、社稷を委ね、宗廟を奉じ、士を練り、兵を厲ぎ、大王の之を用ふる所のままに在らしめん。故に從親せば則ち諸侯、地を割きて以て楚に事へ、衡合せば則ち楚、地を割きて以て秦に事へん。此の兩策は相去ること遠し。大王、何れにか居る」と。楚王も亦之を許す。是に於て、蘇秦、從約の長と爲り、并せて六國に相たり、北のかた趙に報ず。【六】車騎輜重、王者に擬す。

【四】 孤。孤立。  
【五】 四時の獻云云。他の五國をして楚を仰いで合從の盟主たらしむべしといふなり。  
【六】 兵。兵器。  
【七】 隨行せる車騎輜重の多きこと、王者の如し。

齊の威王薨す。子宣王辟疆立つ。成侯が田忌を賣りしを知り、乃ち【田忌】召して之を復す。燕の文公薨す。子易王立つ。衛の成侯薨す。子平侯立つ。

三十七年、秦の惠王、犀首をして齊・魏を欺き、與に共に趙を伐ち、以て從約を敗らしむ。趙の肅侯、蘇秦を讓む。蘇秦恐れて、燕に使用して必ず齊に報いんと請ふ。蘇秦、趙を去り、而して從約皆解く。

趙人、河水を決し、以て齊・魏の師に灌ぐ。齊・魏の師乃ち去る。

魏、陰晉を以て和を秦に爲す。【陰晉】寔に華陰なり。齊王、燕を伐ち、十城を取る。已にして復た之を歸す。

三十九年、秦、魏を伐ち、【焦】曲沃を圍む。魏、少梁・河西の地を秦に入る。

四十年、秦、魏を伐ち、河を度り、汾陰・皮氏を取り、焦を抜く。

楚の威王薨す。子懷王槐立つ。

宋公剔成の弟偃、襲うて剔成を攻む。剔成、齊に奔る。偃、自立して君と爲る。

【一】 灌ぐ。水攻にする也。  
【二】 華陰。華山の北の地。  
【三】 焦・曲沃。焦は河南省河洛道陝縣内。曲沃は山西省河東道平陽縣内。

四十一年、秦の公子華・張儀、師を帥ゐて魏の蒲陽を圍み、之を取る。張儀、秦王に言ひ、蒲陽を以て復た魏に與へんことを請ひ、而して公子緜をして魏に質たらしむ。儀、因つて魏王に説きて曰はく、「秦の・魏を遇すること甚だ厚し。魏、以て秦に禮無かる可からず」と。魏、因つて盡く上郡十五縣を入れて以て謝す。張儀歸つて秦に相たり。



四十二年、秦、義渠を縣にし、其の君を以て臣と爲す。秦、焦・曲沃を魏に歸す。

【一】義渠。戎狄の國名、今の甘肅省舊慶陽府及び涇州の地なり。

四十三年、趙の肅侯薨す。子武靈王立つ。博聞師三人、左右司過三人を置き、先づ先君の貴臣肥義に問ひ、其の秩を加ふ。

【二】秩。俸祿。  
【三】王と稱す。秦の國力の増大せると下の上か凌げざるを見ればからざるに、已に春秋には楚は蠻夷なり中國の法に従はずとて王を稱せしが、ここに又、秦も王と稱して周と拮抗するに至りしなり。

四十四年、夏四月戊午、秦初めて王と稱す。

衛の平侯薨す。子嗣君立つ。衛に胥靡有り、亡げて魏に之く。因つて魏王の後の爲めに病を治む。嗣君之を聞き、五十金を以て之を買はんと請ふ。五反すれども、魏、與へず。乃ち左氏を以て之に易へんとす。左右諫めて曰はく、『夫れ一都を以て一胥靡を買ふは、可ならんや。』嗣君曰はく、『子が知る所に非ざるなり。夫れ治に小無く、亂に大無し。法立たず、誅必せずんば、十左氏有りと雖も益無きなり。法立ち、誅必せば、十左氏を失ふとも害無きなり』と。魏王、之を聞きて曰はく、『人主の欲は、之を聽かざれば不祥なり』と。因つて載せて往き、徒之を獻す。

【一】胥靡。輕刑の名。輕き罪を犯せる者ありとの意。  
【二】左氏。都邑の名。  
【三】治に小無く云云。小國と雖も治まらざるに非ず、大國と雖も亂れざるに非ず。  
【四】欲。願欲する所。

四十五年、秦の張儀、師を帥ゐて魏を伐ち、陝を取る。

蘇秦、燕の文公の夫人に通ず。易王、之を知る。蘇秦恐れ、乃ち易王に説きて曰はく、『臣、燕に居れば、燕をして重からしむる能はず。而れども齊に在らば則ち燕重からん』と。易王之を許す。乃ち罪を燕に得たる僞して齊に奔る。齊の宣王、以て客卿と爲す。蘇秦、齊王に説き、宮室を高くし、苑囿を大にし、以て得意を明かにす。以て齊を敵らして燕の爲めにせんと欲す。

四十六年、秦の張儀、齊・楚の相と、齧桑に會す。

韓・燕、皆、王と稱す。趙の武靈王、獨り肯せずして曰はく、『其の實無くして、敢て其名に處らんや』と。國人をして己を謂ひて君と曰はしむ。

【一】陝。今の河南省河洛道陝縣。  
【二】齧桑。地名。

四十七年、秦の張儀、齧桑より還りて、相を免じ、魏に相たり。魏をして先づ秦に事へしめて諸侯をして之に効はしめんと欲す。魏王、聽かず。秦王、魏を伐ち、曲沃・平周を取る。復た陰に張儀に厚くすること益甚だし。

四十八年、王崩す。子慎靚王定立つ。



燕の易王薨す。子噲立つ。

齊王、田嬰を薛に封じ、號して靖郭君と曰ふ。靖郭君、齊王に言つて曰はく、「五官の計は、日に聽きて數覺ざる可からざるなり」と。王、之に従ふ。已にして之を厭ひ、悉く以て靖郭君に委ぬ。靖郭君、是に由りて、齊の權を専らにするを得たり。靖郭君、薛に城かんと欲す。客、靖郭君に謂つて曰はく、「君、海の大魚を聞かずや。網も止むること能はず、鉤も牽くこと能はず。(然レ) 蕩して水を失へば、則ち螻蟻も馬を制す。今、夫れ齊も亦君の水なり。君、長く齊を有たば、奚ぞ薛を以て爲さん。苟くも齊を失ふと爲さば、薛の城を隆くして天に到ると雖も、庸ぞ恃むに足らんや」と。乃ち城くを果さず。靖郭君、子四十人有り。其の賤妾の子を文と曰ふ。文、通僮にして智略饒し。靖郭君に説くに財を散じて士を養ふを以てす。靖郭君、文をして家を主り、賓客を待たしむ。賓客争うて其の美を譽め、皆、靖郭君に請うて、文を以て嗣と爲す。靖郭君卒す。文嗣いで薛公と爲る。號して孟嘗君と曰ふ。孟嘗君、諸侯の遊士及び罪有りて亡げたる人を招致し、皆、業を捨てて厚く之を遇し、其の親戚を存救す。食客常に數千人、各、自ら以爲へらく、孟嘗君、己に親しむと。是に由りて孟嘗君の名、天下に重し。

- 【一】 薛。山東省濟寧道滕縣の西南に故城あり。
- 【二】 五官。五大夫の、事を主る者。
- 【三】 蕩して云云。跳ね上つて水から離れば螻(おけら)蟻(あり)の如き小蟲といへども之を制するを得べしとの意。
- 【四】 通僮云云。通達卓異にして智略餘り有り。
- 【五】 業。家産。
- 【六】 存救。存問救助すること。

臣光曰はく、君子の士を養ふは、以て民の爲めにするなり。易に曰はく、「聖人、賢を養ひ、以て萬民に及ぼす」と。夫れ賢者は、其の徳は以て化を敦くし俗を正しうするに足り、其の才は以て綱を頓へ紀を振ふに足り、其の明は以て微を燭し遠きを慮るに足り、其の彊は以て仁を結び義を固くするに足り、大は則ち天下を利し、小は則ち一國を利す。是を以て、君子、祿を豊にして之を富まし、爵を隆くして以て之を尊くし、一人を養うて萬人に及ぼすは、賢を養ふの道なり。今、孟嘗君の士を養ふや、智愚を恤へず、臧否を擇ばず、其の君の祿を盗みて、以て私黨を立て、虚譽を張り、上は以て其の君を侮り、下は以て其の民を蠹す。是れ姦人の雄なり。烏んぞ尙ぶに足らんや。(二) 書に曰はく、「受は天下通逃の主と爲り、淵藪に萃る」と。此の謂なり。

孟嘗君、楚に聘す。楚王、之に象牀を遣り、(三) 登徒直をして之を送らしむ。(直) 行くを欲せず、孟嘗君の門人公孫戊に謂つて曰はく、「象牀の直は千金なり。苟くも之を傷ふこと毫髮ならば、則ち妻子を賣るとも、償ふに足らざらん。足下、能く僕をして行くこと無からしめば、(僕)

- 【七】 易に曰はく云云。頤の卦の象傳の語。
- 【八】 頓。整頓の意。
- 【九】 臧否。善惡。
- 【一〇】 蠹。害ふ也。
- 【一一】 書に曰はく云云。書經の武成の語。受即ち股の紂王は、天下の罪を得て郷國を逃亡したる無頼の人の主となり、彼等を引き受け納れ置く。彼等の入り込み來ることば、恰も魚の淵藪に聚まり來るがごとし。
- 【一二】 象牀。象牙にて爲りたる腰掛。
- 【一三】 登徒直。登徒は姓、直は名。
- 【一四】 門人。門下の客。

先人の寶劍あり、願はく



は之を獻せん」と。公孫戊許諾し、入りて孟嘗君に見えて曰はく、「小國、皆相の印を君に致す所  
 以は、君が能く貧窮を振達し・亡びたるを存し・絶えたるを繼ぐを以て  
 なり。故に、君の義を悦び君の廉を慕はざるは莫きなり。今、始めて楚に  
 至りて象牀を受けば、則ち未だ至らざるの國は、將に何を以てか君を待た  
 んとせんや。」孟嘗君曰はく、「善し」と。遂に受けず。公孫戊趨り去る。  
 未だ中間に至らざるに、孟嘗君、召して之を反して曰はく、「子、何ぞ  
 足の高く志の揚れるや」と。公孫戊、實を以て對ふ。孟嘗君、乃ち  
 門版に書して曰はく、「能く文の名を揚げ、文の過を止め、私に實を  
 外に得る者有らば、疾く入りて諫めよ」と。

臣光曰はく、孟嘗君は、能く諫を用ふと謂ふ可し。苟くも其の言の善  
 きや、詐護の心を懐くと雖も、猶ほ將に之を用ひんとす。況んや忠を  
 盡して私無く、以て其の上に事ふるをや。詩に云はく、「葑を采り菲  
 を采る、下體を以てする無し」と。孟嘗君有り。

韓の宣惠王、公仲・公叔を兩ながら用ひて政を爲さんと欲し、繆留に問ふ。對へて曰はく、「不可  
 なり。晉は六卿を用ひて國分れ、齊の簡公は陳成子及び闞止を用ひて殺され、魏は犀首と張儀と

- 【一】 振。賑と通ず。
- 【二】 中間。宮中の小門をいふ。
- 【三】 足の高く志の揚れる。意氣揚揚として闊歩する也。
- 【四】 門版。門の板なり。
- 【五】 詐護。護も、いつばる也。
- 【六】 詩云。邶風の谷風の篇の語。葑非は竝に菜の名。上下、食ふ可し、然れども其根には美なる時あり、美ならざる時あり、故に之を採集する者、根惡しとて并せて其葉を棄つ可からざる也。下體とは根莖を謂ふ。
- 【七】 六卿。智氏、范氏、中行氏、趙氏、韓氏、魏氏。

を用ひて、西河の外亡はる。今、君、之を兩ながら用ひば、其の力多き者は、内に黨を立て、其の  
 力寡き者は、外の權を藉らん。羣臣、内に黨を樹てて以て主に驕る有り、  
 外に交りを爲して以て地を削るあらば、君の國危からん」と。

- 【一】 西河の外。上郡の地をいふ。



卷の第三

周紀三

慎靚王

元年、衛、更に號を貶して君と曰ふ。

二年、秦、韓を伐ち、鄆を取る。

魏の惠王薨す。子襄王立つ。孟子、入りて

(襄王) 見えて、出でて人に語りて曰はく、「之を望むに人君に似ず、之に就きて、畏るる所を見ず。」(王) 卒然として問うて曰はく、「天下

悪くにか定まらん。」吾對へて曰はく、「一に定まらん。」(問ウテ)「孰か能く之を一にせん。」對へて曰はく、「人を殺すを嗜まざる者、能く之を一にせ

【一】 慎靚王。周三六代の王。

諱は定、顯王の子。

【二】 西紀前三二〇年。

【三】 衛、更に云云。顯王二十

三年、衛已に號を貶して侯と

曰ふ。秦魏の間に介在して、

國勢日に削り弱めらる。因つ

て更に其號を貶せしなり。

【四】 鄆。河南省開封道鄆陵縣

に在り。

【五】 孟子云云。梁惠王上篇に

出づ。

【三】 之を望む云云。遠くより

見上ぐるも近きて傍に侍るも

人の君たるべき威儀威嚴あり

とも思はれざる人物なりとの

意。

【四】 卒然。突然といふに同じ。

話にも順序などは無く、ぶつき

らぼうにかかる問を發せられ

たりといふ也。

ん。(王問ウテ)「孰か能く之に與せん。」對へて曰はく、「天下、與せざるもの莫からん。王、夫の苗を知れりや。七八月の間、早すれば則ち苗槁る。天、油然として雲を起し、沛然として雨を下せば、則ち苗、淳然として之に興る。其れ是の如くならば、孰か能く之を禦がんと。」

三年、楚・趙・魏・韓・燕、同じく秦を伐ち、函谷關を攻む。秦人、兵を出して之を逆ふ。五國の師、皆、敗走す。宋初めて王と稱す。

四年、秦、韓の師を修魚に敗り、首を斬ること八萬級、其將、鯁・申差を濁澤に虜にす。諸侯振ひ恐る。

齊の大夫、蘇秦と寵を争ひ、人をして秦を刺して之を殺さしむ。張儀、魏の襄王に説きて曰はく、「梁の地は、方、千里に至らず、卒は三十萬に過ぎず、地、四平にして、名山大川の限無く、卒の、楚・韓・齊・趙の境を成り、亭障を守る者は、十萬に過ぎず。梁の地勢は、固に戰場なり。夫れ諸侯の、從を約し、洹水の上に盟ふは、結びて兄弟

【一】 逆。迎へ撃つ也。  
【二】 鯁・申差。二將の名。  
【三】 張儀。當時は魏に相として秦の爲めに謀りつつありしなり。  
【四】 四平。四方の國境の平地なるを云ふ。  
【五】 亭障。亭は宿驛の旅館。障は保障、とりで。



と爲りて以て相堅うするなり。今、(一)親兄弟・同父母にして、尙ほ錢財を争ひ相殺傷するもの有り。而るに反覆する蘇秦の餘謀を恃まんと欲するは、其の成る可からざること亦明かなり。大王、秦に事へずんば、秦、兵を下して河外を攻めん。卷・衍・酸棗に據り、衛を劫して陽晋を取らば、則ち趙南せじ。趙南せずんば、則ち梁北せじ。梁北せずんば、則ち從道絶えん。從道絶えば、則ち大王の國、危き母からんと欲すとも、得可からざるなり。故に願はくは大王、審かに計議を定めよ。且(二)骸骨を賜へ」と。魏王乃ち從約に倍き、而して儀に因りて以て成を秦に請ふ。張儀歸り、復た秦に相たり。魯の景公薨す。子平公旅立つ。

五年、巴・蜀、相攻撃し、俱に急を秦に告ぐ。秦の惠王、蜀を伐たんと欲す。以爲へらく、道、險阨にして、至り難しと。而して韓、又、來り侵す。(三)猶豫して未だ決すること能はず。司馬錯、蜀を伐たんと請ふ。張儀曰はく、「韓を伐つに如かず。」王曰はく、「請ふ其の説を聞かん。」儀曰はく、「魏に親しみ楚に善くし、兵を三川に下し、新城・宜陽を攻め、以て二

【一】 險阨。險にして狭き也。  
【二】 猶豫。ぐづぐづする也。  
【三】 三川。伊水、洛水、河水の三川の流域にて、河南省汝陽道舊河南府内を中心とせる地域なり。韓の領たり。  
【四】 新城。宜陽も河南省にありて三川の流域と共に天下の中樞ともいふべき要地なり。故にこれを攻略すべきをいへるなり。  
【五】 二周。これ先きに卷二顯

周の郊に臨み、九鼎に據り、圖籍を按じ、天子を挾みて、以て天下に令せば、天下、敢て聽かざるもの莫からん。此れ王業なり。臣聞く、「名を争ふ者は朝に於てし、利を争ふ者は市に於てす」と。今、三川・周室は、天下の朝市なり。而るに王焉に争はずして、願つて戎翟に争ふは、王業を去ること遠し。」司馬錯曰はく、「然らず。臣聞く、「國を富ますんと欲する者は、務めて其の地を廣くし、兵を彊くせんと欲する者は、務めて其の民を富まし、王たらんと欲する者は、務めて其の徳を博くす。三資の者備はりて、王、之に隨ふ」と。今、王は地小にして民貧し。故に臣願はくは先づ易きに從事せん。夫れ蜀は西僻の國にして、戎翟の長なり、桀紂の亂あり。秦を以て之を攻むるは、譬へば豺狼をして羣羊を逐はしむるが如し。其の地を得ば、以て國を廣くするに足り、其の財を取らば、以て民を富まし、兵を繕ふに足り、衆を傷はずして、(一)彼已に服せん。一國を拔くとも、而も天下、以て暴なりと爲さず、利、四海を盡すとも、而も天下、以て貪れりと爲さじ。是れ我一舉して、名と實と附くなり。而して又、暴を禁じ亂を止むるの名有り。今、韓を攻め、(二)天子を劫すは、惡名なり、而して未だ必ずしも利ならざるなり、又、不義の名有りて、天下の欲せざる

王の十六年の條に注したる東周(鞏に都せるもの)と天子たる周(洛邑に都せるもの)とをいふ。  
【六】 九鼎に據り。夏の禹王の鑄たる鼎、歴代の王者の寶器にして、王位の表象たり。これを擁するをいふ。  
【七】 圖籍を按じ。天下の地圖・戶籍。これは周にては職方氏の掌る所のもの。これを握りて四方に號令せんとすの意。  
【八】 朝。野(民間)に對していふ。朝廷官府を謂ふ。  
【九】 王。王者の業の意。  
【一〇】 兵。兵器。  
【一一】 彼。蜀を謂ふ。  
【一二】 天子。周王をいふ。



所を攻むるは、危し。臣請ふ其の故を論せん。(一)周は天下の宗室なり。齊は韓の(二)與國なり。周、自ら九鼎を失はんことを知り、韓、自ら三川を亡はんことを知らば、將に二國、力を并せ謀を合はせ、以て齊趙に因りて、(三)解を楚・魏に求めんとせん。鼎を以て楚に與へ、地を以て魏に與ふとも、王、止むること能はざらん。此れ臣が謂はゆる危きなり。蜀を伐つての完きに如かず」と。王、錯の計に従ひ、兵を起して蜀を伐つ。十月、之を取り、蜀王を貶し、號を更めて侯と爲し、而して陳莊をして蜀に相たらしむ。蜀既に秦に屬し、秦以て益、疆く富厚にして、諸侯を輕んず。

蘇秦既に死し、秦の弟代・厲、亦、遊説を以て諸侯に顯はる。燕の相子之、蘇代と婚し、燕の權を得んと欲す。蘇代、齊に使して還る。燕王噲問うて曰はく、「齊王は其れ霸たらんか。」對へて曰はく、「能はじ。」王曰く、「何が故ぞ。」對へて曰はく、「其の臣を信せざればなり」と。是に於て、燕王専ら子之に任ず。鹿毛壽、燕王に謂つて曰はく、「人の堯舜を謂ふは、其の能く天下を譲りしを以てなり。今、王、國を以て子之に譲らば、是れ王、堯と名を同じうするなり」と。燕王、因つて國を子之に屬す。子之大に重し。或るひと曰はく、「禹、(一)益を薦め、而して、(二)啓

【一】周は云云。周の王室は衰へたれども天下の宗主とする所なり。  
 【二】與國。相親睦する鄰國。  
 【三】解を求む。先にこれと怨隙を構へたるを、今、和解せんことを求むるなり。  
 【四】禹。治水の功を以て舜より天下を受けたる聖君、夏王朝の祖。  
 【五】益。禹の臣、舜の時九官の一人となりし賢者。禹はこれを以て王とせんとして天に薦めたるなり。  
 【六】啓の人。啓の臣。啓は禹の子なり。

の人を以て吏と爲す。老するに及びて、啓を以て天下を任するに足らずと爲し、之を益に傳ふ。啓、交黨と、益を攻めて之を奪へり。天下謂へらく、「禹、名は天下を益に傳へて、實は啓をして自ら之を取らしむるなり」と。今、王、國を子之に屬すと云ひ、而して吏は(一)太子の人に非ざる者無し。是れ名は子之に屬して、實は太子、事を用ふるなり」と。王因つて(二)印綬の三百石の吏已上なるものを收めて、之を子之に效す。子之、(三)南面して王事を行ひ、而して噲、老して、政を聽かず、顧つて臣と爲る。國事、皆、子之に決す。

赧王上

元年、秦人、義渠を侵し、二十五城を得たり。魏人、秦に叛く。秦人、魏を伐ち、曲沃を取り、而して其の人を歸す。又、韓を岸門に敗る。韓の太子倉、入りて秦に質たり、以て和す。燕の子之、王たること三年、國內大に亂る。將軍市被、太子平と、子之を攻めんことを謀る。齊王、人をして太子に謂はしめて曰はく、「寡人聞く、

【一】太子の人。太子の臣。  
 【二】印綬の三百石已上云云。印は印章、綬は組綬にして官吏にはその官等に應じて印とこれに附くる紐一定せり。又三百石の祿を受くるものは、中已下の官吏(漢代にては官吏等級十六等ありて三百石は第十等なり)なり。印綬三百石已上なるものを收めて效すとは重なる官吏の任命權を子之に委れたりとの意なり。  
 【三】南面。王者の位置は北辰に象る、北にあり、よりにて臣下に對しては南面するなり。  
 【四】周の第三十七代、周室最後の王。名は誼。慎靚王の子なり。  
 【五】西紀前三一四年。  
 【六】義渠。戎の國名。卷二、顯王四十二年參照。  
 【七】岸門。山西省河東道河津縣の地。



太子、將に君臣の義を飭へ、父子の位を明かにせんとすと。寡人の國、唯だ太子の以て之を令する所のままなり」と。太子、因つて黨を要び衆を聚め、市被をして子之を攻めしむ。克たず。市被、反つて太子を攻む。難を構ふること數月、死する者數萬人、百姓、恫恐す。齊王、章子をして、五都の兵に將とし、北地の衆に因りて、以て燕を伐たしむ。燕の士卒戰はず、城門閉ぢず。齊人、子之を取らへて之を醢にし、遂に燕王噲を殺す。

齊王、孟子に問うて曰はく、「或は寡人に「燕を取ること勿れ」と謂ひ、或は寡人に「之を取れ」と謂ふ。(一〇) 萬乗の國を以て萬乗の國を伐ち、五旬にして之を擧ぐ。(二) 人力にては此に至らじ。取らずんば、必ず天殃あらん。之を取るは何如。」孟子對へて曰はく、「之を取りて燕の民悦ばば、則ち之を取れ。古の人に、之を行ひし者有り。武王是れなり。之を取りて燕の民悦ばずんば、則ち取ること勿れ。古の人に之を行ひし者有り。文王是れなり。萬乗の國を以て、萬乗の國を伐ち、(三) 簞食壺漿して、以て王師を迎ふるは、豈に他有らんや、水火(詩政)を避けんとすればなり。如し水益深く、如し火益熱くば、

- 【五】 命令。
- 【六】 要。結ぶ也。
- 【七】 恫。痛む也。
- 【八】 醢。肉醬、ししびしほ。
- 【九】 齊王孟子に問ふ。孟子梁惠王下篇參照。
- 【一〇】 萬乗の國。周制によれば天子の地は、方千里にして、兵車萬乗を出す。天子を萬乗の君といふもこれによるなり。當時七國強大にして天子の名は無けれども、皆萬乗の國と

- 稱するに足る實力ありしにより、かくいふなり。
- 【二】 人力にては云云。人の力にてはかかる成功はむづかしかるべし、これ天の與ふる所なるべし。さればこれを取らざるときは却て天殃(天よりの咎)あらんとの義。
- 【三】 簞食壺漿。竹を編みて作れる圓き器に飯を入れ、壺に飲物を入るる也。

亦(二) 運らんのみ」と。諸侯、將に燕を救ふを謀らんとす。齊王、孟子に謂つて曰はく、「諸侯に、寡人を伐たんことを謀る者多し。何を以てか之を待たん。」對へて曰はく、「臣、七十里(國)にして政を天下に爲しし者を聞く。湯是れなり。未だ千里(國)を以て人を畏るる者を聞かざるなり。(一八) 書に曰はく、「我が后を後つ。后來らば其れ蘇らん」と。今、燕、其の民を虐げ、王、往いて之を征す。民以爲へらく、將に己を水火の中より拯はんとするなりと。簞食壺漿して、以て王師を迎へき。(二) 若し其の父兄を殺し、其の子弟を(二) 係累し、其の宗廟を毀ち、其の重器を遷さば、之を如何ぞ其れ可ならんや。天下、固より齊の疆きを畏るるなり。今、又、地を倍して、而も仁政を行はずんば、是れ天下の兵を動かすなり。王、速かに令を出して、其の謀りて君を置き、而して後之を去らば、則ち猶ほて燕人叛く。王曰はく、「吾、甚だ孟子に慚ぶ」と。陳賈曰はく、「王、患ふること無かれ」と。乃ち

- 【一三】 運らん。燕の民、轉じて他に己の難を救げんとするものを求めんとすべしとの意。
- 【一四】 孟子梁惠王下篇參照。
- 【一五】 七十里云云。方七十里の國、即ち小國の意なり。その主にして徳あるによつて天下に王たりしものありとの義なり。
- 【一六】 湯。殷の湯王。
- 【一七】 千里。方千里の國、即ち大國の意、齊を指す。
- 【一八】 書云云。仲虺之語の語。

- 后は君也。後は待つ也。この句は夏の桀王の暴政に苦める民が殷の湯王を待ち焦れたるを歌へるなり。
- 【一九】 係累。捕縛する也。
- 【二〇】 重器。國の寶器。
- 【二一】 旄倪。旄は老と通じ、老人、倪は小兒。擒にせる老幼をいふなり。
- 【二二】 止むに及ぶ可きなり。諸侯の兵を動かすを中止せしむるを得べしとの意。



孟子に見えて曰はく、『周公は何人ぞや。』(孟子)曰はく、『古の聖人なり。』陳賈曰はく、『周公、管叔をして商を監せしむ。管叔、商を以て畔けり。周公、其の將に畔かんとするを知りて之を使しめしか。』曰はく、『知らざりしなり。』陳賈曰はく、『然らば則ち聖人にも亦過有るか。』曰はく、『周公は弟なり、管叔は兄なり。周公の過ても、亦宜ならずや。且つ古の君子は、過てば則ち之を改む。今の君子は、過てば則ち之に順ふ。古の君子は、其の過つや、日月の食の如く、民皆之を見る。其の更むるに及びてや、民皆之を仰ぐ。今の君子は、豈に徒に之に順ふのみならんや。又従つて之が(二四)辭を爲す』と。

是の歳、齊の宣王薨す。子湣王地立つ。

二年、秦の右更疾、趙を伐ち、藺を抜き、其の將莊豹を虜にす。秦王、齊を伐たんと欲す。齊・楚の從親するを患ふ。乃ち張儀をして楚に至りて楚王に説かしめて曰はく、『大王、誠に能く臣に聽き、關を閉ぢ、約を齊に絶たば、臣請ふ、商於の地六百里を獻じ、秦の女をして大王の箕帚の妾と爲るを得しめ、秦・楚、女を嫁し婦を娶り、長く兄弟の國と爲らん』と。楚王説びて之を許す。羣臣皆、賀す。陳軫獨り弔す。王怒りて曰はく、

- 【一】 右更。秦の爵の名。疾。穉里疾なり。
- 【二】 關を閉ぢ。古の列國、各關尹を置き、敵國の賓至れば、關尹以て告げ、行理、節を以て之を迎ふ。關を閉づるとは、其の使を拒絶して、通ぜざらしむる也。交際を絶つなり。
- 【三】 箕帚の妾。箕帚を取りて事ふる側女。謙稱なり。

「寡人、師を興さずして、六百里の地を得。何を弔するや。」對へて曰はく、『然らず。臣を以て之を觀るに、商於の地は得べからずして、齊・秦・合せん。齊・秦・合せば、則ち患必ず至らん』王曰はく、『説有りや。』對へて曰はく、『夫れ秦の楚を重んずる所以は、其の齊有るを以てなり。今、關を閉ぢて約を齊に絶たば、則ち楚は孤ならん。秦奚ぞ夫の孤國を貪りて、之に商於の地六百里を與へん。張儀、秦に至らば、必ず王に負かん。是れ王、北のかた齊の交りを絶ち、西のかた患を秦に生ずるなり。兩國の兵必ず俱に至らん。王の計を爲すに、齊に陰に合して陽に絶つに若かず。人をして張儀に隨はしめ、(秦)苟に吾に地を與へば、齊に絶たんも、未だ晩からざるなり。』王曰はく、『願はくは陳子、口を閉ぢて、復た言ふこと母れ、以て寡人が地を得るを待て』と。乃ち相の印を以て張儀に授け、厚く之に賜ひ、遂に關を閉ぢて約を齊に絶ち、一將軍をして張儀に隨つて秦に至らしむ。張儀、詳りて車より墮ち、朝せざること三月。楚王、之を聞きて曰はく、『儀(ガサザル)は、寡人が齊に絶つこと未だ甚だしからざるを以てなるか』と。乃ち勇士宋遺をして、宋の符を借りて、北のかた齊王を罵らしむ。齊王大に怒り、節を折りて以て秦に事へ、齊・秦の交り合す。張儀乃ち朝し、楚の使者を見て曰はく、『子、何ぞ

- 【四】 孤國。孤立せる國。食とは己の味方とせんことを欲望するをいふ。
- 【五】 楚は東北のかた齊に接し西のかた秦に接す。
- 【六】 詳。伴る也。
- 【七】 符。關所の手形。既に關を閉ぢて約を絶ちたれば、齊楚の信使、通ぜず。故に宋遺をして宋の符を借りて齊に至らしめし也。



地を受けざる。某より某に至るまで、廣袤六里なり」と。使者怒り、還りて楚王に報ず。楚王大に怒り、兵を發して秦を攻めんと欲す。陳軫曰はく、「軫、口を發して言ふ可きか。之を攻むるは、因つて之に賂ふに一名都を以てし、之と力を并せて齊を攻むるに如かず。是れ我、地を秦に亡うて償を齊に取るなり。今、王、已に齊に絶ち、而して欺きしを秦に責めば、是れ吾、齊・秦の交りを合し、而して天下の兵を來すなり。國必ず大に傷はれん」と。楚王聽かず、屈匄をして師を帥ゐて秦を撃たしむ。秦も亦兵を發し、庶長章をして之を撃たしむ。

三年春、秦の師、楚と丹陽に戰ふ。楚の師大に敗れ、甲士八萬を斬られ、屈匄及び列侯、執珪七十餘人を虜にせられ、遂に漢中郡を取らる。楚王、悉く國內の兵を發し、以て復た秦を襲ひ、藍田に戰ふ。楚の師大に敗る。韓・魏、楚の困するを聞き、南のかた楚を襲うて、鄧に至る。楚人之を聞き、乃ち兵を引ききて歸り、兩城を割き、以て平ぎを秦に請ふ。

燕人、共に太子平を立つ、是を昭王と爲す。昭王、破燕の後に於て、死を弔ひ孤を問ひ、百姓と

- 【八】 廣袤。東西を廣と曰ひ、南北を袤と曰ふ。
- 【九】 之とは秦を指す。
- 【一】 丹陽。湖北省荆南道鍾祥縣内。
- 【二】 執珪。楚の爵なり。珪を執りて朝する者。
- 【三】 藍田。陝西省關中道藍田縣。
- 【四】 鄧。湖北省襄陽道襄陽縣の内に在り。
- 【五】 平。講和。
- 【六】 破燕の後に於て。燕國、齊に破られ、己、其の後を承くるを言ふ。

甘苦を同じうし、身を卑くし幣を厚くし、以て賢者を招く。郭隗に謂つて曰はく、「齊、孤の國の亂るるに因りて、襲うて燕を破れり。孤、極めて、燕の小にして力少く、以て報ゆるに足らざるを知る。然れども誠に賢士を得て與に國を共にし、以て先王の恥を雪がんこと、孤の願なり。先生、可なる者を視よ。身之に事ふるを得ん。」郭隗曰はく、「古の人君、千金を以て涓人をして千里の馬を求めしめし者あり。馬已に死せり。其の首を五百金に買うて返れり。君大に怒る。涓人曰はく、「死馬すら且つ之を買ふ。況んや生きたるをや。馬今至らん」と。期年ならずして、千里の馬至る者三つありき。今、王、必ず、士を致さんと欲せば、先づ隗より始めよ。況んや隗よりも賢れる者は、豈に千里を遠しとせんや」と。是に於て昭王、隗の爲めに宮を改築して、之に師事す。是に於て、士爭うて燕に趣き、樂毅は魏より往き、劇辛は趙より往く。昭王、樂毅を以て亞卿と爲し、任ずるに國政を以てす。韓の宣惠王薨す。子襄王倉立つ。

- 【七】 孤。列國の君、凶あれば、孤と稱す。
- 【八】 涓人。調者。
- 【一】 蜀の相。陳莊。
- 【二】 武關。陝西省關中道商縣の東にあり。秦の地。黔中は楚の領(前出)。

四年、蜀の相、蜀侯を殺す。

秦の惠王、人をして楚の懷王に告げしめ、武關の外を以て黔中の地に易へんと請ふ。楚王曰はく、





「地を易へんことを願はず。願はくは張儀を得て、黔中の地を獻せん」と。張儀之を聞き、行かんことを請ふ。王曰はく、「楚將に子に甘心せんとす。奈何を行かん。」張儀曰はく、「秦は強く楚は弱し。大王在す。楚、宜しく敢て臣を取るべからず。且つ臣、其の嬖臣靳尚に善し。靳尚は、幸姫鄭袖に事ふるを得。袖の言は、王、聽かざる者無し」と。遂に楚に往く。王囚へ、將に之を殺さんとす。靳尚、鄭袖に謂つて曰はく、「秦王、甚だ張儀を愛し、將に上庸の六縣及び美女を以て之を贖はんとす。王、地を重んじ秦を尊び、秦の女必ず貴くして、夫人斥けられん」と。是に於て、鄭袖、日夜、楚王に泣いて曰はく、「臣は各其の主の爲めにするのみ。今、張儀を殺さば、秦必ず大に怒らん。妾請ふ子母、俱に江南に遷り、秦に魚肉とせらるること母からん」と。王乃ち張儀を赦して厚く之を禮す。張儀因つて楚王に説きて曰はく、「夫れ從を爲すは、以て羣羊を驅りて猛虎を攻むるに異なる無し。格らざること明らけし。今、王、秦に事へず、秦、韓を劫し梁を驅りて楚を攻めば、則ち楚危からん。秦、西のかた巴蜀あり、船を治め粟を積み、岷江に浮びて下らば、一日に行くこと二百餘里、十日に至らずして、扞關

- 【三】 甘心。腹いせする也。楚王、張儀に欺かれしを以て、張儀を得て思ふ存分の事を爲さんと欲するなり。
- 【四】 夫人。鄭袖をさす。秦の女來らば、楚王之を愛して、鄭袖棄てらるべしとの意。
- 【五】 子母。鄭袖の母と己をいふ。江南は揚子江の南の地をいふ。
- 【六】 魚肉とせらる。殺さるる也。
- 【七】 岷江。揚子江の支流。
- 【八】 扞關。楚の西境。湖北省荆南道長陽縣。

に拒らん。扞關驚かば、則ち境より以東、盡く城守せん。黔中・巫郡は、王の有に非ざらん。秦、甲を擧げて武關に出でば、則ち北地絶えん。秦の兵の楚を攻むるや、危難、三月の内在り。而して楚の諸侯の救を待つや、半歳の外に在り。夫れ弱國の救を待ちて、疆國の禍を忘るるは、此れ臣が大王の爲めに患ふる所なり。大王、誠に能く臣に聽かば、臣請ふ晉・楚をして長く兄弟の國と爲り、相攻伐すること無からしめん」と。楚王、已に張儀を得、而して黔中の地を出すを重んじ、乃ち之を許す。張儀、遂に韓に之を、韓王に説きて曰はく、「韓の地は險惡にして山居す。五穀の生ずる所は、菽に非ざれば麥なり。國に二歳の食無し。見卒は二十萬に過ぎず。秦は被甲百餘萬あり。山東の士は、甲を被り胃を蒙りて以て會戦すれども、秦人は甲を捐て徒楊して以て敵に趨き、左に人の頭を擧げ、右に生虜を挾む。夫れ孟賁・烏獲の士を戦はして、以て不服の弱國を攻むるは、千鈞の重きを鳥卵の上に垂るるに異なる無し。必ず幸無けん。大王、秦に事へず、秦、甲を下し、宜陽に據り、成

- 【九】 境は楚の境なり。扞關は楚の西境なり。境より以東とは扞關以東をいふ。
- 【一〇】 北地。楚の北境の地。陳蔡汝穎是れなり。絶ゆとは連絡の絶ゆるをいふ。
- 【一一】 半歳の外。半歳以上のこと。
- 【一二】 弱國とは諸侯をいひ、強國とは秦をいふ。
- 【一三】 菽。豆。
- 【一四】 見卒。現在の兵卒。
- 【一五】 山東の土云云。六國の兵(山東の意は前出)甲を被り胃を蒙るとは用心深く身ごしらへをして戦ふ意にて、臆病なるをいふ。
- 【一六】 徒楊云云。徒は徒行、楊は祖ぐ也。これは秦人の勇猛なるをいふ。
- 【一七】 孟賁・烏獲。古の勇士。
- 【一八】 千鈞。三十斤を一鈞と爲す。
- 【一九】 必ず幸無けん。僥倖にも全きを得るの理無き也。



阜を塞がば、則ち王の國分れん。鴻臺の宮・桑林の苑は、王の有に非ざらん。大王の計を爲すに、秦に事へて以て楚を攻め、以て禍を轉じて秦を悦ばすに如くは莫し。計、此よりも便なる者無し」と。韓王、之を許す。張儀歸りて報ず。秦王、封するに六邑を以てし、武信君と號す。復た東のかた齊王に説かして曰はく、「從人の・大王に説く者は、必ず曰はん、齊は三晉に蔽はれ、地廣く民衆く、兵彊く士勇なり。百の秦有りと雖も、將に齊を奈何ともする無からんとす」と。  
 大王、其の説を賢なりとして、其の實を計らず。今、秦・楚は女を嫁し婦を娶り、昆弟の國と爲る。韓は宜陽を獻じ、梁は河外を效し、趙王は入朝し、河間を割きて以て秦に事ふ。大王、秦に事へずんば、秦、韓・梁を驅りて、齊の南地を攻め、趙の兵を悉して清河を度り、博關を指さん。臨菑・即墨は、王の有に非ざらん。國、一日、攻められなば、秦に事へんと欲すと雖も、得可からざらん」と。齊王、張儀に許す。張儀去り、西のかた趙王に説きて曰はく、「大王、天下を收め率ゐて以て秦を擯げ、秦の兵、敢て函谷關を出でざること十五年、大王の威、山東に行はる。【一】敵邑恐懼し、甲を繕ひ兵を厲ぎ、【二】田を力め粟を積み、愁居懾處し、敢て動搖せず。唯だ大王、之を督過するに意有ればなり。今、大王の力を以て、巴蜀を擧げ、漢中を并せ、兩周を包ね、白馬の津を守る。秦、僻遠なりと雖も、然れども心忿り怒を含むの日久し。

- 【一】 三晉は韓魏趙をいふ。
- 【二】 河間。上郡の地。
- 【三】 南地。南境の地。
- 【四】 敵邑。春秋以來、列國の使者、率れ自ら其の國を稱して敵邑と曰ふ。
- 【五】 田。農事。
- 【六】 督過。深く責め咎むるなり。

今、秦に【一】敵甲涇兵有り、【二】涇池に軍す。願はくは河を渡り、漳を踰え、番吾に據り、邯鄲の下に會し、願はくは【三】甲子を以て合戦して【四】殷紂の事を正さん。謹んで使臣をして先づ左右に聞せしむ。今、楚は秦と昆弟の國と爲り、而して韓・梁は東藩の臣と稱し、【五】齊は魚鹽の地を獻す。此れ趙の右肩を斷つなり。夫れ右肩を斷ちて人と闘ひ、其の黨を失うて【六】孤居し、危き母からんことを求欲すとも、得んや。今、秦、三將軍を發すとせば、其の一軍は午道を塞ぎ、齊に告げて、清河を度りて邯鄲の東に軍せしめ、一軍は成阜に軍し、韓・梁を驅りて河外に軍せしめ、一軍は涇池に軍し、四國を約して一と爲し、以て趙を攻めん。趙服せば、必ず其の地を四分せん。臣竊に大王の計を爲すに、秦王と面のあたり相約して口づから相結び、常に兄弟の國と爲るに如くは莫きなり」と。趙王、之を許す。張儀乃ち北のかた燕に之を告げ、燕王に説きて曰はく、「今、趙王已に入朝し、河間を効して以て秦に事ふ。大王、秦に事へずんば、秦、甲を雲中・九原に下し、趙を驅りて燕を攻めん。則ち易水・長城は、大王の有に非ざらん。且つ今時、【七】齊・趙の秦に於けるは、猶ほ郡縣のごときなり。敢て妄に師を擧げて以て攻伐せず。今、王、秦に事へば、長く齊・趙の患無からん」と。燕王、

- 【一】 敵甲涇兵。謙遜して言ふ。
- 【二】 涇池。河南省河洛道涇池縣内、趙の地なり。秦、勢を張りて軍を趙の地に臨ましめたるなり。
- 【三】 漳。水の名。
- 【四】 甲子。周の武王の殷の紂王を伐ちし日。
- 【五】 殷紂。秦を武王に比し、趙を紂に比する也。
- 【六】 齊云云。此の時齊は未だ地を獻ぜず、張儀、虚説を設けて趙を恐喝する也。
- 【七】 孤居。孤立するなり。
- 【八】 齊・趙の二國は、秦の郡縣の如し。



常山の尾五城を獻じて以て和せんことを請ふ。張儀歸り報ず。未だ咸陽に至らざるに、秦の惠王薨じ、子武王立つ。武王、太子たりし時より、張儀を説ばず。位に即くに及びて、羣臣多く之を短す。諸侯、儀と秦王と隙有るを聞き、皆、衡に畔きて、復た合従す。

五年、張儀、秦の武王に説きて曰はく、『王の計を爲すに、東方に變有りて、然る後、王、以て多く地を割き得可きなり。臣聞く、齊王、甚だ臣を憎むと。臣の在る所は、齊必ず之を伐たん。臣願はくは其の不肖の身を乞うて以て梁に之かん。齊必ず梁を伐たん。齊、梁、兵を交へて、相去ること能はずんば、王、其の間を以て韓を伐ち、三川(地)に入り、天子を挟み、圖籍を案せよ。此れ王業なり』と。王之を許す。齊王果して梁を伐つ。梁王恐る。張儀曰はく、『王、患ふる勿かれ。請ふ齊をして兵を罷めしめん』と。乃ち其の舍人をして楚に之き、使を借りて齊王に謂はしめて曰はく、『甚だしいかな、王の儀を秦に託するや。』齊王曰はく、『何が故ぞ。』楚の使者曰はく、『張儀の秦を去るや、固より秦王と謀れり。齊、梁相攻めて、秦をして三川を取らしめんことを欲するなり。今、王果して梁を伐つ。是れ王、内は國を罷らして、外は與國を伐ち、而して儀を秦王に信せしむるなり』と。齊王乃ち兵を解きて還る。張儀、魏に相たること一歳にして、卒す。儀と蘇秦と、皆、縦横の術を以

- 【三】常山。即ち北岳、恆山なり。尾。末。
- 【三五】毀短。そしめる也。
- 【三六】衡。連衡。
- 【一】託。囑託。

て諸侯に遊び、位を富貴に致し、天下争うて之を慕效す。又、魏人公孫衍といふ者有り、號して犀首と曰ふ。亦、談説を以て名を顯はす。其餘、蘇代・蘇厲・周最・樓緩の徒、紛紜として天下に徧く、務めて辯詐を以て相高しとす。勝けて紀す可からず。而して儀・秦・衍最も著はる。

孟子之を論じて曰はく、或るひと謂はく、『公孫衍・張儀は、豈に大丈夫ならずや。一たび怒りて諸侯懼れ、安居して天下熄む。』孟子曰はく、『是れ惡んぞ大丈夫と爲すに足らんや。君子は、天下の正位に立ち、天下の正道を行ひ、志を得れば則ち民と之に由り、志を得ざれば則ち獨り其の道を行ひ、富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も誦すること能はず、是れを之れ大丈夫と謂ふ』と。楊子法言に曰はく、或るひと問ふ、『儀・秦は鬼谷の術を學びて、縦横の言を習ひ、中國を安んずること各十餘年、是か。』曰はく、『詐人なり、聖人諸を惡む。』曰はく、『孔子を讀みて儀秦を行はば、何如ぞや。』曰はく、『甚だしいかな鳳鳴にして鷺翰なるや。』然らば則ち子貢は爲さざるか。曰はく、『亂れて解けざるは、子貢諸を恥づ。説いて富貴ならざるは、儀・秦諸を恥づ。』或るひと曰はく、『儀・秦は其れ才なるか、跡、踏まざるのみ。』曰はく、『昔在

- 【二】慕效。したひ、ならふ。
- 【三】孟子云云。孟子滕文公下篇參照。
- 【四】熄。火の滅ゆる也。戰爭止むを云ふ。
- 【五】誦。風と通ず。
- 【六】孔子云云。孔子の言を讀みて儀秦の事を行ふ。
- 【七】鳳鳴。其言の善きをいふ。
- 【八】鷺翰。鷺は猛鳥、翰は羽。
- 【九】踏ます。舊人の足跡を踐み踏ばざる也。



任人は、帝にして而も之を難む。才を以てせずや。才か才なり。吾が徒の才に非ざるなり」と。  
秦王、甘茂をして蜀の相を誅せしむ。

秦王、魏王、臨晉に會す。

趙の武靈王、吳廣の女孟姚を納る、寵有り、是を惠后と爲す。子何を生む。

六年、秦初めて丞相を置き、樗里疾を以て右丞相と爲す。

七年、秦・魏、應に會す。

秦王、甘茂をして魏に約して以て韓を伐たしめ、而して向壽をして輔行たらしむ。甘茂、向壽をして還つて王に謂はしめて曰はく、「魏、臣に聽けり。然れども願はくは伐つ勿れ」と。王、甘茂を息壤に迎へて其の故を問ふ。(甘)對へて曰はく、「宜陽は大縣にして、其の實は郡なり。今、王、數險を倍にし、千里に行き、之を攻むるは難し。魯人に曾參と姓名を同じくする者有り、人を殺す。人、其の母に告ぐ。其の母、織ること自若たり。三人之を告ぐるに及びて、其の母、杼を投じ機を下り、杼を越えて走れり。臣の賢なること、曾參に若かず。王の臣を信すること、又其の母

- 【一】 任人云云。舜典に、任人を難むとあり。任人は倭人なり。難は拒むなり。倭人を斥け遠ざくるを言ふ。
- 【二】 臨晉。陝西省關中道大荔縣。
- 【三】 輔行。副使。
- 【四】 郡。戰國の時、郡は大にして縣は小なり。
- 【五】 數險。函谷及び三嶂の險を謂ふ。
- 【六】 曾參。孔子の弟子。
- 【七】 其の母。曾參の母。

に如かず、臣を疑ふ者は、特に三人のみに非ず。臣、大王の杼を投せんことを恐るるなり。魏の文侯、樂羊をして將として中山を攻めしむ。三年にして之を拔く。反つて功を論ずるや、文侯、之に謗書一篋を示す。樂羊、再拜稽首して曰はく、「此れ臣の功に非ず、君の力なり」と。今、臣は羈旅の臣なり。樗里子・公孫奭、韓を挾みて之を議せば、王必ず之を聽かん。是れ王は魏王を欺きて、臣は公仲侈の怨を受くるなり。王曰はく、「寡人、聽かざるなり。請ふ子と盟はん」と。乃ち息壤に盟ふ。秋、甘茂・庶長封、師を帥めて宜陽を伐つ。

八年、甘茂、宜陽を攻む。五月にして拔けず。樗里子・公孫奭、果して之を争ふ。秦王、甘茂を召して、兵を罷めんと欲す。甘茂曰はく、「息壤は彼に在り。王曰はく、『之れ有り』と。因つて大に悉く兵を起して、以て甘茂を佐く。首を斬ること六萬、遂に宜陽を拔く。韓の公仲侈、入りて秦に謝し、以て平を請ふ。

- 【一】 羈旅の臣。渡り者。
- 【二】 公仲侈。韓の相。
- 【三】 息壤は彼に在り。王の臣を信すと堅く盟はれたる息壤の地は彼處に今もあるに、王の盟は何故に破れたるかの意なり。
- 【四】 平を請ふ。和を請ふ也。
- 【五】 力士。多力の人。
- 【六】 族。一族を誅する也。

秦の武王、好みて力を以て戲る。力士任鄙・烏獲・孟說、皆、大官に至る。八月、王、孟說と、鼎を擧げ、脈を絶ちて薨す。孟說を族す。武王、子無し。異母弟の稷、燕に質たり。國人、逆へて之を立つ、是を昭襄王と爲す。昭襄王の母芊八子は、楚の女なり、寔に宣太后なり。



趙の武靈王、北のかた中山の地を略し、房子に至り、遂に代に至り、北のかた無窮に至り、西のかた河に至り、(一) 黃華の上に登る。肥義と謀り、胡服騎射して、(二) 以て百姓に教へんとし、曰はく、「愚者の笑ふ所をも、賢者は焉を察す。世を驅りて以て我を笑ふと雖も、胡の地・中山は、吾必ず之を有たん」と。遂に胡服す。國人、皆欲せず。公子成、疾と稱して朝せず。王、人をして之に請はしめて曰はく、「家は親に聽き、國は君に聽く。今、寡人、教を作し服を易ふ。而るに公叔服せず。吾、天下の己を議せんことを恐るるなり。國を制するに常あり、民を利するを本と爲す。政に従ふに經あり。令行はるるを上と爲す。徳を明かにするには先づ賤に論じ、而して政に従ふには先づ貴に信にす。故に願はくは公叔の義を慕うて、以て胡服の功を成さんことを」と。公子成、再拜稽首して曰はく、「臣聞く、中國は、聖賢の教ふる所なり、禮樂の用ひらるる所なり、遠方の觀て赴く所なり、蠻夷の則りて效ふ所なり。今、王、此を捨てて、遠方の服を襲るは、古の道を変じ、人の心に逆ふなり。臣願はくは王之を執圖せんことを」と。使者、以て報す。王自ら往きて之に請うて曰はく、「吾が國は、東には齊・中山有り、北には

【一】 代。今の山西省雁門道代縣。  
 【二】 無窮。代北より塞外に出づれば、大漠數千里、故に無窮と曰ふ。  
 【三】 黃華。蓋し黄河の上の山の名。  
 【四】 胡服。北狄の衣服。  
 【五】 常。常規の意。  
 【六】 政に従ふ云云。法の行はるるは貴近の者より始まる。貴近の者に行はるれば、必ず卑賤の者に行はる。  
 【七】 執。熟と通す。  
 【八】 東胡。東部内蒙古方面に據れる狄にて、種族は蒙古種と通古斯(Tungus)種との混合ならん。その東胡といふは胡(匈奴)の東に居りしによりて附せられしなり。烏丸・鮮卑などはこれに屬す。  
 【九】 係累。捕縛するなり。  
 【一〇】 鄙。趙の邑。  
 【一一】 武遂。本と韓に屬す。  
 【一二】 蒲阪。今の山西省河東道永濟縣。  
 【一三】 謙は和するなり。  
 【一四】 榆中。今の蒙内鄂爾多斯の黄河北岸の地。  
 【一五】 林胡。北狄の一、山西省の北境に據れるものなり。

燕・東胡有り、西には樓煩・秦・韓の邊有り。今、騎射の備無くんば、則ち何を以てか之を守らんや。先時、中山、齊の疆兵を負み、吾が地を侵暴し、吾が民を係累し、水を引きて鄙を圍む。社稷の神靈微かりせば、則ち鄙は守られざるに幾かりしならん。先君之を醜とす。故に寡人、服を變じて騎射し、以て四境の難に備へ、中山の怨を報いんと欲す。而るに叔は中國の俗に順ひ、服を變するの名を惡み、以て鄙の事の醜を忘る。寡人の望む所に非ざるなり」と。公子成、命を聽く。乃ち胡服を賜ふ。明日、(公子成) 服して朝す。是に於て、始めて胡服の令を出し、而して騎射(七)を招く。

九年、秦の昭王、向壽をして宜陽を平げしめ、而して樗里子・甘茂をして魏を伐たしむ。甘茂、王に言ひ、武遂を以て之を韓に復歸す。向壽・公孫奭、之を争へども得ること能はず。此に由りて怨みて甘茂を讒す。茂懼れ、亡げ去る。樗里子、魏と講じて兵を罷む。甘茂、齊に奔る。趙王、中山の地を略して寧葭に至り、西のかた胡の地を略して榆中に至る。林胡王、馬を獻ず。



(趙) 歸りて、樓緩をして秦に之かきしめ、仇液をして韓に之かきしめ、王賁をして楚に之かきしめ、富丁をして魏に之かきしめ、趙爵をして齊に之かきしむ。代の相趙固、胡を主りて、其の兵を致す。楚王、齊・韓と合従す。

十年、彗星見はる。

趙王、中山を伐ち、丹丘・爽陽・鴻の塞を取り、又、鄒・石邑・封龍・東垣を取る。中山、四邑を獻じて以て和す。

秦の宣太后の異父弟を穰侯魏冉と曰ひ、同父弟を華陽君半戎と曰ひ、王の同母弟を高陵君涇陽君と曰ふ。魏冉、最も賢にして、惠王・武王の時より、職に任じ事を用ふ。武王薨するや、諸弟、立たんことを争ふ。唯だ魏冉の力能く、昭王を立つ。昭王、位に即くや、魏冉を以て將軍と爲し、咸陽を衛らしむ。是の歳、庶長壯及び大臣諸公子、亂を作さんことを謀る。魏冉之を誅す。惠文后に及ぶまで、皆、良死を得ず。悼武王の后、出でて魏に居る。王の兄弟の善からざる者は、魏冉、皆、之を滅ぼす。王少く、宣太后自ら事を治め、魏冉に任じて政を爲さしむ。(魏冉) 威、秦國に震ふ。

【六】 其の兵を致す。其の兵をして至らしむるなり。

【一】 惠王。即ち惠文王。

【二】 昭王。即ち昭襄王。

【三】 惠文后。昭王の嫡母。

【四】 良死。正命に死するをいふ。

【五】 悼武王の后。即ち秦の武王の后、昭王の嫂。

魏冉之を誅す。惠文后

十一年、秦王・楚王、黄棘に盟ふ。秦、楚に上庸を復し與ふ。

十二年、彗星見はる。

秦、魏の蒲阪・晋陽・封陵を取る。又、韓の武遂を取る。

齊・韓・魏、楚の其の從親に負くを以て、兵を合はせて楚を伐つ。楚王、太子横をして秦に質たらしめ、以て救を請ふ。秦の客卿通、兵に將として楚を救ふ。三國、兵を引き去る。

【六】 上庸。三年、秦、楚を破りて楚の上庸を取りしが、今これを楚に復すなり。

【一】 晋陽。今の山西省河東道太原縣。

【二】 既。皆既日食なり。

十三年、秦王・魏王・韓の太子嬰、臨晋に會す。韓の太子、咸陽に至りて歸る。秦、魏に蒲阪を復し與ふ。

秦の大夫、私に楚の太子と闘ふ者有り。太子之を殺し、亡げ歸る。

十四年、日、之を食する有り、既く。

秦人、韓の穰を取る。

蜀の守煇、秦に叛く。秦の司馬錯、往いて之を誅す。



秦の庶長奐、韓・魏・齊の兵に會して楚を伐ち、其師を重丘に敗り、其の將唐昧を殺し、遂に重丘を取らる。

趙王、中山を伐つ。中山の君、齊に犇る。

十五年、秦の涇陽君、齊に質と爲る。

秦の華陽君、楚を伐ち、大に楚の師を破り、首を斬ること三萬、其將景缺を殺し、楚の襄城を取る。楚王恐れ、太子をして齊に質と爲らしめ、以て平を請ふ。

秦の樗里疾卒す。趙人樓緩を以て丞相と爲す。

趙の武靈王、少子何を愛し、其の生に及びて之を立てんと欲す。

十六年五月戊申、(趙)大に東宮に朝し、國を何に傳ふ。王、(二)廟見の禮畢り、出でて朝に臨む。大夫悉く臣と爲り、肥義、(三)相國と爲り、并せて王に傳たり。武靈王、自ら(四)主父と號す。主父、子をして國を治めしめんと欲し、身ら胡服して、士大夫を將る、西北のかた胡地を略し、將に(五)雲中・九原より・南のかた(六)咸陽を襲はんとす。是に於て、詐りて自ら使者と爲りて秦に入り、以て秦の地形・

【一】 其の生に及びて。自分の存命中にの意。  
【二】 廟見の禮。始めて位に即きて祖廟に見ゆるの禮。  
【三】 相國。官名。  
【四】 主父。國の主の父の義。  
【五】 雲中・九原。雲中は内蒙古綏遠道歸化縣。九原は同道烏喇特(Urad)三旗の地。  
【六】 咸陽。秦の都。陝西省關中道咸陽縣。

及び秦王の人と爲りを觀んと欲す。秦王、知らず。已にして、其の狀甚だ偉にして、人臣の度に非ざるを怪しみ、人をして之を逐はしむ。主父行いて已に關を脱せり。審かに之を問へば、乃ち主父なり。秦人大に驚く。

齊王・魏王、韓に會す。

秦人、楚を伐ち、八城を取る。秦王、楚王に書を遺りて曰はく、『始め寡人、王と約して兄弟と爲り、黄棘に盟ひ、太子入りて質たり。至驪なり。太子、寡人の重臣を陵殺し、謝せずして亡げ去る。寡人、誠に怒に勝へず、兵をして君王の邊を侵さしめき。今聞く、君王乃ち太子をして齊に質たらしめ、以て平がんことを求むと。寡人、楚と境を接し、婚姻して相親しむ。而るに今、秦・楚、驪せざれば、則ち以て諸侯に令する無し。寡人、願はくは君王と武關に會し、面のあたり相約結し、盟うて去らんことを。寡人の願なり』と。楚王之を患ふ。往かんと欲すれば、欺かれんことを恐れ、往かざらんと欲すれば、秦の益、怒らんことを恐る。昭睢曰はく、『行くこと母かれ。而して兵を發して自ら守らんのみ。秦は虎狼なり、諸侯を并せんとの心有り。信ず可からざるなり』と。懷王の子蘭、王に行かんことを勸む。王乃ち秦に入る。秦王、一將軍をして詐りて王と爲らしめ、兵を武關に伏す。楚王至れば則ち關を閉ぢ、之を劫して與に俱に西のかた咸陽に至る。(七)楚王(八)章臺に朝せしむること、藩臣の禮の如くし、要

【六】 至驪。交情極めて厚き也。  
【七】 章臺。秦の宮の名。  
【八】 要す。要求するなり。

周赧王十五年——十六年



するに巫・黔中郡を割かんことを以てす。楚王は盟はんと欲す。秦王は先づ地を得んと欲す。楚王怒りて曰はく、「秦、我を詐き、而して又疆ひて我に要するに地を以てす」と。因つて復た許さず。秦人之を留む。楚の大匠之を患へ、乃ち相與に謀りて曰はく、「吾が王は秦に在り、還ることを得ず、要するに地を割かんことを以てせらる。而して太子は齊に質たり。齊・秦、謀を合せば、則ち楚は國無からん」と。王子の・國に在る者を立てんと欲す。昭睢曰はく、「王と太子と、俱に諸侯に困しむ。今又王の命に倍きて、其の庶子を立つるは、宜しからず」と。乃ち 詐りて齊に赴ぐ。齊の潛王、羣臣を召して之を謀る。或は曰はく、「太子を留めて以て楚の 淮北を求めんに若かず」と。齊の相曰はく、「不可なり。郢中、王を立てば、是れ吾、空質を抱きて、不義を天下に行ふなり」と。其の人曰はく、「然らず。郢中、王を立てば、因つて其の新王と 市うて、我に下東國を予へば、吾、王の爲めに太子を殺さん。然らずんば、將に三國と共に之を立てんとす」と曰はんと。齊王、卒に其の相の計を用ひて、楚の太子を歸す。楚人、之を立つ。秦王、孟嘗君の賢なるを聞き、涇陽君をして齊に質と爲らしめて、以て請ふ。孟嘗君來りて秦に入る。秦王、以て丞相と爲す。

- 【九】 國無からん。國滅亡せんとす。
- 【一〇】 詐りて云云。詐りて、楚王(懷王)薨ぜりと言ひて、太子を還して楚に王たらしめんことを請ふ也。
- 【一一】 淮北。淮水の北の地。
- 【一二】 郢。楚の都、今の湖北省荆南道江陵縣。
- 【一三】 市。相要するに利を以てすること、市道の如きを謂ふ。

十七年、或るひと秦王に謂つて曰はく、「孟嘗君、秦に相たるも、必ず齊を先にして秦を後にせん。秦其れ危きかな」と。秦王乃ち樓緩を以て相と爲し、孟嘗君を囚へ、之を殺さんと欲す。孟嘗君、人をして 解かんことを秦王の 幸姫に求めしむ。姫曰はく、「願はくは君の 狐白裘を得ん」と。孟嘗君、狐白裘有りしが、已に之を秦王に獻じたれば、以て姫の求に應ずる無し。客に、善く 狗盜を爲す者有り、秦の藏中に入りて、狐白裘を盗み、以て姫に獻ず。姫、乃ち之が爲めに王に言つて之を遣る。王、後悔いて、之を追はしむ。孟嘗君、關に至る。關の法、鶏鳴いて客を出す。時尙ほ蚤し。追ふ者將に至らんとす。(孟嘗君)客に善く鶏鳴を爲す者有り。野鶏、之を聞きて皆鳴く。孟嘗君、乃ち脱し歸るを得たり。楚人、秦に告げて曰はく、「社稷の神靈に頼りて、國に王有り」と。秦王怒り、兵を發して武關を出でて、楚を撃ち、首を斬ること五萬、十六城を取る。

趙王、其の弟を封じて平原君と爲す。平原君、士を好み、食客嘗に數千人。公孫龍といふ者有り、善く 堅白同異の辯を爲す。平原君、之を客とす。孔穿、魯より趙に適き、公孫

- 【一】 解。救解する也。
- 【二】 幸姫。幸は寵幸の意、愛妾なり。
- 【三】 狐白裘。狐の腋下の白毛にて作りたる皮衣。
- 【四】 客。孟嘗君の食客。
- 【五】 狗盜。コソコソ泥棒なり。
- 【六】 遣る。放ち遣る意。
- 【七】 關。函谷關のこと。
- 【八】 客を出す。旅客を通行せしむるをいふ。
- 【九】 其の弟。名は勝。
- 【一〇】 堅白同異。堅石は石に非ず」とか「白馬は馬に非ず」とか論ずる論法を得意とせるものにて、異なるものを同



龍と、(二)臧の三耳を論ず。龍甚だ(三)辯析す。

(三)子高、應へず、俄にして辭し出づ。明日、

(孔)復た平原君に見ゆ。平原君曰はく、(四)「疇昔、

公孫の言、信に辯なり。先生、以て何如と爲す。」

對へて曰はく、「然り。(龍ハ巧ニ)幾ど臧をして三

耳ならしめんとせり。然りと雖も實は難し。僕、

願はくは又君に問ふことを得ん。今、三耳ありと謂ふは、甚だ難くして、實は非なり。兩耳と謂ふは、

甚だ易くして、實に是なり。知らず、君將た易くして是なる者に從はんか、其れ亦、難くして非なる

者に從はんか」と。平原君、以て應ふる無し。明日、公孫龍に謂つて曰はく、「公、復た孔子高と事

を辯すること無かれ。其の人は、理、辭に勝り、公は辭、理に勝れり。終に必ず(五)「調を受けん」と。

鄒衍、趙に過る。平原君、公孫龍と「白馬は馬に非ず」の説を論せしむ。鄒子曰はく、「不可なり。

夫れ辯は、殊類を別ちて、相害せざらしめ、異端を序でて、相亂さざらしめ、意を抒べ指を通じて、

其の謂ふ所を明かにし、人をして與り知らしめ、相迷はすを務めざるなり。故に勝つ者は、其の守る

所を失はず。勝たざる者は、其の求むる所を得。是の若し、故に辯爲す可きなり。文を煩はしくして

以て相假り・辭を飾りて以て相悖り・譬を巧にして以て相移すに至るに及びては、人を引きて、其の意

じくし、同じきものを異なりとする也。一種の詭辯なり。

この論法は白馬とか堅石とかいふ特稱は、馬、石等の總稱とは異なる概念なりと見る議論とも見らる。

【二】臧の三耳。臧に三つの耳ありとの説。臧は臧(婢の婿)

獲(奴の婦)の臧にて、つまり奴婢なり。

【三】辯析。辯別分析して言甚だ精微なるをいふ。

【四】子高。孔穿の字なり。

【五】調。屈と通ず。

に及ぶを得ざらしむ。此の如くなれば大道を害す。夫れ(六)「繖紛して争ひ言ひて、競うて後息むは、君子に害無きこと能はず。衍は爲さざるなり」と。(七)座、皆、善しと稱す。公孫龍、是に由りて終に(八)「細す。」

【六】繖紛。入りみだれて紛はしき也。

【七】座。一座の人。

【八】細。屈と通ず。



卷の第四

周紀四

赧王中

十八年、楚の懷王亡げ歸る。秦人之を覺り、楚の道を遮る。懷王、問道より趙に走る。趙の主父、代に在り。趙人、敢て受けず。懷王將に魏に走らんとす。秦人追うて之に及び、以て歸る。魯の平公薨す。子緡公賈立つ。

十九年、楚の懷王、病を發して秦に薨す。秦人、其の喪を歸す。楚人、皆之を憐み、親戚を悲むが如し。諸侯、是に由りて、秦を直とせず。齊・韓・魏・趙・宋、共に秦を撃ち、鹽氏に至りて還る。秦、韓に武遂を與へ、魏に封陵に與へて以て和す。

- 【一】 楚の道。楚に歸るの路。
- 【二】 親戚。父母なり。古は父母を親戚といふ。今の意と異なり。
- 【三】 鹽氏。今の山西省河東道安邑縣。
- 【四】 武遂。さきに韓より奪へる地。
- 【五】 封陵。さきに魏より奪へる地。

趙の主父、新地に行き、遂に代西に出で、樓煩王に西河に遇うて、其の兵を致す。魏の襄王薨す。子昭王立つ。韓の襄王薨す。子釐王咎立つ。

二十年、秦の尉錯、魏の襄城を伐つ。趙の主父、齊・燕と共に中山を滅ぼし、其の王を膚施に遷す。歸りて賞を行ひ、大赦し、酒を置きて、酺すること五日。

趙の主父、其の長子章を代に封じ、號して安陽君と曰ふ。安陽君素より侈り、心其の弟(ノ王)に服せず。主父、田不禮をして之に相たらしむ。李兌、肥義に謂つて曰はく、『公子章は、疆壯にして志驕り、黨衆くして欲大なり。田不禮は、殺すを忍びて驕れり。二人相得ば、必ず陰謀有らん。夫れ小人、欲有れば、輕しく慮り淺く謀り、徒だ其の利を見て、其の害を顧みず。難、必ず久しからじ。子、任重くして勢大なり。亂の始まる所にして、禍の集まる所なり。子、何ぞ疾と稱して、出づる母くして、ざる。禍の梯と爲ること母かれ。亦可ならずや』と。肥義曰はく、『昔者、主父の王を以て義に屬

- 【一】 尉。官名、國尉のこと、將軍なり。錯は司馬錯。
- 【二】 赦。罪有るを宥す也。
- 【三】 酺。王徳洽く布き、酒食を賜ひて大に飲み樂しむ也。
- 【四】 殺すを忍び。人を殺すことに平氣なりとの意。
- 【五】 久しからずして必ず禍難起るべし。
- 【六】 梯。階梯。



するや、曰はく、「而の度を變ずる母く、而の慮を易ふる母く、堅く一心を守り、以て而の世を  
 歿せよ」と。義、再拜して命を受けて之を籍す。今、不禮の難を畏れて、吾が籍を忘れ、變、孰  
 れか焉よりも大ならん。諺に曰はく、「死する者復た生くとも、生くる者  
 愧ぢず」と。吾、吾が言を全うせんと欲す。安んぞ吾が身を全うするを得  
 んや。子は則ち賜有りて我に忠す。然りと雖も、吾が言已に前に在り、  
 終に敢て失はじ」と。李兌曰はく、「諾。子之を勉めよ。吾、子を見  
 るは、已に今年のみ」と。涕泣して出づ。李兌、數公子成を見、以て田  
 不禮に備ふ。肥義、信期に謂つて曰はく、「公子章と田不禮とは、聲は善  
 くして實は悪しく、内は主を得て外は暴を爲す。命を矯めて以て一  
 日の命を擅にすること、爲し難からざるなり。今、吾、之を憂へ、夜に  
 して・寐ぬるを忘れ、飢ゑて・食するを忘る。盜、(主父ノ)出入す、以て備  
 へざる可からず。今より以來、王を召す者有らば、必ず吾が面を見よ。  
 我、將に身を以て之に先だたんとす。故無くして後、王、入る可きなり」と。  
 信期曰はく、「善し」と。主父、惠文王をして羣臣を朝せしめ、而して自ら旁より之を窺ひ、  
 其の長子が(三)儻然として反つて北面して臣と爲りて、其の弟に誦するを見、心に之を憐む。是に

- 【七】 之を籍す。王の命を籍に記する也。
- 【八】 死する者云云。相手が生きたりとも生前の誓約を違へざるが故に、たとひその人再生し來るとも、生存せる者、之に對して、少しも愧づる所なしとの意。
- 【九】 吾云云。肥義の命は今年に止まるを言ふ。
- 【一〇】 聲。名聲。評判のこと。
- 【一一】 主を得。公子章が主父に備まるるを謂ふ。
- 【一二】 令。主父の令。
- 【一三】 然。元氣無き貌。

於て、乃ち趙を分ちて公子章を代に王たらしめんと欲す。計未だ決せずして輟む。主父及び王、沙  
 丘に遊び、(四)宮を異にす。公子章・田不禮、其の徒を以て亂を作し、詐りて主父の命を以て王を召す。  
 義先づ入る。之を殺す。高信、即ち王と與に(公子章ノ)戰ふ。公子成、李兌と與に(五)國より至り、乃ち  
 四邑の兵を起し、入りて難を(六)距ぎ、公子章及び田不禮を殺し、其の黨を  
 滅ぼす。公子成、相と成り、安平君と號し、李兌、司寇と爲る。是の時、  
 惠文王少く、成、免、政を専らにす。公子章の敗るるや、往いて主父(宮)  
 に走る。主父、之を開く。成、免、因つて主父を圍む。公子章死す。成、  
 免謀りて曰はく、「章の故を以て主父を圍みたれば、即ち兵を解かば、吾  
 が屬、夷げられん」と。乃ち遂に之を圍む。宮中の人に令す、「後れて出  
 づる者は夷げん」と。宮中の人悉く出づ。主父、出でんと欲すれども得  
 ず、又、食を得ず、(七)雀穀を探りて之を食す。三月餘にして沙丘宮に餓死  
 す。主父定まつて死するや、乃ち喪を發し、諸侯に赴ぐ。主父、(八)初め  
 長子章を以て太子と爲す。後、(九)吳娃を得て、之を愛し、爲めに(十)出で  
 ざることを數歲、子何を生む。乃ち太子章を廢して之を立つ。吳娃死するや、愛弛び、故の太子を憐  
 み、兩ながら之を王たらしめんと欲し、猶豫して未だ決せず。故に亂起りしなり。

- 【四】 宮室を異にして居る也。
- 【五】 國。趙の都邯鄲を謂ふ。
- 【六】 距。拒ぐ也。
- 【七】 之を開く。宮門を開きて之を納るる也。
- 【八】 夷。誅滅する也。
- 【九】 雀穀。雀の子。
- 【一〇】 初め云云。この亂の起れる因を説明するなり。
- 【一一】 吳娃。吳廣の女孟姚。吳楚の間、美女を娃と曰ふ。
- 【一二】 出でざることを云云。三月餘の間、朝に出でて政を見ず。



秦の樓緩、相を免じ、魏冉之に代る。

二十一年、秦、魏の師を(一)解に敗る。

二十二年、韓の公孫喜、魏人、秦を伐つ。穰侯、(二)左更白起を秦王に薦め、以て向壽に代りて兵に將たらしむ。(白起)魏の師・韓の師を伊闕に敗り、首を斬ること二十四萬級、公孫喜を虜にし、五城を拔く。秦王、白起を以て(三)國尉と爲す。

秦王、楚王に書を遣りて曰はく、「楚、秦に倍く。秦、且に諸侯を率ゐて楚を伐たんとす。願はくは王の士卒を飭へて、一、樂戰するを得んことを」と。楚王之を思へ、乃ち復た秦と和親す。

二十三年、楚の襄王、婦を秦に迎ふ。

臣光曰はく、「甚だしいかな秦の無道なるや、(二)其の父を殺して其の子を劫す。(イカナ)楚の(三)競はざるや、其の父に忍びて其の讐に婚す。烏呼、楚の君、誠に其の道を得、臣、誠に其の人を得ば、

秦疆しと雖も、烏んぞ之を陵ぐを得んや。善いかな、(三)荀卿之を論じて曰はく、「夫れ道は善く之を用ふれば、則ち百里の地も、以て獨立す可し。善く之を用ひざれば、則ち楚は六千里にして、而も讐人の(四)役と爲る。故に人主、道を得るを務めずして、廣く其の勢を有するは、是れ其の危き所以なり」と。

秦の魏冉、病と謝して免す。(三)客卿燭壽を以て丞相と爲す。

二十四年、秦、韓を伐ち、宛を拔く。秦の燭壽免じ、魏冉復た丞相と爲り、穰と陶とに封せらる、之を穰侯と謂ふ。又、公子市を宛に、公子悝を鄧に封す。

二十五年、魏、(三)秦(二)河東の地四百里を入れ、韓、(三)秦(三)武遂の地二百里を入る。

魏の(三)芒卯、始めて詐を以て重んぜらる。

二十六年、秦の(二)大良造白起・客卿錯、魏を伐ち、(三)軹に至り、城を取ること大小六十一。

周赧王二十一年—二十六年

【一】 解。魏の地、山西省河東道安邑縣。

【二】 左更。秦の爵名。

【三】 國尉。官名、將軍のこと。

【四】 樂戰。愉快なる戰爭。

【五】 其の父。楚の懷王を指す。

【六】 劫はす。強からざるをいふ。

【七】 荀卿。荀子のこと。

【八】 役と爲る。使役する所となるの意。

【九】 燭は姓、壽は名。

【一〇】 河東の地は、蓋し安邑、大陽、蒲阪、解縣等、瀕河の地なり。

【一一】 武遂の地は、十八年に、秦が韓に與へしもの也。

【一二】 芒は姓、卯は名。

【一三】 大良造。秦の爵名、大上造の良なるもの。(前出。卷二、顯王十七年)。

【一四】 軹。河南省河北道濟源縣内の地。



二十七年、冬十月、秦王、西帝と稱し、(一)使を遣はし、齊王を立てて東帝と爲し、約して與に共に趙を伐たんと欲す。蘇代、燕より來る。齊王曰はく、「秦、魏冉をして帝を致さしむ。子、以て何如と爲す」と。對へて曰はく、「願はくは王、之を受けて、而も稱すること勿かれ。秦、之を稱し、天下、之に安んせば、王乃ち之を稱すとも、(二)後るる無きなり。秦、之を稱して、天下、之を惡まば、王因つて稱すること勿くして以て天下を收めよ。此れ大資なり。且つ趙を伐つは、(三)桀宋を伐つの利なるに孰與ぞや。今、王、帝を釋てて以て天下の望を收め、兵を發して以て桀宋を伐つに如かず。宋舉がらば、則ち楚・趙・梁・衛、皆、懼れん。是れ我、名を以て秦を尊び、而して天下をして之を憎ましむるなり。謂はゆる卑を以て尊と爲すなり」と。齊王之に従ひ、帝と稱すること二日にして、復た之を歸す。十二月、呂禮、齊より秦に入る。秦王も亦帝を去り、復た王と稱す。秦、趙を攻め、杜陽を拔く。

二十八年、秦、魏を伐ち、(一)新垣・曲陽を拔く。

二十九年、秦の司馬錯、魏の河内を撃つ。魏、安邑を獻じて以て和す。秦、其の人を出し、之を魏に復す。

秦、韓の師を夏山に敗る。

宋、雀有り、(二)臠を城の 陬に生む。(三)史、之を占ふ。 曰はく、「吉なり。小にして巨を生む、必ず天下に霸たらん」と。(四)宋の康王喜び、兵を

起して、膝を滅ぼし、薛を伐ち、東のかた齊を敗り、五城を取り、南のかた楚を敗り、地を取ること三百里、西のかた魏の軍を敗り、齊・魏と敵國と爲る。乃ち愈、自ら其の霸たるを信じ、霸の亟かに成らんことを欲す。故に天を射地を管ち、(五)社稷を斬りて之を焚滅し、以て鬼神を威服するを示す。(六)長夜の飲を室中に爲し、室中の人、萬歳と呼べば、則ち堂上の人、之に應じ、堂下の人、又、之に應じ、門外の人、又、之に應じ、以て國中に至るまで、敢て萬歳と呼ばざる者無し。天下の人、之を桀宋と謂ふ。齊の潛王、兵を起して之を伐つ。民散じ、城守られず、宋王、魏に奔り、温に死す。

【一】使。使者。魏冉をいふ。  
 【二】後るる無きなり。未だ遅しとせざるなり。  
 【三】桀宋。宋王偃、天下みな呼んで桀宋と曰ふ。事は下の二十九年の條に詳かなり。  
 【四】卑を以て尊と爲す。自ら卑くする者は、人これを尊ぶ。之を歸す。帝號を稱せざるなり。  
 【六】呂禮。呂は姓、禮は名。  
 【一】新垣。山西省河東道垣曲縣。

【一】夏山。今の河南省汝陽道内に在り。  
 【二】臠。鷹の屬。  
 【三】史。太史の屬官。  
 【四】宋の康王。名は偃。  
 【六】天を射地を管ち云云。天地何者ぞ、社稷(土穀の神)何者ぞといふ意氣込を示せるなり。己の力を過信して天地の神を潰せるをいふなり。  
 【七】社稷。社は土の神、稷は穀の神。  
 【八】長夜の飲。晝を夜として飲宴に耽るなり。  
 【九】桀宋。宋の康王の昏暗暴虐なること夏桀の如くなるを言ふ。



三十年、秦王、楚王に宛に會し、趙王に中陽に會す。秦の蒙武、齊を撃ち、九城を抜く。齊の潛王、既に宋を滅ぼして驕り、乃ち南のかた楚を侵し、西のかた三晉を侵し、二周を并せて天子と爲らんと欲す。狐喧、正議す。檀衢に斬る。陳舉直言す。之を東閭に殺す。燕の昭王、日夜、其の人を撫循し、益以て富實なり。乃ち樂毅と、齊を伐たんことを謀る。樂毅曰はく、「齊は霸國の餘業なり。地大に人衆し。未だ獨り攻め易からざるなり。王必ず之を伐たんと欲せば、趙及び楚・魏に約するに如くは莫し」と。是に於て樂毅をして趙に約せしめ、別に使者をして楚・魏を連ねしめ、且つ趙をして秦に囑はすに齊を伐つの利を以てせしむ。諸侯、齊の驕暴なるを害とし、皆、争うて謀を合はせ、燕と與に齊を伐つ。

三十一年、燕王、悉く兵を起し、樂毅を以て上將軍と爲す。秦の尉斯離、師を帥ゐて、三晉の師と之に會す。趙王、相國の印を以て樂毅に授く。樂毅、秦・魏・韓・趙の兵を并せ將ゐて、以て齊を伐つ。齊の潛王、國中の衆を悉して以て之を拒ぐ。濟西に戰ふ。齊の師、大敗す。樂毅、秦・韓の師を還し、魏の師を

- 【一】 蒙は姓、武は名。
- 【二】 狐は姓、喧は名。
- 【三】 檀衢、檀臺に通ずる衢路。衢は四達之路。
- 【四】 陳は姓、舉は名。
- 【五】 東閭、齊の東門。
- 【六】 撫循、なで、いたはる。
- 【七】 齊の桓公が天下に霸たりしより、國以て強大にして、今の齊王たる田氏、其餘業を藉る。
- 【八】 囑、利を以て誘ふ也。
- 【九】 上將軍、元帥といふが如し。
- 【一〇】 尉は秦の官名。斯離は其の名。一説には斯は姓、離は名なりといふ。

分ちて以て宋の地を略し、趙の師を部して以て河間を收め、身ら燕の師を率ゐて、長驅して北ぐるを追ふ。劇辛曰はく、「齊は大にして燕は小なり。諸侯の助に頼りて、以て其の軍を破れり。宜しく時に及びて其の邊城を攻め取り、以て自ら益すべし。此れ長久の利なり。今、過ぎて攻めず、深く入るを以て名と爲すは、齊に損無く、燕に益無くして、深怨を結び、後必ず悔いん」と。樂毅曰はく、「齊王、功に伐り能に矜り、謀、下に逮はず、賢良を廢黜し、諂諛を信任し、政令戾虐にして、百姓怨懟す。今、軍皆破亡せり。若し因りて之に乗せば、其の民必ず叛き、禍亂内に作らん。則ち齊、圖る可からん。若し遂に之に乗せずして、彼が前の非を悔い、過を改め下を恤みて、其の民を撫するを待たば、則ち慮り難からん」と。遂に軍を進めて深く入る。齊人、果して大に亂れて、度を失ひ、潛王出で走る。樂毅、臨淄に入り、寶物・祭器を取りて、之を燕に輸る。燕王親しく濟上に至り、軍を勞ひ賞を行ひ士を饗し、樂毅を封じて昌國君と爲し、遂に留まりて齊の城の未だ下らざる者を徇へしむ。齊王出で亡げて衛に之く。衛君、宮を辟けて之を舍し、臣と稱して共具す。齊王、不遜なり。衛人之を侵す。齊王去つて鄒魯に奔る。驕れる色有り。鄒魯内れず。遂に莒に走る。楚、淖齒をして

- 【一】 宋の地。齊が宋を滅ぼして取りし地。秦韓は齊と隔遠なり、故に先づ其の師を還す。
- 【二】 宋の地は魏に近し、故に魏の師を分ちて之を略せしむ。河間は趙に近し、故に方略を以て趙の師を部署して之を取らしむ。此れ其の部署、人の能く及ぶ所に非ざるなり。
- 【三】 部、部署する也。
- 【四】 劇は姓、辛は名。
- 【五】 怨懟、懟も怨むなり。
- 【六】 慮り難からん。計慮を爲し難きをいふ。
- 【七】 度、常度。
- 【八】 濟上、濟河のほとり。



兵を將ゐて齊を救はしむ。因つて齊の相と爲る。淖齒、燕と齊の地を分たんと欲す。乃ち潛王を執へて之を數めて曰はく、「千乘・博昌の間、方數百里、血を雨ふらし衣を沾せり。王、之を知れりや。」  
 (王)曰はく、「之を知れり。」(淖齒曰)「贏・博の間、地圻けて泉に及べり。王、之を知れりや。」(王)曰はく、「之を知れり。」(淖齒)「人の・闕に當りて哭する者有り、之を求むれども得ず、去れば則ち聲を聞けり。王、之を知れりや。」(王)曰はく、「之を知れり。」淖齒曰はく、「天、血を雨ふらし衣を沾すは、天以て告ぐるなり。地圻けて泉に及ぶは、地以て告ぐるなり。人有り闕に當りて哭するは、人以て告ぐるなり。天地人皆告ぐ、而るに王、誠むるを知らず。何ぞ 誅無きを得んや」と。遂に王を鼓里に弑す。  
 荀子、之を論じて曰はく、「國は天下の(三)利勢なり。道を得て以て之を持すれば、則ち大安なり、大榮なり、積美の源なり。道を得ずして以て之を持すれば、則ち大危なり、大累なり。之れ有るは之れ無きに若かず。其の(二)綦まるに及びては、(二六)匹夫と爲らんことを索むとも、得可からざるなり。(二七)齊潛・宋獻是れなり。故に國を用ふる者は、義立ちて王たり、信立ちて霸王、權謀立ちて亡ぶ。國を挈げて以て禮義を呼びて、而も以て之を害する無し。一不義を行ひ、

- 【一〇】 千乘・博昌。並に地名。共に山東省濟南道高苑縣及び博興縣。
- 【一一】 贏・博。並に地名。
- 【一二】 誅。天誅の意。
- 【一三】 利勢。荀子玉鬻篇には利用に作る。
- 【一四】 大累。大なるわづらひ。
- 【一五】 綦。極まる也。
- 【一六】 匹夫と爲らんこと云云。身分卑しき一介の庶民となりて安全を謀らんとするも得べからざるをいふ。
- 【一七】 齊潛・宋獻。齊潛は齊の潛王、宋獻は宋の康王即ち桀宋を指せるなり。

一無罪を殺して、天下を得るは、仁者爲さざるなり。(二)操然として心國を扶持し、且つ是の若く其れ固きなり。之れ與に之を爲す所の者(二九)の人は、則ち舉義士なり。之れ國家の刑法を布陳するを爲す所以の者は、則ち舉義法なり。主の極めて然りとして羣臣を帥ゐて之に(三〇)首嚮する所の者は、則ち舉義志なり。是の如くなれば、則ち下、上を仰ぐに義を以てす。是れ(三一)基定まるなり。基定まりて國定まり、國定まりて天下定まる。故に曰はく、國を以て義を濟せば、一日にして白なりと。湯・武是れなり。是れ謂はゆる義立ちて王たるなり。徳、未だ至らずと雖も、義、未だ濟らずと雖も、然れども天下の理略(三二)奏あり、刑賞已に諾すれば、天下に信せられ、臣下曉然として、皆、其の要むべきを知り、政令已に陳すれば、(三三)利敗を觀ると雖も、其の民を欺かず、約結已に定まれば、(三四)利敗を觀ると雖も、其の與を欺かず。是の如くなれば、則ち兵勁く城固く、敵國之を畏れ、國一に(三五)綦明かに、與國之を信じ、僻陋の國に在りと雖も、威、天下を動かす。(三六)五伯是れなり。是れ謂は

- 【二八】 操然として心國を扶持す。操然は落石の貌。心を持し國を持つること石の固きが如くなるを言ふ。
- 【二九】 の人。(原文、之人) 衍字なるべし。
- 【三〇】 首嚮。首として嚮ふ也。
- 【三一】 基。基本。
- 【三二】 奏。節奏有る也。
- 【三三】 利敗。利害と曰ふがことし。
- 【三四】 與。黨與。
- 【三五】 綦。楊倞曰はく、此の綦

- 【三六】 五伯。五霸。春秋時代に諸侯の長として、周室を奉戴し、北狄西戎の侵入を攘ひ、漢族を安んぜし強大なる諸侯五人を選んで五霸といふ。尤もその數へ方は必ずしも一定せず。齊の桓公・晉の文公・楚の莊王・吳王夫差・越王勾踐。また吳・越を省きて、宋の襄公・秦の穆公を加ふる數へ方もあり。



ゆる信立ちて霸たるなり。國を挈げて以て功利を呼び、其の義を張り其の信を【三七】齊すを務めず、唯だ利を之れ求め、内は則ち其の民を詐るを憚らずして、小利を求め、外は則ち其の與を詐るを憚らずして、大利を求め、内は其の以て有する所を修正せずして、然も常に人の有を欲す。是の如くなれば則ち臣下百姓、詐心を以て其上を待たざるは莫し。上は其の下を詐り、下は其の上を詐れば、則ち是れ上下【二六】析るるなり。是の如くなれば則ち敵國之を輕んじ、與國之を疑ひ、權謀日に行はれて、國、危削を免れず、之を基めて亡ぶ。齊潛【二五】薛公是れなり。故に彊齊を用ふるに、以て禮義を修むるに非ず、以て政教を本とするに非ず、以て天下を一にするに非ず、【三〇】綿綿として常に、引を結びて外に馳するを以て務と爲す。故に【二九】彊きこと、南は以て楚を破るに足り、西は以て秦を誣するに足り、北は以て燕を敗るに足り、中は以て宋を擧ぐるに足りしかども、燕・趙を以て起つて之を攻むるに及びては、【三三】槁を振ふが若く然り。而して身死し國亡び、天下の大戮と爲る。後世、惡を言へば、則ち必ず焉を稽ふ。是れ他の故無し。唯だ其の禮義に由らずして權謀に由りたればなり。三つの者は、明主の謹んで擇ぶ所なり、仁人の務めて白かにする所なり。善く擇ぶ者は人を制し、善く擇ばざる者は人之を制す。

【三七】 齊。濟なり。

【二六】 析。分離する也。

【二五】 薛公。孟嘗君を謂ふ。孟嘗君卒するや、齊、諸侯と共に薛を滅ぼす。

【三〇】 綿綿。連續する貌。

【二九】 引を結び云云。引は、鞞（ムナガヒ）牛馬の胸にかけて車を引かしむる革。これ征戰に兵車を驅りしむるなり。

【三三】 調。屈なり。

【三二】 槁。枯木。

樂毅、【三四】畫邑の人王蠋の賢なるを聞き、軍中に令し、畫邑を環ること三十里には、入ること無からしむ。人をして蠋を請はしむ。蠋、謝して往かず。燕人曰はく、「來らずんば、吾、且に畫邑を屠らんとす」と。蠋曰はく、「忠臣は二君に事へず、烈女は二夫を更へず。國破れ君亡び、吾、存すること能はず。而して又、之を劫すに兵を以てせんと欲す。吾、其の不義にして生きんよりは、死するに若かず」と。遂に其の頸を樹枝に經り、自ら奮うて、【三五】脰を絶つて死す。燕の師、勝に乗じて長驅す。齊の城、皆、風を望みて奔潰す。樂毅、燕の軍を修整し、侵掠を禁示し、齊の逸民を求め、顯して之を禮し、其の賦斂を寛くし、其の暴令を除き、其の舊政を修む。齊の民喜悅す。乃ち左軍を遣はし、膠東・東萊に渡らしめ、前軍は、泰山に循つて、以て東のかた海に至り、琅邪を略し、右軍は、【三六】河・濟に循つて、阿・鄆に屯し、以て魏の師に連なり、後軍は、北海に旁うて、以て千乘を撫し、中軍は、臨淄に據りて、齊都を鎮す。【三七】桓公・管仲を郊に祀り、賢者の閭を表し、王蠋の墓を封す。齊人の、邑を燕に食む者、【三八】二十餘君、爵位を、【三九】薊に有する者、百有餘人。六月の

【三四】 畫邑。史記には畫邑に作る。齊の領地にして、今の山東省膠東道臨淄縣の西北三十里に在り。

【三五】 脰。頸なり。

【三六】 逸民。世をのがれて仕へざる人。

【三七】 河・濟。黄河、濟水。

【三八】 桓公・管仲を云云。齊の桓公は霸者として功德あり、管仲はこれを輔けて功あり、その德なほ及べるを以てなり。

【三九】 閭を表す。周禮によれば二十五家を閭といふ。支那の都邑は、その周圍を壁にて圍む。入口は必ず門あり。その門に賢者の事蹟を表旌せるなり。

【四〇】 二十餘君。封じて君と爲す也。

【四一】 薊。燕の都。今の京兆薊縣なり。



間に、齊の七十餘城を下し、皆、郡縣と爲す。

秦王・魏王・韓王、京師に會す。

三十二年、秦・趙、穰に會す。

秦、魏の安城を抜き、兵、大梁に至りて還る。

齊の淖齒の亂に、潛王の子法章、姓名を變じて、莒の太史敖の家の傭と爲る。太史敖の女、法章の狀貌を奇とし、以爲へらく常人に非すと、憐みて常に竊に之に衣食し、因つて與に私に通す。王孫賈、潛王に従ひ、王の處を失す。其の母曰はく、『汝、朝に出でて晚く來れば、則ち吾、門に倚りて望む。汝、暮に出でて還らざれば、則ち吾、閭に倚りて望む。汝、今、王に事へ、王走りて、汝、其の處を知らず。汝尚ほ何ぞ歸るや』と。王孫賈、乃ち市中に入り、呼ばはりて曰はく、『淖齒、齊國を亂し、潛王を殺せり。我と與に之を誅せんと欲する者は、右を袒げよ』と。市人の(三)從ふ者四百人。與に淖齒を攻めて之を殺す。是に於て、齊の亡臣、相與に潛王の子を求めて、之を立てんと欲す。法章、其の己を誅せんことを懼る。之を久しうして、乃ち敢て自ら言ふ。遂に立てて以て齊王と爲し、莒城に保して以て燕を拒ぎ、國中に布告して曰はく、

- 【一】 傭。人の爲めに力作する者。
- 【二】 王の處を失す。王を見失ひたることなり。
- 【三】 自ら言ふ。自ら王子なるを名のれる也。
- 【四】 京師。周の王都即ち洛邑。

『王、已に立ち、莒に在り』と。

趙王、楚の和氏の璧を得たり。秦の昭王、之を欲し、易ふるに十五城を以てせんと請ふ。趙王、與ふる勿からんと欲すれば、秦の疆きを畏れ、之を與へんと欲すれば、欺かれんことを恐る。以て藺相如に問ふ。(相)對へて曰はく、『秦、城を以て璧を求めて、王許さずんば、曲、我に在り。我、之に璧を與へて、秦、我に城を與へずんば、則ち曲、秦に在り。之の二策を均するに、寧ろ許して以て秦に(曲)負はせん。臣願はくは璧を奉じて往かん。秦の城をして入らざらしめば、臣請ふ璧を完うして之を歸さん』と。趙王之遣はす。相如、秦に至る。秦王、趙に城を償ふに意無し。相如乃ち詐を以て秦王を給き、復た璧を取り、從者をして之を懷にし、間行して趙に歸らしめ、而して身を以て命を秦に待つ。秦王、以て賢と爲して、誅せず、禮して之を歸す。趙王、相如を以て上大夫と爲す。

- 【四】 和氏の璧。楚人卞和が楚王に獻じたる名玉。
- 【五】 均。比較する也。
- 【六】 回遣。其の金を還すを謂ふ。

衛の嗣君・薨す。子懷君立つ。嗣君、好みて微隱を察す。縣令に、褥を發きて席弊るる者有り。嗣君之を聞き、乃ち之に席を賜ふ。令、大に驚き、君を以て神と爲す。又、人をして關市を過ぎ、之に賂ふに金を以てせしむ。既にして關市(吏)を召して問ふ。『客の過ぐるあり、汝に金を與ふ、汝、之を回遣せり』と。關市、大に恐る。又、泄姬を愛し、如耳を重んず。而して其の愛重に因りて以て己を



壅がんことを恐るるや、乃ち薄疑を貴びて、以て如耳に（一）敵せしめ、魏妃を尊びて、以て泄姫に（二）偶せしめ、曰はく、「是を以て相參ふるなり」と。

荀子、之を論じて曰はく、成侯・嗣君は、聚斂計數の君なり、未だ民を取るに及ばざるなり。子産は、民を取る者なり、未だ政を爲すに及ばざるなり。管仲は、政を爲す者なり、未だ禮を修むるに及ばざるなり。故に禮を修むる者は王たり。政を爲す者は疆し。民を取る者は安し。聚斂する者は亡ぶ。

三十三年、秦、趙を伐ち、兩城を抜く。

三十四年、秦、趙を伐ち、石城を抜く。

秦の穰侯、復た丞相と爲る。

楚、齊・韓と共に秦を伐たんと欲し、因つて周を圖らんと欲す。王、東周の武公をして楚の令尹昭子に謂はしめて曰はく、「周をば圖る可からざるなり」と。昭子曰はく、「乃ち周を圖るは則ち之れ無し。然りと雖も何ぞ圖る可からざらん」と。武公曰はく、「西周の地は、長きを絶ち短きを補へば、百里に過ぎざれども、名は（一）天下の共主たり。其の地を裂くも、以て國を肥やすに足らず、其の衆を得

- 【七】薄疑。衛の賢人。
- 【八】敵。相當らしむること。
- 【九】偶。對せしむること。
- 【一〇】天下の共主。天下共に周を宗とし、以て諸侯の主と爲す。

るも、以て兵を勁くするに足らず。然りと雖も、之を攻むる者は、名づけて・君を弑すと爲す。然れども、猶ほ・之を攻めんと欲する者有り。祭器のここに在るを見るが故なり。夫れ虎は、肉臊くして（三）兵、身を利す。人猶ほ（二）（其ノ皮ヲ得）之を攻む。若し澤中の麋をして虎の皮を蒙らしめば、人之を攻むるや、必ず萬倍せん。楚の地を裂くは、以て國を肥やすに足り、楚の名を誣するは、以て主を尊くするに足る。今、子、天下の共主を（四）誣し・三代の傳器を居かんと欲す。（五）器南せば則ち兵至らん」と。是に於て、楚の計較みて・行はれず。

三十五年、秦の白起、趙の軍を敗り、首を斬ること二萬、代の光狼城を取る。又、司馬錯をして隴西の兵を發し、蜀に因りて楚の黔中を攻めしめ、之を抜く。楚、漢北及び上庸の地を獻す。

三十六年、秦の白起、楚を伐ち、鄢・鄧・西陵を取る。

秦王、使者をして趙王に告げしむ、「願はくは好を爲し、河外の滏池に會せん」と。趙王、行くこと母からんと欲す。（一）廉頗・藺相如計りて曰はく、「王行かすんば、趙の弱く且つ怯なるを示すなり」と。

- 【一】兵身を利す。虎の爪牙あるは、兵の利刃の身に在るが如し。
- 【二】麋。鹿の屬。
- 【三】誣。殘。殘は害ふなり。
- 【四】器南せば云云。三代の傳器（九鼎をいふ）若し南の方楚に歸せば、天下の諸侯、將に兵を合はせて楚の罪を討ぜん
- 【五】漢北は漢水以北の宛・葉・樊・鄧・唐の地をいふ。
- 【六】廉は姓、頗は名。



趙王遂に行く。相如從ふ。廉頗送りて境に至り、王と訣して曰はく、『王の行、道里を度るに、會遇の禮畢りて還らんこと三十日に過ぎじ。三十日にして還らざるは、則ち請ふ太子を立てて以て秦の望を絶たん』と。王之を許す。澠池に會し、王、趙王と飲す。酒酣にして、秦王、趙王に請ふ。

「瑟を鼓せよ」と。趙王之を鼓す。藺相如、復た秦王に請ふ、『缶を撃て』と。秦王、肯せず。相如曰はく、『五歩の内、臣請ふ、頸血を以て大王に濺ぐを得ん』と。左右、相如を刃せんと欲す。相如、目を張りて之を叱す。左右皆靡く。王懼ばず、爲めに一たび缶を撃つ。酒を罷むるまで、秦、終に趙に加ふる有ること能はず。趙人も亦盛に之が備を爲す。

秦敢て動かす。趙王、國に歸り、藺相如を以て上卿と爲し、位、廉頗の右に在り。廉頗曰はく、『我、趙の將と爲りて、攻城野戰の功有り。藺相如は素より賤人なり、徒に口舌を以てして、位、我が上に居る。吾羞づ、之が下たるに忍びず』と。宣言して曰はく、『我、相如を見れば、必ず之を辱めん』と。相如之を聞き、肯て與に會せず。朝する毎に常に病と稱し、列を争ふを欲せず。出でて(廉頗)望見すれば、輒ち車を引きて避け匿る。其の舍人、皆以て恥と爲す。相如曰はく、『子、廉將軍を視ること、秦王に孰與ぞ。』曰はく、『若かず。』相如曰はく、『夫れ

- 【一】 訣。別る也。
- 【二】 王。秦王に作るべし。
- 【三】 瑟。二十五絃の琴。
- 【四】 缶。瓦器。秦の樂器。
- 【五】 五歩の内。歩は當時の六尺(我が曲尺にては四尺五寸餘)をいふ。歩行の一步二歩の意にあらず。
- 【六】 頸血云云。秦王を殺さんとするか言ふ。
- 【七】 列を争ふ。宮中に於ける席次の上下につきて争ふことなり。

秦王の威を以てして、而も相如、廷にて之を叱して、其の羣臣を辱めたり。相如、驚なりと雖も、獨り廉將軍を畏れんや。顧みて吾之を念ふに、彊秦が敢て兵を趙に加へざる所以は、徒に吾が兩人在るを以てなり。今、兩虎共に鬪はば、其の勢俱に生きじ。吾が此を爲す所以は、國家の急を先にして私讐を後にするなり』と。廉頗、之を聞き、肉袒して(二)荆を負ひ、門に至りて罪を謝し、遂に(三)刎頸の交りを爲す。

- 【一】 驚。肉袒。肌ぬぎて肉を露はす也。
- 【二】 荆。云云。荆はいばら。答たるるを求めんために負へるなり。
- 【三】 刎頸。共に頸を刎ねらるることを悔いざる也。生死を共にするの義。
- 【四】 市掾。市を掌る官屬。
- 【五】 宗人。一族の人。
- 【六】 鐵籠云云。車軸の頭に鐵を巻き附くる也。轆は車軸の頭。

初め燕人の安平を攻むるや、臨淄の(一)市掾田單、安平に在り、其の(二)宗人をして皆(三)鐵籠を以て車轆に傅けしむ。城潰ゆるに及びて、人、門を争うて出づ。皆、軸折れ車敗るるを以て、燕の擒にする所と爲る。獨り田單の宗人のみ、鐵籠を以て、免るるを得、遂に即墨に奔れり。是の時、齊の地、皆、燕に屬し、獨り莒と即墨とのみ未だ下らず。樂毅、乃ち右軍・前軍を并せて以て莒を圍み、左軍・後軍は即墨を圍む。即墨の大夫、出で戰つて死す。即墨の人曰はく、『安平の戰に、田單の宗人、鐵籠を以て、全きを得たり。是れ智多くして兵に習へるなり』と。因つて共に(四)田單を立てて以て將と爲し、以て燕を拒ぐ。樂毅、二邑を圍み、暮年にして剋たず、乃ち令して圍を解き、各、城を去ること九里にして壘を爲らしめ、令して曰はく、『城



中の民、出づる者をば獲にすること勿かれ。困しむ者をば之を賑せ。舊業に即かして、以て新  
 民を鎮めよ」と。三年にして猶ほ未だ下らず。或るひと之を燕の昭王に讒して曰はく、「樂毅は、智謀  
 人に過ぐ。齊を伐ち、呼吸の間に、七十餘城に剋てり。今、下らざる者は兩城のみ。其の力の抜く  
 こと能はざるに非ず。三年攻めざる所以は、久しく兵威に仗りて以て齊人を服し・南面して王たらん  
 と欲するのみ。今、齊人已に服したるに、未だ發せざる所以は、其の妻子が燕に在るを以ての故  
 り。且つ齊に美女多し。又將に其の妻子を忘れんとす。願はくは王之を圖  
 れ」と。昭王、是に於て、酒を置きて大に會し、言者を引きて之を讓  
 めて曰はく、「先王、國を擧げて以て賢を禮するは、土地を貪りて以て子  
 孫に遺らんとに非ざるなり。傳ふる所徳薄きに遭へば、命に堪ふること能  
 はず、國人順はず。(一)齊、無道を爲し、孤が國の亂に乗じて、以て先王を害せり。寡人、位を統  
 べ、之を痛むこと骨に入る。故に廣く群臣を延き、外、賓客を招き、以て讐を報いんことを求む。其  
 の成功有る者は、尙ほ、之と同じく燕國を共にせんと欲す。今、樂君は、親しく寡人が爲めに齊を破  
 り、其の宗廟を夷げ、先仇を報塞す。齊國は、固より樂君の有する所にして、燕の得る所に非  
 ざるなり。樂君、若し能く齊を有せば、燕と並に列國と爲り、歡を結び好を同じくし、以て諸侯の  
 難に抗せんこと、燕國の福にして、寡人の願なり。汝、何ぞ敢て言ふこと此の若き」と。乃ち之

- 【一】 新。齊の民の新に燕に服したる者。
- 【二】 言者。樂毅を讒せる者。
- 【三】 先王。燕王。
- 【四】 報塞。十分に報ゆる也。

を斬る。樂毅の妻に賜ふに後の服を以てし、其の子に賜ふに公子の服を以てし、(一)輅車乘馬、(二)後屬  
 百兩、國相を遣はして、奉じて之を樂毅に致し、樂毅を立てて齊王と爲す。樂毅、惶恐して、拜  
 書を受けず、死を以て自ら誓ふ。是に由りて、齊人、其の義に服し、諸侯、其の信を畏れ、敢て復た  
 謀る者有る莫し。頃之にして、昭王薨じ、惠王立つ。惠王、太子たりし時より、嘗て樂毅に快から  
 ず。田單之を聞き、乃ち(三)反間を燕に縱ち、宣言して曰はく、「齊王は已  
 に死し、城の抜けざる者は二のみ。樂毅、燕の新王と隙あり、誅を畏れて、  
 敢て歸らず。齊を伐つを以て名と爲せども、實は兵を連ねて南面して齊に  
 王たらんと欲す。齊人、未だ附かず、故に且く緩く即墨を攻めて、以て  
 其の事を待つ。齊人の懼るる所は、唯だ・他の將の來りて・即墨の殘はれ  
 んことを恐る」と。燕王、固より已に樂毅を疑ひしが、齊の反間を得た  
 れば、乃ち騎劫をして代りて將たらしめ、而して樂毅を召す。樂毅、王の  
 (二)善からずして之を代ふるを知り、遂に趙に奔る。燕の將士、是に由りて、憤惋して・和せず。  
 田單、城中の人に令して、食すること必す其の先祖を庭に祭らしむ。飛鳥、皆、翔り舞うて、  
 城中に下る。燕人之を怪しむ。田單因つて宣言して言はく、「當に神師有り、下りて我に教ふべし」  
 と。一卒有り、曰はく、「臣は以て師と爲る可きか」と。因つて反り走る。田單、起つて、引きて還り

- 【一】 輅車。大なる車。乘馬。馬四匹。
- 【二】 後屬。輅車の後に、屬車百兩あるは、當時の儀なり。兩は輔なり。
- 【三】 反間。敵の間者を利用して我が軍の利益になるべき報告をさせること。
- 【四】 憤惋。いきどほり。歎き怨む。



坐せしめ、東郷して之に師事す。卒曰はく、『臣、君を欺けり』と。田單曰はく、『子、言ふこと勿かれ』と。因つて之を師とす。約束を出す毎に、必ず神師を稱す。乃ち宣言して曰はく、『吾は唯だ、燕の軍の得たる所の齊の卒を刺りて之を前行に置き、即墨の敗れんことを懼る』と。燕人之を聞き、其の言の如くす。城中、降る者盡く刺らるるを見て、皆怒り、堅く守り、唯だ・得られんことを恐る。單、又、反問を縦ちて言はく、『吾は、燕人が吾が城外の冢墓を掘らんことを懼る。爲めに寒心す可し』と。燕の軍、盡く冢墓を掘り、死人を焼く。齊人、城上より望見し、皆涕泣し、共に・出でて戦はんと欲し、怒自ら十倍す。田單、士卒の用ふ可きを知り、乃ち身ら版鍬を操り、士卒と功を分かち、妻妾をも行伍の間に編み、盡く飲食を散じて士を饗し、甲卒をして皆伏せしめ、老弱女子をして城に乘らしめ、使を遣はして、降らんことを燕に約す。燕の軍、皆、萬歳と呼ぶ。田單、又、民の金を收め、千鎰を得、即墨の家豪をして燕の將に遺らしめて曰はく、『即し降らば、願はくは吾が族家を虜掠すること無かれ』と。燕の將大に喜び、之を許す。燕の軍益懈る。田單、乃ち城中を收めて、牛千餘を得。絳繒の衣を爲り、畫くに五采の龍文を以てし、兵刃を其の角に束ねて、脂を灌ぎて

- 【一】 東郷。東に嚮ふ也。
- 【二】 田單、衆心の未だ一ならざるを恐る、故に神を假りて以て其の衆に令するなり。
- 【三】 前行。前列。
- 【四】 冢。塚なり。
- 【五】 版鍬。板、すき。
- 【六】 乘。登る也。城に登りて守る也。
- 【七】 家豪。豪族。
- 【八】 絳繒。赤き繒。
- 【九】 五采の龍文。五色の龍の模様。

革を其の尾に束ね、其の端を焼き、城を鑿つこと數十穴、夜、牛を縦ち、壯士五千、其の後に隨ふ。牛、尾熱し、怒りて燕の軍に轟く。燕の軍大に驚く。牛を視るに皆龍文なり。觸るる所盡く死傷す。而して城中、鼓譟して之に従ふ。老弱、皆、銅器を撃つて聲を爲す。聲、天地を動かす。燕の軍大に駭き、敗走す。齊人、騎劫を殺し、亡ぐるを追ひ北ぐるを逐ふ。過ぐる所の城邑、皆、燕に叛き、復た齊と爲る。田單の兵、日に益多く、勝に乗す。燕日に敗亡し、走りて河上に至る。而して齊の七十餘城、皆、復す。乃ち襄王を莒より迎へ、臨淄に入る。田單を封じて安平君と爲す。齊王、太子敖の女を以て后と爲し、太子建を生む。太史敖曰はく、『女、媒を取らず、因つて自ら嫁せしは、吾が種に非ざるなり。吾が世を汚せり』と。終身、君王后を見ず。君王后も亦、見ざるの故を以て人の子の禮を失はず。

- 【一〇】 媒。媒人。
- 【一一】 吾が種。吾が子といふ意。
- 【一二】 吾が世。吾が世系即ち血統の意。
- 【一三】 君王后。即ち太史敖の女の、齊の襄王の後たるもの。
- 【一四】 觀津。戦國の趙の地。故城は今の直隸省大名道武邑縣の東南に在り。
- 【一五】 報書。返書。
- 【一六】 伍子胥云云。伍子胥は、春秋時代吳王闔閭に其の説を用ひられたるによりて、吳は楚を伐つて大にこれを破り、遂に楚の都郢に攻め入ることを得たり。闔閭の子夫差、嗣いで王たるに及びて、伍子胥を是とせずして、劍を賜うて



意に報いんや」と。樂毅（三七）報書して曰はく、「昔、伍子胥は、説、闔閭に聽かれて、吳、迹を遠くして郢に至れり。夫差、（之）是とせざるや、之に鴟夷を賜うて、之を江に浮ぶ。吳王は、先論の以て功を立つ可きを寤らず、故に子胥を沈めて而も悔いず。子胥は、主の、量（四〇）を同じうせざるを蚤く見ず、是を以て、江に入りて、化せざるに至れり。夫れ身を免れて功を立て、以て先王の迹を明かにするは、臣の上計なり。毀辱の誹謗に離り、先王の名を墮すは、臣の大に恐るる所なり。不測の罪に臨みて、幸を以て利と爲すは、義の敢て出でざる所なり。臣聞く、古の君子は、交絶ゆれども、惡聲を出さず、忠臣は、國を去れども其の名を潔くせず」と。臣、不佞なりと雖も、數、教を君子に奉せり。唯だ君王の意を留められんことを」と。是に於て、燕王復た樂毅の子間を以て昌國君と爲す。而して樂毅、往來して復た燕に通ず。趙に卒す。號して望諸君と曰ふ。

田單、齊に相たり、淄水を過ぐ。老人有り、淄を涉りて寒え、水を出でて行くこと能はず。田單、其の裘を解きて之に衣す。襄王之を惡みて曰はく、「田單が人に施すや、將に以て我が國を取らんと

- 【三七】 死せしめ、其の屍を鴟夷（馬革の囊）に盛りてこれを江に沈めたり。
- 【三九】 先論。先代の時の論。
- 【四〇】 量。器量。
- 【四一】 化せず。俗に、成佛せず、と曰ふが如し。
- 【四二】 毀辱云云。そしり、はづかしめられて、爲に先王の名にもかかざる様にならんことは臣の恐るる所なりとの義。
- 【四三】 惡聲。惡き名聲。前に交りたる人を誹謗するを云ふ。
- 【四四】 不佞。不才。
- 【四五】 望諸は澤の名、即ち孟諸、本、齊の地、毅、齊より趙に奔る、趙人、此を以てこれを號するは、其の從つて來る所に本づくなり。

するか。早く圖らずんば、恐らくは後の變あらん」と。左右顧するに人無し。巖下に、珠を貫く者有り。襄王、呼んで之に問うて曰はく、「汝、吾が言を聞けりや。」曰はく、「之を聞けり。」王曰はく、「汝、以て何如と爲す。」對へて曰はく、「王、因りて以て己が善と爲すに如かず。王、單の善を嘉して、令を下して曰へ、寡人、民の饑うるを憂ふるや、單收めて之に食はす。寡人、民の寒ゆるを憂ふるや、單、裘を解きて之に衣す。寡人、百姓を憂勞す。而して單も亦憂へ、寡人の意に稱ふ」と。單、是の善有りて、王之を嘉せば、單の善は、亦王の善ならん。」王曰はく、「善し」と。乃ち單に牛酒を賜ふ。後數日、珠を貫く者、復た王に見えて曰はく、「王、朝日、宜しく田單を召して之を庭に揖し、口づから之を勞ふべし。乃ち令を布き、百姓の饑寒する者を求めて、收めて之を穀へ」と。乃ち人をして閭里に聽かしむ。大夫の相與に語る者を聞くに、曰はく、「田單が人を愛するは、嗟乃ち王の教なり」と。田單、貂勃を王に任ず。王、幸する所の臣九人あり、安平君を傷つけんと欲し、相與に王に語りて曰はく、「燕が齊を伐つ時、楚王、將軍をして萬人を將ゐて齊を佐けしめき。今、國已に定まりて、社稷已に安し。何ぞ使者をして楚王に謝せしめざる」と。王曰はく、「左右孰か可なる」と。九人の屬曰はく、「貂勃・可なり」と。貂勃、楚に使す。楚王、受けて之に觴す。（勃）數

- 【四六】 左右顧。左右を顧みるなり。
- 【四七】 朝日。羣臣を朝する日。
- 【四八】 任。保證して官に就かしむる也。
- 【四九】 幸。寵幸。
- 【五〇】 安平君。即ち田單。
- 【五一】 觴。酒盃なり。酒盃を舉げてこれに禮する也。



月、反らす。九人の屬相與に語りて曰はく、「夫れ一人の身にして、【五】萬乘を牽留するは、豈に【三】勢に據るを以てならずや。且つ安平君の王に與けるや、君臣、異なる無くして、上下、別無し。且つ其の志、不善を爲さんと欲す。内は百姓を撫で、外は戎翟を攘ひ、天下の賢士を禮す。其の志、爲す有らんと欲す。願はくは王之を察せよ」と。【四】異日、王曰はく、「相單を召して來れ」と。田單、冠を免ぎ、徒跣し肉袒して進み、退きて死罪を請ふ。五日にして王曰はく、「子、寡人に罪無し。子は子の臣たる禮を爲し、吾は吾の王たる禮を爲さんのみ」と。貂勃、楚より來る。王之に酒を賜ふ。酒酣にして、王曰はく、「相單を召して來れ」と。貂勃、席を避けて稽首して曰はく、「王、上は周の文王に孰與ぞ。」王曰はく、「吾若かざるなり。」貂勃曰はく、「然り。臣、固より王の若かざるを知るなり。然らば則ち周の文王は、【六】呂尙を得て、以て太公と爲し、齊の桓公は、【七】管夷吾を得て、以て仲父と爲せり。今、王は安平君を得て、獨り「單」と曰ふ。安んぞ此の亡國の言を得んや。且つ、天地の闢け、民人の始まりしより、人臣の功たる者、誰か安平君よりも厚き者有らんや。王、王の社稷を守ること能はず、燕人、師を興して齊を襲ひ、王走りて城陽の山中

- 【三】 萬乘を牽留す。楚王が勃を留めて禮遇せしを謂ふ。
- 【四】 勢に據る。田單を後楯とする也。
- 【五】 異日。他日。
- 【六】 徒跣。徒行跣足。
- 【七】 呂尙。太公望。
- 【八】 管夷吾。管仲。

に之く。安平君、【九】惴惴たる即墨・三里の城・五里の郭・敵卒七千人を以て、而して千里の齊を反ししは、安平君の功なり。是の時に當りて、【十】城陽を舍てて自ら王たるも、天下、之を能く止むる莫かりしならん。然るに【十一】（安平）之を道に計り、之を義に歸し、以て不可と爲す。故に【十二】棧道木閣して、王と后とを城陽の山中より迎ふ。王乃ち反るを得、百姓に子臨せり。今、國已に定まり、民已に安し。王乃ち「單」と曰ふ。嬰兒の計も、此を爲さざるなり。王、亟かに此の九子の者を殺して、以て安平君に謝せよ。然らずんば、國其れ危からん」と。【十三】乃ち九子を殺して、其の家を逐ひ、安平君に益し封するに【十四】夜邑萬戸を以てす。田單、將に狄を攻めんとす。往いて魯仲連を見る。魯仲連曰はく、「將軍、狄を攻むとも、下すこと能はざらん。」田單曰はく、「臣、即墨の破亡の餘卒を以て、萬乘の燕を破り、齊の墟を復せり。今、狄を攻むとも下らずとは、何ぞや」と。車に上り、謝せずして去る。遂に狄を攻む。三月にして克たず。齊の小兒謠つて曰はく、「【十五】大冠は箕の若く、【十六】脩劍は頤を拄ふ。狄を攻めて、下す能はず、【十七】枯骨を壘ねて丘を成す」と。田單乃ち懼れ、魯仲連に問うて曰はく、「先生、單に、狄を

- 【九】 惴惴たる即墨云云。惴惴は危くして恐るる貌、今にも落ちんとする即墨の小城（三里の城、五里の郭は即墨の小さき形容なり）に疲弊せる兵（敵は疲弊の意）を以て云云といふことなり。
- 【十】 其の司馬とは、蓋し騎劫を指す。
- 【十一】 棧道。木を架して道を通するなり。
- 【十二】 家。家族。
- 【十三】 夜。山東省膠東道掖縣に屬す。
- 【十四】 墟。廢墟。
- 【十五】 大冠。武冠。
- 【十六】 脩劍。長き劍。
- 【十七】 枯骨云云。戦死する者多きをいふ。



下すこと能はずと謂へり。請ふ其説を聞かん。魯仲連曰はく、『將軍の即墨に在るや、坐すれば則ち黃を織り、立てば則ち鍔に仗り、士卒の倡を爲して曰はく、「往く可き無し。宗廟亡びぬ。今(亡び)日(六)尙し。何れの黨にか歸せん」と。此の時に當りて、將軍は死するの心有り、士卒は生くるの氣無し。君の言を聞けば、泣を揮ひ臂を奮うて、戦はんと欲せざるは莫かりき。此れ燕を破りし所以なり。當今、將軍、(七)東には夜邑の奉有り、西には淄上の娛有り、黄金、帯に横たはりて、淄澠の間に騁せ、生くるの樂有り、死するの心無し。勝たざる所以なり。』田單曰はく、『單の心有る、先生、之を志す』と。明日、乃ち氣を厲まし城を循り、矢石の所に立ち、(八)枹を援きて之を鼓す。狄人乃ち下る。初め齊の潛王、既に宋を滅ぼし、孟嘗君を去らんと欲す。孟嘗君、魏に奔る。魏の昭王、以て相と爲し、諸侯と共に伐つて齊を破る。潛王死し、襄王、國を復す。而して孟嘗君、中立して諸侯と爲り、屬する所無し。襄王新に立ち、孟嘗君を畏れ、之と連和す。孟嘗君卒し、諸子、立たんことを争ふ。而して齊、魏、共に薛を滅ぼす。孟嘗君、嗣を絶つ。

【六】 倡。首唱。  
 【六】 尙。久なり。  
 【六】 黨。猶ほ郷と曰ふがこと。  
 【七】 東には夜邑の奉あり云云奉は俸なり。東には夜邑(單の封地)の俸あり、西には淄水の上に僣遊する樂あり。富めるが故に黄金常に帯に横たはりて淄水澠水の間に馬を騁せて豪遊す。かくの如くなれば將軍には生の快樂のみありて死の決心なし。  
 【七】 枹。鼓を撃つばち。

三十七年、秦の大良造白起、楚を伐ち、(一)郢を抜き、(二)夷陵を燒く。楚の襄王、兵散じ、遂に復た戦はず、東北に徙りて(三)陳に都す。秦、郢を以て南郡と爲し、白起を封じて武安君と爲す。

三十八年、秦の武安君、巫黔中を定む。初めて黔中郡を置く。魏の昭王薨す。子安釐王立つ。

三十九年、秦の武安君、魏を伐ち、兩城を抜く。

楚王、(一)東地の兵を收め、十餘萬を得、復た西のかた江南十五邑を取る。魏の安釐王、其の弟無忌を封じて信陵君と爲す。

四十年、秦の相國穰侯、魏を伐つ。韓の(二)暴鳶、魏を救ふ。穰侯、大に之を破り、首を斬ること四萬。暴鳶、(三)開封に走る。魏、八城を納れて以て和す。穰侯復た魏を伐ち、芒卯を走らし、北宅に入る。魏人、温を割きて以て和す。

【一】 郢。楚の國都。  
 【二】 夷陵。今湖北省荆南道宜昌府の内。  
 【三】 陳。今河南省開封道淮陽縣。  
 【一】 東地。蓋し楚の東境、淮汝の地なり。  
 【一】 暴は姓、鳶は名。  
 【二】 開封。河南省開封道開封縣。  
 【三】 北宅、温。共に開封道の地。

四十一年、魏復た齊と合従す。秦の穰侯、魏を伐ち、四城を抜き、首を斬ること四萬。



四十二年、趙人・魏人・韓の華陽を伐つ。韓人、急を秦に告ぐ。秦王救はず。韓の相國、陳筮に謂つて曰はく、「事急なり。願はくは公、病むと雖も、一宿の行を爲せ」と。陳筮、秦に如き、穰侯を見る。穰侯曰はく、「事急なり、故に公をして來らしむ。」陳筮曰はく、「未だ急ならざるなり。」穰侯怒つて曰はく、「何ぞや。」陳筮曰はく、「彼の韓・急ならば、則ち將に變じて 他に從はんとす。未だ急ならざるを以ての故に、復た來るのみ。」穰侯曰はく、「請ふ兵を發せん」と。乃ち武安君及び客卿 胡陽と與に韓を救ふ。八日にして至り、魏の軍を華陽の下に敗り、芒卯を走らし、三將を虜にし、首を斬ること十三萬。武安君、又、趙の將 賈偃と戰ひ、其の卒二萬人を河に沈む。魏の段干子、南陽を割きて秦に予へて以て和せんと請ふ。蘇代、魏王に謂つて曰はく、「璽を欲する者は段干子なり。地を欲する者は秦なり。今、王、地を欲する者をして璽を制し、璽を欲する者をして地を制せしめば、魏の地盡きん。夫れ地を以て秦に事ふるは、猶ほ薪を抱きて火を救ふがごとし。薪盡きずんば火滅えじ。」王曰はく、「是れ則ち然るなり。然りと雖も、事始まりて已に行はる。更む可からず」と。對

【一】華陽。河南省開封道内の地。

【二】他。趙魏を謂ふ。

【三】胡は姓、陽は名。

【四】賈は姓、偃は名。

【五】璽を欲す。璽は印なり。段干子、秦の相の印を得んと欲す、故に魏に請うて地を割かんとするを謂ふ。

へて曰はく、「夫れ 博の梟を貴ぶ所以は、便なれば則ち食み、便ならざれば則ち止めばなり。今、何ぞ王の智を用ふること、梟を用ふるに如かざるや」と。魏王、聽かず、卒に南陽を以て和を爲す。寔に脩武なり。

韓の釐王薨す。子桓惠王立つ。

韓・魏 既に秦に服す。秦王、將に武安君をして韓・魏と與に楚を撃たしめんとす。未だ行かず。而るに楚の使者 黄歇至り、之を聞き、

秦が勝に乗じて一擧にして楚を滅ぼさんことを畏るるや、乃ち上書して曰はく、「臣聞く、物至れば則ち反る。冬夏是れなり。致至れば則ち危し。累棊是れなりと。今、大國の地、天下に徧く、其の 二垂を有つ。此れ生民より以來、萬乘の地、未だ嘗て有らざるなり。

(我が)先王、三世、(秦ノ親)忘れず、地を齊に接して、以て從親の 要を絶つ。今、王、盛橋をして事を韓に守らしめ、盛橋、其の地を以て秦に入る。是れ王、甲を用ひず、威を信べずして、百里の

【六】博云云。博奕の棊に、梟鳥の形を刻したる者あり、力甚だ強くして衆棊に勝ること遠く、敵の衆棊を食するを得るなり。然れども衆棊を食するを便とする場合あり、食せざるを便とする場合あり。敵の衆棊を食するを便とするときは食せざるなり。己の勝手にすることを得る也。然るに今君は羣臣に劫されて秦に地を割くことを御許しなされ、後に其非を知るも之を御改めなざることを得ざるなり。

【一】二垂。西北の二陲也。

【二】要。腰。

【三】盛は姓、橋は名。事を韓に守らしむ。韓に相たらしむる也。

【七】黄は姓、歇は名。

【八】至。極まる也。

【九】致至れば云云。極つてその究極に至るなり。

【一〇】累棊。將棊の駒を累ぬる也。



地を得たるなり。王は能と謂ふ可し。王、又、甲を擧げて魏を攻め、大梁の門を杜ぎ、河内を擧げ、燕の酸棗・虛・桃を抜き、邢に入る。魏の兵、雲翔して敢て抹はず。王の功、亦多し。王、甲を休め衆を息め、二年にして後之を復びし、又、蒲・衍・首・垣を并せ、以て仁・平丘に臨む。黃・濟陽 嬰城して、魏氏服す。王、又、濮磨の北を割き、齊・秦の要を注り、楚・趙の脊を絶つ。天下五合六聚して、敢て抹はず。王の威、亦單せり。王若し能く功を保ち威を守り、攻取の心を細けて、仁義の地を肥し、後患無からしめば、三王は四とするに足らず、五伯は六とするに足らざらん。王若し人徒の衆きを負み、兵革の彊きに仗り、魏を毀るの威に乗じて、力を以て天下の主を臣とせんと欲せば、臣、其の後患有らんことを恐る。詩に曰はく、「初有らざるは靡し。克く終有るは鮮し」と。易に曰はく、「狐、水を涉り、其の尾を濡ほす」と。此れ始の易くして終の難きを言ふなり。昔、吳の越を信するや、從へて齊を伐ち、既に齊人に艾陵に勝ち、還つて越王の爲めに三江の浦に禽にせられき。智氏の韓・魏を信するや、從へて趙を伐ち、晉陽城を攻め、勝つこと日有り。韓・魏、之に叛き、智伯瑤を繫臺の下に殺せり。今、王、楚

- 【一四】 雲翔。雲の如く翔り集まる也。
- 【一五】 蒲・首・垣。共に直隸省大名道長垣縣方面にあり。衍は河南省開封道内。
- 【一六】 仁。地闕く。平丘。河南省開封道陳留の北。
- 【一七】 嬰城。城に立て籠る。
- 【一八】 注。取る也。
- 【一九】 王の威云云。秦王の威盡く行はるるを言ふ。
- 【二〇】 三王。三代の名主即ち夏の禹王・殷の湯王及び周の文王・武王を云ふ。
- 【二一】 詩に曰はく云云。詩經大雅の蕩の篇の語。
- 【二二】 易に曰はく云云。易經の未濟の卦の語。

の毀られざるを妬み、而も楚を毀るの韓・魏を彊くするを忘るるなり。臣、王の爲めに慮りて、取らざるなり。夫れ楚國は援なり、鄰國は敵なり。今、王、韓・魏の王に善きを信するは、此れ正に吳の越を信するなり。臣、韓・魏が辭を卑くし患を除きて、實は大國を欺かんと欲するを恐るるなり。何となれば則ち王は韓・魏に重世の徳無くして、累世の怨有ればなり。夫れ韓・魏の父子兄弟、踵を接して秦に死せしこと、將に十世ならんとす。故に韓・魏の亡びざるは、秦の社稷の憂なり。今、王、之を資けて、與に楚を攻むるは、亦過たずや。且つ楚を攻むるには、將に惡にか兵を出さんとす。王、將に路を仇讐の韓・魏に借らんとするか。兵出づるの日にして、王、其の反らざらんことを憂へん。王、若し路を仇讐の韓・魏に借らずんば、必ず隨水・右壤を攻めん。此れ皆、廣川・大水・山林・谿谷。不食の地なり。是れ王、楚を毀るの名有れども、地を得るの實無きなり。且つ王、楚を攻むるの日、四國必ず悉く兵を起して以て王に應せん。秦・楚の兵、構へて離れずんば、魏氏、將に出でて留・方與・鉅・湖陵・碭・蕭・相を攻めんとす。故の宋(地)必ず盡きん。齊人、南面して楚を攻めば、泗上(地)必ず擧らん。此れ皆平原四達膏腴の地なり。此の如くならば、則ち天下の國、齊・魏よりも彊きは莫からん。臣、王の爲めに慮るに、楚に善くするに若くは莫し。秦・楚合して一と爲り、以て韓に臨まば、(韓)必ず手を斂めて朝せん。王、施すに 東山

- 【三】 之を資くとは、資給するに兵を以てするを謂ふ。
- 【四】 不食。耕せざる也。
- 【五】 時に楚、魯國の地を蠶食し、泗上の地を有せしなり。
- 【六】 東山。華山のこと。



の險を以てし、帶ぶるに 曲河の利を以てせば、韓必ず關内の侯と爲らん。是の若くにして、王、十萬を以て 鄭を守らば、梁氏・寒心せん。許・鄆陵は嬰城して、上蔡・召陵は往來せざらん。此の如くならば、魏も亦關内の侯ならん。大王、壹たび楚に善くして、兩萬乘の主を關内にし、地を齊に注らば、齊の右壤は、手を拱きて取る可きなり。王の地、兩海を一經して、天下に 要約せん。是れ燕・趙には齊・楚(援)無く、齊・楚には燕・趙(援)無きなり。然る後、燕・趙を危動し、直に齊・楚を搖さば、此の四國は、痛を待たずして服せん」と。王之に從ひ、武安君を止めて、韓・魏に謝し、黄歇をして歸らしめ、親を楚に約す。

【一七】 曲河。黄河が山西・陝西の境を北より南へ下り、潼關附近より轉じて東流するを以ていふなり。山西省河東道蒲縣の西境をいふ。  
【一八】 鄭。韓の國都。河南省開封道新鄭縣。  
【一九】 兩海を一經す。東海より西海に至るまで、其の地、すべて秦の有する所と爲るを云ふ。  
【二〇】 要約。約束。

卷の第五

周紀五

赧王下

四十二年、楚、左徒黄歇を以て、太子完に侍して、秦に質たらしむ。秦、南陽郡を置く。秦・魏・楚、共に燕を伐つ。燕の惠王薨す。子武成王立つ。

四十四年、趙の藺相如、齊を伐ち、平邑に至る。趙の田部吏趙奢、租税を收む。平原君の家、肯て出さず。趙奢、法を以て之を治め、平原君の事を收む。平原君怒り、將に之を殺さんとす。趙奢曰はく、「君は趙に於て貴公子たり。今、君の家を縦して、公に奉せずんば、則

周赧王四十三年—四十四年

【一】 西紀前二七二年。  
【二】 左徒は楚の官名。去年、秦、韓魏と與に楚を伐たんと欲す。黄歇上書してこれを止め、歸りて楚に報す。楚遂に歇をして太子に侍して秦に質たらしむるなり。後、楚王疾病なるや、歇、太子をして亡げて楚に歸らしむる爲めの張本なり。  
【三】 田部吏。田の租税を收むる者。  
【四】 事を用ふる者。家事を掌る者。



ち法削られん。法削られれば則ち國弱からん。國弱からば則ち諸侯、兵を加へん。是れ趙無きなり。  
 君安んぞ此の富を有するを得んや。君の貴きを以て、公に奉ずること法の如くせば、則ち上下平かならん。上下平かならば則ち國疆からん。國疆からば則ち趙固からん。而して君は貴戚たれば、豈に天下に輕んせられんや」と。平原君、以て賢なりと爲し、之を王に言ふ。王、國賦を治めしむ。國賦太だ平かに、民富みて府庫實てり。

四十五年、秦、趙を伐ち、閼與を圍む。趙王、廉頗・樂乘を召して之を問ふ。曰はく、「救ふ可きか否か。」皆曰はく、「道遠く險隘にして、救ひ難し」と。趙奢に問ふ。趙奢對へて曰はく、「道遠く險隘なれば、譬へば猶ほ兩鼠が穴中に闘ふがごとし。將の勇なる者勝たん」と。王乃ち趙奢をして兵を將めて之を救はしむ。邯鄲を去ること三十里にして止まり、軍中に令して曰はく、「軍事を以て諫むる者有らば、死さん」と。秦の師武安の西に軍し、鼓譟して兵を勒す。武安の屋瓦盡く振ふ。趙の軍中候、一人有り、「急に武安を救へ」と言ふ。趙奢、立ちどころに之を斬る。壁を堅くすること二十八日、行かず、復た壘を益

- 【一】 閼與。今の山西省冀寧道和順縣の西に在り。
- 【二】 樂乘。樂毅の一族なり。
- 【三】 險隘。隘は狭と同じ。險阻にして道狭きなり。
- 【四】 趙奢の此の令は、以て部下の將士を禁約するに非ず、以て秦の軍を愚にするなり。
- 【五】 武安。河南省河北道武安縣。
- 【六】 勒す。點檢部署するなり。
- 【七】 軍中候。斥候。

増す。秦の問、趙の軍に入る。趙奢、善く食はしめて之を遣る。問、以て秦の將に報ず。秦の將大に喜んで曰はく、「夫れ國を去ること三十里にして、而も軍行かず、乃ち壘を増す。閼與は趙の地に非ざらん」と。趙奢、既に已に間を遣り、甲を卷きて趨り、一日一夜にして至り、閼與を去ること五十里にして軍し、軍壘成る。秦の師之を聞き、甲を悉して往く。趙の軍士 許歴、軍事を以て諫めんと請ふ。趙奢之を進む。許歴曰はく、「秦人、趙の此に至るを意はず。其の來るや氣必ず盛ならん。將軍、必ず厚く其の陳を集めて以て之を待て。然らずんば必ず敗れん」と。趙奢曰はく、「請ふ教を受けん」と。許歴、刑を請ふ。趙奢曰はく、「後令を邯鄲に胥て」と。許歴、復た諫めんと請うて曰はく、「先づ北山の上に據る者は勝たん。後れて至る者は敗れん」と。趙奢・許諾し、即ち萬人を發して之に趨かしむ。秦の師後れて至り、山を争へども上るを得ず。趙奢、兵を縦つて秦の師を撃つ。秦の師大に敗れ、閼與(圖)を解きて還る。趙王、奢を封じて馬服君と爲し、廉・藺と位を同じうし、許歴を以て國尉と爲す。

穰侯、客卿竈を秦王に言ひ、齊を伐たしめ、剛・壽を取り、以て其の陶邑を廣くす。初め魏人范雎、中大夫須賈に従つて齊に使す。齊の襄王、其の辯口あるを聞き、私に之に金及

- 【八】 問。問者。
- 【九】 甲を卷く。輕裝する也。
- 【一〇】 許は姓、歴は名。
- 【一一】 胥。待つ也。
- 【一二】 廉・藺。廉頗、藺相如。
- 【一三】 剛・壽は地名。共に山東省濟寧道舊兗州府内の地。
- 【一四】 中大夫。官名。戰國の時、周の制に仍りて、上中下の三大夫を置く。漢の百官表に、中大夫は論議を掌るとあり。須は姓、賈は名。



び牛酒を賜ふ。須賈以爲へらく、睢、國の陰事を以て齊に告ぐるなりと。歸つて其の相魏齊に告ぐ。魏齊怒り、范雎を笞撃し、【一】脅を折り齒を摺く。雎伴り死す。卷くに【二】箠を以てし、【三】廁中に置き、客の酔へる者をして更之に溺せしめ、以て後を懲らし、妄言する者無からしむ。范雎、守者に謂つて曰はく、「能く我を出さば、我、必ず厚く謝する有らん」と。守者、乃ち箠中の死人を棄てんと請ふ。魏齊酔うて曰はく、「可なり」と。范雎、出づることを得たり。魏齊悔い、復た之を召し求む。魏人鄭安平、遂に范雎を操りて亡げ匿る。【四】姓名を更めて、張祿と曰ふ。秦の【五】謁者王稽、魏に使す。范雎、夜、王稽に見ゆ。稽、潛に載せ、與に俱に歸り、之を王に薦む。王、之を【六】離宮に見る。范雎、伴りて【七】永巷を知らざる爲して、其の中に入る。王來る。而して宦者怒りて之を逐うて曰はく、「王至れり」と。范雎謬りて曰はく、「秦、安んぞ王【八】を得ん。秦には獨太后・穰侯有るのみ」と。王、微に其の言を聞き、乃ち左右を屏け、跽きて【九】請うて曰はく、「先生、何を以てか幸に寡人に教ふる」と。對へて曰はく、「唯唯」と。是の如きこと三たび。王曰はく、「先生、卒に寡人に教へざるか」と。范雎曰はく、「敢て然るに非ざるなり。臣は羈旅の臣なり。交、王に疎し。而るに陳べんと願ふ所の者は、皆、君を匡すの事にして、人の骨肉の間に處す。愚忠を效さん

- 【一】 脅。脅骨。
- 【二】 箠。すのこ。
- 【三】 廁。かばや。
- 【四】 謁者。秦の官名。
- 【五】 離宮。別宮。
- 【六】 永巷。宮中の長巷。後世改めて掖庭と爲す。一説に曰はく、宮中の獄なりと。
- 【七】 請。問ふなり。
- 【八】 唯。應諾の聲。

ことを願へども、未だ王の心を知らざるなり。此れ王の三たび問へども敢て對へざる所以の者なり。臣、今日之を前に言ひ、明日・誅に後に伏せんことを知る。然れども臣、敢て避けざるなり。且つ死は人の必ず免れざる所なり。苟くも以て少しく秦に補有る可くして死するは、此れ臣の大に願ふ所なり。獨、【一】臣死するの後、天下【二】口を杜ぢ足を裹み、肯て秦に郷ふもの莫からんことを恐るるのみ」と。王跽きて曰はく、「先生、是れ何の言ぞや。今者、寡人、先生を見るを得るは、是れ天、寡人を以て先生を溷して、先王の宗廟を存するなり。事、大小と無く、上は太后に及び、下は大臣に至るまで、願はくは先生悉く以て寡人に教へよ。寡人を疑ふこと無かれ」と。范雎・拜す。王も亦拜す。范雎曰はく、「秦國の大なると、士卒の勇なるとを以て、以て諸侯を治むるは、譬へば【三】韓盧を走らして【四】蹇兔を搏つが若きなり。而るに關を閉づること十五年、敢て兵を山東に窺はせざるは、是れ穰侯、秦の爲めに謀ること不忠にして、大王の計も亦失ふ所有ればなり」と。王跽きて曰はく、「寡人願はくは失計を聽かん」と。然れども左右、竊に聽く者多し。范雎未だ敢て内を言はず、先づ外事を言ひ、以て王の俯仰を觀んと欲し、因つて進みて曰はく、「夫れ穰侯、韓、魏を越えて齊の剛・壽を攻めしは、計に非ざるなり。【五】齊の潛王、南のかた楚を攻め、軍を破り將を殺し、再び地を【六】辟くこと千里、而して齊、尺寸の地をも得る無かりしは、豈に地を得るを欲せざり

- 【一】 郷は穰と同じ。天下の士、雎の死に懲りて、忠言を致さんために秦に來るもの無かるべきをいふ。
- 【二】 韓盧。天下の駿犬。
- 【三】 蹇兔。足を病みたる兔。
- 【四】 關。關なり。



しならんや。形勢、有つこと能はざりければなり。諸侯、齊の罷敵せるを見、兵を起して齊を伐ち、大に之を破り、齊亡ぶるに幾かりき。其の楚を伐つて韓・魏を肥やせるを以てなり。今、王、遠く交はりて近く攻むるに如かず。寸を得れば、則ち王の寸なり。尺を得れば、亦、王の尺なり。今、夫れ韓・魏は中國の處にして、天下の樞なり。王若し、霸を用ひば、必ず中國にして以て天下の樞たるに親しみ、以て楚・趙を威せ。楚彊くば、則ち趙を附けん。趙彊くば、則ち楚を附けん。楚・趙皆附かば、齊必ず懼れん。齊附かば、則ち韓・魏は因つて虜にす可きなり」と。王曰はく、「善し」と。乃ち范雎を以て客卿と爲し、與に兵事を謀る。

四十六年、秦の 中更胡傷 趙の闕與を攻む。拔けず。

四十七年、秦王、范雎の謀を用ひ、五大夫縮をして魏を伐たしめ、懷を抜く。

四十八年、秦の悼太子、魏に質として、卒す。

四十九年、秦、魏の邢丘を抜く。范雎、日に益々親しくして事を用ふ。因つて間を承けて王に説いて曰はく、「臣、山東に居りし時、齊に孟嘗君有るを聞きて、王有るを聞かず、秦に太后・穰侯有るを聞きて、王有るを聞かざりき。夫れ國を擅にする、之を王と謂ひ、利害を能くする、之を王と謂ひ、殺生を制する、之を王と謂ふ。今、太后は擅行して、顧みず、穰侯は出で使して、(一) 報せず。華陽・涇陽は(二) 擊斷して、諱む無く、高陵は進退して、(三) 請はず。四貴は備はりて而も國危からざる者は、未だ之れ有らざるなり。此の四貴者の下たるは、乃ち謂はゆる王無きなり。穰侯の使者、王の重きを操り、(四) 制を諸侯に決し、符を天下に割き、敵を征し國を伐ち、敢て聽かざるは莫し。戰ひて勝ち攻めて取れば、則ち利は、陶に歸し、戰敗るれば、則ち怨は百姓に結ばれて、禍は社稷に歸す。臣又之を聞く、木實繁き者は其の枝を披り、其の枝を披る者は其の心を傷ふ。其の都を大にする者は其の國を危くし、其の臣を尊くする者は其の主を卑しくす」と。淖齒は齊を管り、王の股を射、王の筋を抜き、之を廟の梁に懸け、(五) 宿昔にして死せり。李兌は趙を管り、主父を沙丘に囚へ、(父) 百日にして餓死せり。今、臣、四貴の事を用ふるを觀る

周赧王四十六年—四十九年

- 【一】 遠く交りて近く攻む。即ち遠交近攻の策、漢人の傳統的外交策となれるもの、現今の支那にも亦この傾向を見るは注意すべきことなり。
- 【二】 處。要處の意。
- 【三】 樞。開き戸を維持し、これを開閉する要機、とぼそ。即ちここにては轉じて緊要の點、中心ともいふべき所の意なり。
- 【四】 霸を用ふ。天下に覇たるの術を用ふるをいふ。
- 【五】 楚彊くば云云。彊き者は未だ柔服し易からざるが故に先づ弱き者を親附する也。
- 【六】 中更は秦の爵名なり。胡傷は即ち前卷の客卿胡陽なるべし。
- 【七】 五大夫。秦の爵の名。

- 【一】 制。命令。
- 【二】 符を天下に割き。割符をさきて天下に出で使用する也。
- 【三】 陶。穰侯の封邑。
- 【四】 披。折る也。
- 【五】 宿昔。一夕の間。



に、此れ亦淖齒・李兌の類なり。夫れ三代の國を亡ぼせる所以は、君、専ら政を臣に授け、酒を縱にし、弋獵し、其の授くる所の者は、賢を妬み能を疾み、下を御し上を蔽ひ、以て其の私を成し、主の爲めに計らず、而して主、覺悟せず、故に其の國を失ふ。今、有秩より以上、諸の大吏に至り、下、王の左右に及ぶまで、相國の人に非ざる者無く、王の獨り朝に立つを見る。臣竊に王の爲めに恐る、萬世の後、秦國を有つ者は、王の子孫に非ざらんことを」と。王以て然りと爲す。是に於て、太后を廢し、穰侯・高陵・華陽・涇陽君を關外に逐ひ、范雎を以て丞相と爲し、封じて應侯と爲す。魏王、須賈をして秦に聘せしむ。應侯、敝衣、問歩して、往いて之を見る。須賈驚きて曰はく、「范叔、固に恙無きか」と。留めて坐して飲食せしめ、一綈袍を取りて之に贈る。遂に須賈の爲めに御して、相府に至る。曰はく、「我、君の爲めに先づ入りて相君に通せん」と。須賈、其の久しく出でざるを怪しみ、門下に問ふ。門下曰はく、「范叔といふもの無し。郷の者は、吾が相、張君なり」と。須賈、欺かれしを知り、乃ち膝行して入り、罪を謝す。應侯、坐して之を責讓し、且つ曰

- 【六】 三代。夏・殷・周にして、夏桀、殷紂の淫虐をいふ。周は未だ亡びざれば、こぼさきに周の幽王の暗愚にして犬戎に殺され、平王東遷の止むなきに至れるを指せるものと解すべし。
- 【七】 弋は繩を附けたる矢にて鳥を射る也。獵は獸獵。
- 【八】 覺悟。さとするなり。
- 【九】 有秩。田間の大夫。
- 【一〇】 大吏とは、左右中更以上にして吏と爲る者ないふ。
- 【一一】 問歩。問隙に投じて徒歩して行く也。微行すること。
- 【一二】 綈袍。粗末なる袖の綿入。須賈、應侯(范雎)の敝衣せるを憐みたるなり。
- 【一三】 張君。范雎、姓名を改めて張祿と曰ふ。
- 【一四】 膝行。膝を屈して地に就きて行く也。

はく、「爾が死せざるを得る所以は、綈袍戀戀として尙ほ故人の意有るを以てなるのみ」と。乃ち大に供具し、諸侯の賓客を請ひ、須賈を堂下に坐せしめ、莖菘を前に置きて、之を馬食せしむ。歸つて魏王に告げて曰はしむ、「速かに魏齊の頭を斬り來れ。然らずんば且に大梁を屠らんとす」と。須賈還り、以て魏齊に告ぐ。魏齊、趙に犇り、平原君の家に匿る。趙の惠文王薨す。子孝成王丹立つ。平原君を以て相と爲す。

五十年、秦の宣太后薨す。九月、穰侯出でて陶に之く。

臣光曰はく、穰侯、昭王を援立し、其の災害を除き、白起を薦めて將と爲し、南のかた鄆・郢を取り、東のかた地を齊に屬け、天下の諸侯をして、稽首して秦に事へしめ、秦益、彊大なるは、穰侯の功なり。其の專恣驕貪にして以て禍を買ふに足ると雖も、亦、未だ盡く范雎の言の如くなるに至らず。睚の若きは、亦、能く秦の爲めに忠謀するに非ず、直、穰侯の處を得んと欲す、故に其の吭を搯して之を奪ひしなるのみ。遂に秦王をして母子の義を絶ち、舅甥の恩を失はしむ。之を要するに、睚は眞に傾危の士なるかな。秦王、子安國君を以て太子と爲す。

- 【一】 故人。故舊の友人。
- 【二】 供具。饗應する也。
- 【三】 莖菘云云。莖は寸斬したる藁。これに豆を雜へしもの、馬の飼料なり。馬食は馬の如くして食はしめしなり。
- 【四】 東云云。地を拓きて東方は齊に連なるを言ふ。
- 【五】 處。地位。
- 【六】 吭。咽。
- 【七】 搯。扼なり、捉ふる也。
- 【八】 傾危。辯舌を以て國を傾け危くする也。



秦、趙を伐ち、三城を取る。趙王、新に立ち、太后事を用ひ、救を齊に請ふ。齊人曰はく、「必ず長安君を以て質と爲せ」と。太后可かず。齊の師出でず。大臣、彊諫す。太后明かに左右に謂つて曰はく、「復た長安君を質と爲せ」と言はん者は、老婦必ず其の面に唾せん」と。左師觸龍、太后に見えんことを願ふ。太后、氣を盛にして、之が入るを胥つ。左師公徐に趨りて坐し、自ら謝して曰はく、「老臣、足を病み、見ゆるを得ざるに久し。竊に自ら恕して、太后の體の苦しむ所有らんことを恐るるなり。故に太后を望見するを願へり」と。太后曰はく、「老婦は、輦を待みて行く」と。(左師)曰はく、「食は衰ふる母きを得んや。」曰はく、「粥を恃むのみ」と。太后の不和の色稍解く。左師公曰はく、「老臣が、賤息舒祺、最も少くして不肖なり。而して臣衰へ、竊に之を憐愛す。願はくは、黒衣の缺を補うて以て王宮を衛るを得んことを。」昧死して以て聞す」と。太后曰はく、「諾。年は幾何ぞ」と。對へて曰はく、「十五歳なり。少しと雖も、願はくは(臣)未だ溝壑に填せざるに及びて之を託せんことを」と。太后曰はく、「丈夫も亦少子を愛するか」と。對へて曰はく、「婦人よりも甚だし」と。太后笑つて曰はく、「婦人は異なること

- 【六】 趙王。孝成王をいふ。
- 【七】 長安君。孝成王の同母弟。
- 【八】 彊諫。力諫する也。
- 【九】 左師。官名。春秋の時、宋國の官に左右師あり、上卿なり。趙、觸龍を以て左師と爲すは、蓋し冗散の官にして、老臣を優遇する者なるべし。
- 【一〇】 自ら恕す。己の情態を以て他人の情態を推測する也。
- 【一一】 老婦。太后の自稱。
- 【一二】 輦。車。
- 【一三】 賤息。己の子。
- 【一四】 黒衣。衛士の服。
- 【一五】 昧死。其の死罪を忘るるを言ふ。
- 【一六】 未だ溝壑に填ぜず。未だ死せざるを言ふ。

と甚だし」と。對へて曰はく、「老臣竊に以爲へらく、媼の、燕后を愛すること、長安君(ナ愛)よりも賢れり」と。太后曰はく、「君過てり。長安君(ナ愛)の甚だしきに若かず」と。左師公曰はく、「父母、其の子を愛すれば、則ち之が計を爲すこと深遠なり。媼の、燕后を送るや、其の踵を持ちて泣き、其の遠きを念ふや、亦、之を哀しめり。已に行くも、思はざるに非ざるなり。祭祀には則ち之を祝して曰はく、「必ず反らしむること勿かれ」と。豈に之が計を爲すこと長久にして、子孫相繼ぎて王と爲らんが爲めに非ずや」と。太后曰はく、「然り」と。左師公曰はく、「今、三世以前、趙王の子孫の侯たる者に至るまで、其の繼、在る者有りや」と。曰はく、「有る無し」と。(左師)曰はく、「此れ其の近き者は、禍身に及び、遠き者は、其の子孫に及ばばなり。豈に人主の子、侯たるは則ち善からざらんや。位尊くして而も功無く、奉厚くして而も勞無く、而して重器を挾むこと多ければなり。今、媼、長安君の位を尊くし、而して之を封するに膏腴の地を以てし、多く之に重器を興へ、而して今に及びて國に功有らしめずんば、一旦、山陵崩れなば、長安君、何を以てか自ら趙に託せんや」と。太后曰はく、「諾。君の之を使ふ所を恣にせよ」と。是に於て、長安君の爲めに、車百乘を約へて、齊に質とす。齊の師乃ち出づ。秦の師退く。

- 【一七】 媼。老婦の稱。太后を指す。
- 【一八】 燕后。趙太后の女、燕に嫁す。
- 【一九】 祝。禱る也。
- 【二〇】 繼。繼いで侯たる者。
- 【二一】 奉。俸なり、俸祿なり。
- 【二二】 山陵崩るとは、太后の薨去するをいふ。



齊の安平君田單、趙の師を將ゐて、以て燕を伐ち、中陽を取り、又、韓を伐ち、  
齊の襄王薨す。子建立つ。建、年少く、國事、皆、君王后に決す。

一四〇

注人を取る。

五十一年、秦の武安君、韓を伐ち、南陽を取り、  
楚の頃襄王、疾、病なり。黄歇、應侯に言つて曰はく、『今、楚王疾む。恐らくは起たざらん。秦、

其の太子を歸すに如かじ。太子、立つを得ば、其の秦に事ふること必ず重

くして、相國を徳とすること窮り無からん。是れ與國を親しみて、萬乘を

儲ふるを得るなり。歸らずんば則ち咸陽の布衣のみ。楚更に君を立てば、

必ず秦に事へざらん。是れ與國を失うて、萬乘の和を絶つなり。計に非ざ

るなり』と。應侯、以て王に告ぐ。王曰はく、『太子の傳をして先づ往きて

疾を問はしめ、反つて後之を圖れ』と。黄歇、太子と謀りて曰はく、『秦が

太子を留むるは、以て利を求めんと欲するなり。今、太子は、力未だ以て秦を利する有ること能はざ

るなり。而して陽文君の子二人、中に在り。王若し、大命を卒へ、太子(中)在らずんば、陽文君の子、

必ず立つて後と爲らん。太子、宗廟に奉ずるを得ざらん。秦を亡げて使者と俱に出づるに如かじ。臣

請ふ、止まりて死を以て之に當らん』と。太子、因つて服を變じ、楚の使者の御と爲りて關を出づ。

而して黄歇は、舍を守り、常に太子の爲めに病と謝す。太子已に遠きを度り、乃ち自ら王に言つて曰

はく、『楚の太子已に歸り、出づること遠し。歇願はくは死を賜へ』と。王怒り、之を聽さんと欲す。

應侯曰はく、『歇、人臣と爲り、身を出して以て其の主に殉ふ。太子立たば、必ず歇を用ひん。罪す

る無くして之を歸し以て楚に親しむに如かず』と。王之に従ふ。黄歇、楚に至りて二月、秋、頃襄王

薨じ、考烈王、位に即く。黄歇を以て相と爲し、封するに淮北の地を以

てし、號して春申君と曰ふ。

五十三年、楚人、州を秦に納れ、以て平ぐ。

武安君、韓を伐ち、野王を拔く。上黨の路絶ゆ。上黨の守、馮亭、其

【一】太行。山の名。

【二】病。病氣重なること。

【三】布衣。布の衣を著たる人

即ち無位無官の人。

【四】大命を卒ふ。死するをい

ふ。

【五】舍を守る。楚の太子の寓

する所の館舍を守るなり。

【六】考烈王。即ち太子完。

【一】上黨。山西省冀寧道南部

の地。

【二】馮は姓、亭は名。

【三】鄭。韓の都。

【四】之を秦に入るとは、韓、

上黨を秦に獻するをいふ。

【五】城市邑。城市有る大邑。



だ・故無きの利を禍とす』と。王曰はく、『人、吾が徳を樂しむ。何ぞ故無しと謂はんや』と。對へて曰はく、『秦、韓の地を蠶食し、中絶して・相通せしめず。固より自ら以爲へらく、坐して上黨を受けんと。韓氏の・秦に入れざる所以は、其の禍を趙に嫁せんと欲すればなり。秦、其の勞に服し、而して趙、其の利を受く。強大なりと雖も、之を弱小より得ること能はざるを、弱小、固に能く之を疆大より得んや。豈に之を故無きに非ずと謂ふを得んや。受くる勿きに如かず』と。王、以て平原君に告ぐ。平原君は、之を受けんことを請ふ。王乃ち平原君をして往いて地を受けしめ、萬戸の都三を以て其の太守を封じて華陽君と爲し、千戸の都三を以て其の縣令を封じて侯と爲し、吏民、皆、爵三級を益す。馮亭、涕を垂れ、使者を見ずして曰はく、『吾、主の地を賣りて之を食むに忍びざるなり』と。

- 【六】 惡を推して人に與ふるを禍を嫁すと曰ふ。
- 【一】 左庶長。秦の爵の名。
- 【二】 長平。山西省冀寧道高平縣。
- 【三】 按據。按撫拒守する也。
- 【四】 裨將。副將。
- 【五】 尉。軍中の諸部の都尉。
- 【六】 媾。和。
- 【七】 制す。諾否の權あるをいふ。

五十五年、秦の左庶長王齮、上黨を攻めて之を拔く。上黨の民、趙に走る。趙の廉頗、長平に軍し、以て上黨の民を按據す。王齮、因つて趙を伐つ。趙の軍、數戰ひ、勝たず。一裨將、四尉を失ふ。趙王、樓昌・虞卿と謀る。樓昌、重使を發して媾を爲さんと請ふ。虞卿曰はく、『今、媾を制する者は秦に在り。秦は必ず王の軍を破らんと欲するならん。往い

て媾を請ふと雖も、秦將に聽さざらんとす。使を發して重寶を以て楚・魏に附くに如かず。楚・魏、之を受けば、則ち秦、天下の合従を疑はん。媾乃ち成す可きなり』と。王聽かず。鄭朱をして秦に媾せしむ。秦、之を受く。王、虞卿に謂つて曰はく、『秦、鄭朱を内れたり』と。(卿)對へて曰はく、『王、必ず媾を得ずして、軍破れん。何となれば則ち天下の・戰勝を賀する者、皆、秦に在り。夫の鄭朱は貴人なり。秦王・應侯、必ず之を顯重して、以て天下に示さん。天下、王が秦に媾するを見れば、必ず王を救はじ。秦、天下の王を救はざるを知らば、則ち媾、成すを得可からじ』と。既にして秦、果して鄭朱を顯はして、趙と媾せず。秦、數、趙の兵を敗る。廉頗、壁を堅くして・出でず。趙王以へらく、頗、失亡すること多くして、更に怯にして戰はずと。怒りて數、之を讓む。應侯、又、人をして千金を趙に行はしめ、反間を爲して曰はく、『秦の畏るる所は、獨馬服君の子趙括が將と爲らんことを畏るるのみ。廉頗は與し易く、且に降らんとす』と。趙王、遂に趙括を以て頗に代りて將たらしむ。藺相如曰はく、『王、名を以て括を使ふは、柱に膠して瑟を鼓するが若きのみ。括は徒に能く其の父の書傳を讀む。變に合ふを知らざるなり』と。王、聽かず。初め趙括、少時より兵法を學ぶ。以へらく、天下、能く當るもの莫しと。嘗て其の父奢と兵事を言ふ。奢、難すること能はず、然れども善しと謂はず。括の母、其の故を問ふ。奢曰は

- 【八】 千金を行はしめ。千金を蒔きちらす也。
- 【九】 柱に膠して瑟を鼓す。絃の緩急を調ふるは、柱の運轉に在り。若し其の柱を膠著するときは、絃の緩急を調ふることを得ず。



く、「兵は死地なり。而るに括は易く之を言ふ。趙をして括を將とせざらしめば則ち已む。若し必ず之を將とせば、趙の軍を破る者は、必ず括ならん」と。括が將に行かんとするに及びて、其の母上書して言はく、「括をば使ふ可からず」と。王曰はく、「何を以てぞや。」對へて曰はく、「始め妾、其の父に事ふ。(父)時に將たり。身づから飯を奉じて食を進むる所の者は、十を以て數へ、友とする所の者は、百を以て數へ、王及び宗室の賞賜する所の者をば、盡く以て軍吏士大夫に與へ、命を受くるの日、家事を問はず。今、括、一旦、將と爲り、(二)東郷して朝するや、軍吏、敢て之を仰ぎ視る者無く、王の賜ふ所の金帛を、歸りて家に藏し、而して日に、便利なる田宅の買ふ可き者を視て之を買ふ。(三)王は以爲へらく、其の父の如しと。父子、心を異にす。願はくは、王、遣ること勿かれ」と。王曰はく、「母、之を(三)置け。吾、已に決せり」と。母因つて曰はく、「即如(四)稱はざる有りと、妾請ふ隨つて(罪)坐すること無からん」と。趙王、之を許す。秦王、括が已に趙の將と爲るを聞き、乃ち陰に、武安君をして上將軍と爲らしめ、而して王齧を裨將と爲し、軍中に令すらく、「敢て武安君が將たるを泄らす者有らば斬らん」と。趙括、軍に至るや、悉く約束を更め、軍吏を易置し、兵を出して秦の師を撃つ。武安君伴り敗れて走り、二奇兵を張りて以て之を劫す。趙括、勝に乗じて、追うて秦の壁に造

- 【一〇】 其の父。趙奢をいふ。
- 【一一】 東郷。東に向ふ也。
- 【一二】 王は以爲へらく云云。史記趙奢傳には「王以て其の父に何如と爲す」に作る。
- 【一三】 置く。捨て置く也。
- 【一四】 稱はず。任に勝へざるをいふ。
- 【一五】 武安君。即ち白起なり。

る。壁堅く、(善ク)拒ぎて(趙ノ)入るを得ず。奇兵二萬五千人、趙の軍の後を絶ち、又、五千騎、趙の壁の間を絶つ。趙の軍、分れて二となり、糧道絶ゆ。武安君、輕兵を出して之を撃つ。趙戰つて利あらず、因つて壁を築きて堅く守り、以て救の至るを待つ。秦王、趙の食道の絶ゆるを聞き、自ら河内に如き、民の年十五以上なるを發し、悉く長平に詣り、趙の救兵及び糧食を遮絶せしむ。齊人・楚人、趙を救ふ。趙人、食に乏しく、粟を齊に請ふ。王許さず。周子曰はく、「夫れ趙の・齊・楚に於けるや、(二)扞蔽なり。猶ほ齒の・脣有るがごときなり。脣亡ぶれば則ち齒寒し。今日、趙を亡ぼさば、明日、患、齊・楚に及ばん。趙を救ふの務は、宜しく(三)漏甕を奉げて(四)焦釜に沃ぐが若く然るべし。且つ趙を救ふは高義なり。秦の師を却くるは顯名なり。義は亡國を救ひ、威は彊秦を却く。此を爲すを務めずして、粟を愛むは、國の計を爲す者過てり」と。齊王、聽かず。九月、趙の軍、食絶ゆること四十六日、皆、内陰に相殺して食ふ。急に來りて壘を攻めんとし、出でて四隊と爲さんと欲し、四五たび之を復すれども、出づること能はず。趙括、自ら銳卒を出して搏戰す。秦人之を射殺す。趙の師大に敗れ、卒四十萬人皆降る。武安君曰はく、「秦、已に上黨を拔きしが、上黨の民、秦と爲るを樂しますして趙に歸せり。趙の卒は反覆す。盡く之を殺すに非ずんば、恐らくは亂を作さん」と。乃ち(五)詐を挾みて盡く之を(六)坑

- 【一六】 扞蔽。扞禦掩蔽。
- 【一七】 漏甕。水の漏る甕。
- 【一八】 焦釜。焦げ附く釜。
- 【一九】 詐を挾む。詭計を用ふる也。
- 【二〇】 坑殺。坑中に投じて殺す也。
- 【二一】 小なる者。幼少なる者。



殺す。其の(三)小なる者二百四十人を遣して、趙に歸らしむ。前後、首を斬り(及)虜にすること四十萬人。趙人大に震ふ。

五十六年十月、武安君、軍を分ちて三と爲し、王龔は趙の武安・皮牟を攻めて之を抜き、司馬梗は北のかた(二)太原を定め、盡く上黨の地を有つ。韓・魏、蘇代をして幣を厚くして應侯に説かして曰はく、『武安君は即ち邯鄲を圍めりや。』曰はく、『然り。』蘇代曰はく、『趙亡びば則ち秦王・王たらん。武安君、三公と爲らん。君能く之が下たらんか。之が下たる無からんと欲すと雖も、固に已むを得ざらん。秦、嘗て韓を攻め、邢丘を圍み、上黨を困しむるや、上黨の民、皆反つて趙と爲れり。天下、秦の民たるを樂しまざるの日久し。今、趙を亡

【二】太原。上黨の西北に在り。山西省冀寧道太原縣。

ばさば、北地は燕に入り、東地は齊に入り、南地は韓・魏に入らん。則ち君の得る所の民、幾何人も無からん。如かず因りて之を割き、以て武安君の功と爲す無きには』と。應侯、秦王に言つて曰はく、『秦の兵勞れたり。請ふ韓・趙の地を割くを許して以て和し、且つ士卒を休めん』と。王之を聽き、韓の垣雍・趙の六城を割かして以て和す。正月、皆、兵を罷む。武安君、是に由りて應侯と隙有り。趙王、將に趙郝をして事を秦に約せしめ、六縣を割かんとす。虞卿、趙王に謂つて曰はく、『秦の王を攻むるや、倦みて歸りしか。王、其の力尙ほ能く進めども、王を愛して、攻めざりしと以ふか。』王曰

はく、『秦、餘力を遺さず、必ず倦みたるを以てして歸りしならん。』虞卿曰はく、『秦、其の力を以て、其の取ること能はざる所を攻め、倦みて歸り、王、又、其の力の取ること能はざる所を以て、以て之に送らば、是れ秦を助けて自ら攻むるなり。來年、秦、王を攻めば、王、救ふ無からん』と。趙王、計、未だ定まらず。樓緩、趙に至る。趙王、之と之を計る。樓緩曰はく、『虞卿は其の一を得れども、其の二を得ず。秦・趙、難を構へて、天下皆説ぶは、何ぞや。曰はく、『吾且に彊きに因りて弱きに乘せんとす』と。今、趙、亟に地を割きて和を爲し、以て天下を疑はせ、秦の心を慰むるに若かず。然らずんば、天下、將に秦の怒に因り、趙の敵に乗じて、之を瓜分せんとす。趙且に亡びんとす。何ぞ秦を之圖らんや』と。虞卿、之を聞き、復た見えて曰はく、『危いかな樓子の計。是れ愈々天下を疑はしめん。而して何ぞ秦の心を慰めんや。獨、其の天下に(趙)弱きを示すを言はずや。且つ臣が「與ふること勿かれ」と言ふは、固く與ふること勿かれとのみには非ざるなり。秦、六城を王に索む。而るに王、六城を以て齊に賂はば、齊は秦の深讐なれば、其の王に聽かんこと、辭の畢るを待たざらん。則ち是れ王、之を齊に失うて、償を秦に取り、而して天下に、

【二】樓緩と此の事は是非を計るなり。

【三】樓緩は、趙、秦と和するときは、天下の諸侯、趙に秦の援あることを疑ひ、敢て弱きに乘じてこれを圍まざるべし、と謂ふなり。

【四】瓜分。瓜の如く分割する也。

【五】虞卿は、趙、秦と和するときは、天下の諸侯愈々疑つて、肯て趙に親しまざるべし、と謂ふなり。

【六】趙、齊に賂ふが爲めに地を失ふとも、能く秦を攻めて其の地を取り、以て失ふ所を償ふを得べし。



能く爲す有るを示すなり。王、此を以て聲を發せば、兵未だ境を窺はざるに、臣、秦の重賂・趙に至りて・反つて王に構するを見ん。秦より構を爲さば、韓・魏之を聞き、必ず盡く王を重んぜん。是れ王、一舉して三國の親を結び、而して秦と道を易ふるなり。』趙王曰はく、『善し』と。虞卿をして東のかた齊王に見えて、之と秦を謀らしむ。虞卿未だ返らざるに、秦の使者、已に趙に在り。樓緩之を聞き、亡げ去る。趙王、虞卿を封するに一城を以てす。秦が始め趙を伐つや、魏王、大夫に問ふ。皆以爲へらく、『秦、趙を伐つは、魏に於て便なり』と。孔斌曰はく、『何の謂ぞや。』曰はく、『(秦)趙に勝たば、則ち吾、因りてこれに服せん。(秦)趙に勝たずんば、則ち吾、敵を承けて之を撃たん。』子順曰はく、『然らず。秦は孝公より以來、戰、未だ嘗て屈せず。今、又、其の良將に屬す。何の敵をか之れ承けん。』大夫曰はく、『縦ひ其れ趙に勝つとも、我に於て何ぞ損せん。鄰の羞は、國の福なり。』子順曰はく、『秦は貪暴の國なり。趙に勝たば、必ず復た他に求めん。吾恐らくは、(此)時に於て魏、其の師を受けんことを。先人、言へる有り、燕雀、屋に處り、子母相 哺し、(10) 啁陶焉として相樂しむや、自ら以て安しと爲す。(11) 竈突炎上し、棟宇將に焚けんとするも、燕雀、顔變せず。禍の將に己に及ばんとするを知らざるなり』と。今、子は、趙破れば患將に己に及ばんとするを悟らず、人を以てして燕雀に同じかる可けんや』と。子順は、

【七】 秦の使者、趙に來りて和を求むるなり。  
 【八】 良將。白起をいふ。  
 【九】 哺。養ひそだつる也。  
 【一〇】 啁陶。鳴く聲。  
 【一一】 竈突。かまどの煙出し。

(11) 孔子の六世の孫なり。初め魏王、子順の賢なるを聞き、使者を遣はし、黄金束帛を奉じ、聘して以て相と爲さんとす。子順曰はく、『若し王、信じて吾が道を用ひば、吾が道は固より世を治むるが爲めなれば、蔬食して水を飲むと雖も、吾猶ほ之を爲さん。若し徒に吾が身を制服せんと欲せば、委ぬるに重祿を以てすとも、吾猶ほ一夫のごときのみ。魏王、奚ぞ一夫を少かん』と。使者固く請ふ。子順乃ち魏に之く。魏王 郊迎し、以て相と爲す。子順、嬖寵の官を改め、以て賢才を事へしめ、(12) 無任の祿を奪ひ、以て有功に賜ふ。諸の職を喪ひし者、咸、悦ばず、乃ち謗言を造す。(13) 文咨、以て子順に告ぐ。子順曰はく、『民の與に始を慮る可からざること久し。古の善く政を爲す者も、其の初は謗無きこと能はず。子産の鄭に相たるや、三年にして後、謗止む。(14) 吾が先君の魯に相たるや、三月にして後謗止みき。今、吾、政を爲すこと日新なり。賢に及ぶこと能はずと雖も、(15) 庸ぞ謗を知らんや。』文咨曰はく、『未だ識らず先君の謗とは何ぞや。』子順曰はく、『先君、魯に相たるや、人之を誦して曰はく、『(16) 麋裘にして 芾、之を投ずれども 戾無し。芾にして麋裘、之を投

【一三】 孔子、伯魚を生み、伯魚、子思を生み、子思、子上を生み、子上、子家を生み、子家、子京を生み、子京、子高を生み、子高、子順を生む。  
 【一四】 郊迎。城外まで出迎ふること。禮を厚うするなり。  
 【一五】 無任の祿を云云。事に任ぜずして祿を食む者の祿を奪ひ、即ちその職を免じて、有功の士に任するなり。  
 【一六】 文。姓、咨は名。  
 【一七】 吾が先君。孔子をいふ。  
 【一八】 庸ぞ謗を云云。孔叢子の陳士義篤には、庸ぞ謗の止むこと獨り時無きを知らんや』と作る。  
 【一九】 麋裘。小鹿の皮にて作りたる皮衣。  
 【二〇】 芾。まへだれ。  
 【二一】 戾。罪なり。



すれども 郵無し」と。三月に及びて、政化既に成るや、民又誦して曰はく、「褒衣 章甫、實に我が所を獲たり、章甫褒衣、我を惠みて私無し」と。文咨喜びて曰はく、「乃ち今、先生の、聖賢に異ならざるを知る」と。子順、魏に相たること、凡そ九月、大計を陳ぶれば、輒ち用ひられず、乃ち 喟然として曰はく、「言、用ひられざるは、是れ吾が言の當らざるなり。言、主に當らざるに、人の官に居り、人の祿を食むは、是れ 尸利 素餐にして、吾が罪深し」と。退きて病を以て致仕す。人、子順に謂つて曰はく、「王、子を用ひず、子其れ行らんか。」(子)答へて曰はく、「行るとも將た何にか之かん。山東の國は、將に秦に并せられんとす。秦は不義を爲す。義として入らざる所なり」と。遂に家に寝ぬ。新垣固、子順に謂つて曰はく、「賢者の在る所は、必ず化を興し治を致す。今、子、魏に相として、未だ異政を聞かず、而して即ち自ら退くは、意ふに志、得られざるか。何ぞ去るの速かなるや。」子順曰はく、「異政無きを以て、自ら退く所以なり。且つ 死病には良醫無し。今、秦は天下を吞食するの心有り。義を以て之に事ふとも、固より安きを獲ず。亡を救ふだにも暇あらず。何の化をか之れ興さん。昔、伊摯、夏に在り、(二五)呂望、商に在れども、二國治まらざりき。豈に伊・呂の欲せざるならんや。勢不可なれ

【一】 郵。尤なり。

【二】 章甫。殷の冠の名。

【三】 喟然。嘆聲を發する貌。

【四】 尸利。仕ふれども道を行ふこと能はずして利を得る也

【五】 素餐。空しく君の祿を食みて、爲す所ること能はざるなり。

【六】 新垣は姓、固は名。

【七】 治す可からざる病には、良醫も手を束ぬ、故に良醫無しと曰ふ。

【八】 伊摯。伊尹。

【九】 呂望。太公望。呂尙なり。

ばなり。當今、山東の國、敵えて振はず、三晉は地を割きて以て安を求め、二周は折けて秦に入り、燕・齊・楚は已に屈服す。此を以て之を觀れば、二十年を出でずして、天下は其れ盡く秦と爲らんか」と。

秦王、應侯の爲めに必ず其の仇を報いんと欲す。魏齊が平原君の所に在るを聞き、乃ち好言を爲して、平原君を誘ひ、秦に至らしめて之を執へ、使を遣はして趙王に謂つて曰はく、「齊の首を得ずんば、吾、王の弟を關より出さじ」と。魏齊・窮して、虞卿に抵る。虞卿、相の印を棄て、魏齊と偕に亡げ、魏に至り、信陵君に因りて以て楚に走らんと欲す。信陵君、意に之を見るを難る。魏齊怒りて自殺す。趙王、卒に其の首を取りて、以て秦に與ふ。秦乃ち平原君を歸す。九月、五大夫王陵、復た兵を將りて趙を伐つ。武安君病み、行くに任へず。

【一】 邯鄲。趙の都。直隸省大名道邯鄲縣。

【二】 五校。五隊。一校は人員凡そ八百人なり。

五十七年 正月、王陵、邯鄲を攻む。利少し。益卒を發して陵を佐く。陵、五校を亡ふ。武安君、病愈ゆ。王、(武安君)之に代らしめんと欲す。武安君曰はく、「邯鄲は實に未だ攻め易からざるなり。且つ諸侯の救、日に至らん。彼の諸侯、秦を怨むの日久し。秦は長平に勝てりと雖も、士卒、死する者半に過ぎ、國內空し。遠く河山を絶りて、人の國都を争はば、趙、其の内に應じ、諸侯、其の



外を攻め、秦の軍を破らんこと必せり」と。王自ら（行カン）命ずれども（武安）行かず。乃ち應侯をして之を請はしむ。武安君、終に疾と辭して、肯て行かず。乃ち王齧を以て王陵に代らしむ。趙王、平原君をして救を楚に求めしむ。平原君、其の門下の食客の文武備具する者二十人（才選）之と俱にせんと約す。十九人を得たり。餘は取る可き者無し。毛遂、自ら平原君に薦む。平原君曰はく、「夫れ賢士の世に處るや、譬へば錐の囊中に處るが若く、其の末立ちどころに見はる。今、先生、勝の門下に處ること、此に三年、左右、未だ稱誦する所有らず、勝、未だ聞く所有らず。是れ先生、有する所無きなり。先生は不能なり。先生は留まれ」と。毛遂曰はく、「臣、乃ち今日、囊中に處らんことを請ふのみ。遂をして蚤く囊中に處るを得しめば、乃ち穎を脱して出でん、特に其の末の見はるるのみに非ざりしならん」と。平原君乃ち之と俱にす。十九人相與に之を目笑す。平原君、楚に至り、楚王と、合従の利害を言ふ。日出でて之を言ひ、日中まで決せず。毛遂、劍を按じて、歴階して上り、平原君に謂つて曰はく、「従の利害は、兩言にして決せんのみ。今、日出でて言ひ、日中まで決せざるは、何ぞや」と。楚王怒り、叱して曰はく、「胡ぞ下らざる。吾は乃ち而

- 【三】 毛は姓、遂は名。
- 【四】 勝。平原君の名。
- 【五】 平原君、毛遂を以て不能と爲し、これをして留まらしめんとする也。
- 【六】 穎。錐の銚。穎は恐らくは穎の誤ならん。穎は音ケイ。錐の柄なり。錐の利銚にて突き破りて全身挺出して顯れんとの意。
- 【七】 目笑。目視て侮り笑ふ也。
- 【八】 歴階。一階段毎に片足づつかけて上る也。禮として、一段上れば、そこに兩足を揃へ、更に一段上れば又そこにて兩足を揃へて上るなり。
- 【九】 兩言。利と害とを謂ふ。

が君と言ふ。汝は何爲る者ぞや」と。毛遂、劍を按じて前みて曰はく、「王の遂を叱する所以は、楚國の衆を以てなり。今、十歩の内、王、楚國の衆を恃むを得ざるなり。王の命は、遂が手に懸れり。吾が君、前に在り。叱するは何ぞや。且つ遂聞く、「湯は（方）七十里の地を以て天下に王たり、文王は（方）百里の壤を以てして諸侯を臣とせり」と。豈に其の士卒衆多ならんや。誠に能く其の勢に據りて其の威を奮ひたればなり。今、楚は、地、方五千里、（二）持戟百萬あり、此れ霸王の資なり。楚の疆を以てせば、天下、當ること能はじ。白起は小豎子のみ。數萬の衆を率ゐて、師を興して以て楚と戦ひ、一戦して鄢郢を擧げ、再戦して夷陵を焼き、三戦して（三）王の先人を辱しめたり。此れ百世の怨にして、趙の爲めに非ざるなり。吾が君、前に在り。合従は楚の爲めにして、趙の爲めに非ざるなり。吾が君、前に在り。叱するは何ぞや。」王曰はく、「唯唯。誠に先生の言の若し。謹んで社稷を奉じて以て従はん。」毛遂曰はく、「従定まれりや。」楚王曰はく、「定まれり」と。毛遂、楚王の左右に謂つて曰はく、「（四）雞・狗・馬の血を取りて來れ」と。毛遂、銅盤を奉じて、跪きて之を楚王に進めて曰はく、「王、當に血を飲りて以て従を定むべし。次は吾が君、次は遂」と。遂に従を殿上に定む。毛遂、左手に盤血を持ちて、右手に十九人を招きて曰はく、「公等は相與に

- 【一】 壤。土地。
- 【二】 持戟。兵士をいふ。
- 【三】 王の先人を辱しむ。楚の陵廟を燒夷せしを謂ふ。
- 【四】 雞・狗・馬。盟に用ふる所の牲は、貴賤によりて同じからず。天子は牛及び馬を用ひ、諸侯は犬及び豹を用ひ、大夫以下は雞を用ふ。今、此には盟の血を用ふるを、總べて言ふ也。故に、雞・狗・馬の血云々と曰ふ也。